



長崎県公報

目 次

◎ 人事委員会規則

所管課（室）名
人事委員会事務局

- 職員の旅費支給に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則
- 学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則及び義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給料等の支給に関する規則及び職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
- 会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

//
//
//
//
//
//
//
//
//

人事委員会規則

職員の旅費支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第4号

職員の旅費支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費支給に関する規則（昭和29年長崎県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（旅費請求書の種類、記載事項及び様式） 第8条 条例第14条第1項に規定する旅費請求書の種類、記載事項及び様式は次の区分に従い当該各号に掲げるところによる。 (1) 条例第30条に規定する旅費又は条例第31条の規定に基づき国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「旅費法施行令」という。）第16条に規定する死亡手当を請求する場合には別表第2の第2号様式による旅費請求書 (2)～(4) 略 （宿泊費基準額等）	（旅費請求書の種類、記載事項及び様式） 第8条 条例第14条第1項に規定する旅費請求書の種類、記載事項及び様式は次の区分に従い当該各号に掲げるところによる。 (1) 条例第31条の規定に基づき国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）第41条に規定する旅行手当を請求する場合には、別表第2の第1号様式による旅費請求書 (2) 条例第30条に規定する旅費又は条例第31条の規定に基づき旅費法第40条に規定する死亡手当を請求する場合には別表第2の第2号様式による旅費請求書 (3)～(5) 略

第11条の2 条例第21条に規定する人事委員会規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

- (1) 知事、副知事及び執行機関としての各種委員会の委員（教育委員会、人事委員会、公安委員会、選挙管理委員会及び労働委員会の委員並びに監査委員に限る。）並びに議会の議長、副議長及び議員（以下「特別職」という。）の出張に随行する旅行（一般職職員が特別職の職員と行動を共にして専ら秘書的用務を行う場合の他、公務遂行上特別職の職員と同一若しくは直近の宿泊施設を利用する必要があると認められるものに限る。）
- (2) 行幸啓、行啓、お成り関係用務のための旅行。
- (3) 会議の主催者等により宿泊施設があらかじめ指定若しくは限定されている旅行（幹旋は除く。）
- (4) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
- (5) その他、これらに相当する事情があると任命権者が認める場合（旅行命令権者は、あらかじめ任命権者へ旅費の調整について協議するものとする。）
（宿泊手当の定額等）

第11条の3 条例第21条の2に規定する人事委員会規則で定める1夜当りの定額は、別表第4のとおりとする。

2 宿泊手当の額は、旅費条例の規定により支給される宿泊費又は鉄道賃、船賃、航空賃若しくはその他の交通費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食または夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第3で定める額とする。ただし、旅費条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（扶養親族移転料のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、1,100円を支給する。
（帰住に係る旅費）

第13条 条例第29条第2項の人事委員会規則で定める旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1)及び(2) 略
（旅行中に宿泊を要する職員又は外国旅行をする職員の職務の級並びに旅費の額）

第14条 条例第21条及び条例第31条の人事委員会規則で定める国家公務員の職務の級に相当する当該職員の職務の級は、県の行政職給料表の適用を受ける職員の職務の級が9級以下7級以上、6級、5級、4級、3級、2級及び1級の職務である者は、それぞれ国家公務員の一般職の行政職俸給表（一）の適用を受ける職員の職務の級が7級、6級、5級、4級、3級、2級及び1級の職務にある者に相

（帰住に係る旅費）

第13条 条例第29条第2号の人事委員会規則で定める旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1)及び(2) 略
（外国旅行をする職員の職務の級並びに旅費の額）

第14条 条例第31条の人事委員会規則で定める国家公務員の職務の級に相当する当該職員の職務の級は、県の行政職給料表の適用を受ける職員の職務の級が9級以下7級以上、6級、5級、4級、3級、2級及び1級の職務である者は、それぞれ国家公務員の一般職の行政職俸給表（一）の適用を受ける職員の職務の級が7級、6級、5級、4級、3級、2級及び1級の職務にある者に相当するものとみな

当するものとみなす。		す。	
2 条例第31条の人事委員会規則で定める旅費の額は、 <u>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）の例による。</u>		2 条例第31条の人事委員会規則で定める旅費の額は、 <u>旅費法の例による。</u>	
(本邦における旅行の甲地方の範囲)		(本邦における旅行の甲地方の範囲)	
第15条 条例別表の備考に規定する「人事委員会規則で定める地域」は、東京都の特別区の存する地域並びに大阪市、 <u>名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち、職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号）第12条の2第2項第1号から第4号までに規定する地域手当の級地（次項において「特定級地」という。）とする。</u>		第15条 条例別表の備考に規定する「人事委員会規則で定める地域」及び「人事委員会規則で定めるもの」は、 <u>旅費法の規定を準用する。</u>	
2 条例別表の備考に規定する「人事委員会規則で定めるもの」は、前項に規定する地域以外の地域で、 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市のうち、特定級地とする。</u>			
別表第3（第8条関係）		別表第3（第8条関係）	
第1 第8条第1項第1号に規定する旅費請求書に添付すべき書類 職員の死亡、その死亡地及び遺族であることを証明する書類		第1 第8条第1項第1号に規定する旅費請求書に添付すべき書類 人事委員会との協議書の写し	
第2 第8条第1項第2号に規定する旅費請求書に添付すべき書類 損失額、旅行命令の取消し又は旅費の支給を受けることができる者の死亡及び扶養親族であることを証明する書類		第2 第8条第1項第2号に規定する旅費請求書に添付すべき書類 職員の死亡、その死亡地及び遺族であることを証明する書類	
第3 第8条第1項第3号に規定する旅費請求書に添付すべき書類 交通機関の事故又は天災その他人事委員会が定める事情により旅費額の喪失額を証する書類		第3 第8条第1項第3号に規定する旅費請求書に添付すべき書類 損失額、旅行命令の取消し又は旅費の支給を受けることができる者の死亡及び扶養親族であることを証明する書類	
第4 第8条第1項第4号に規定する旅費請求書に添付すべき書類		第4 第8条第1項第4号に規定する旅費請求書に添付すべき書類 交通機関の事故又は天災その他人事委員会が定める事情により旅費額の喪失額を証する書類	
1 旅費法施行令第5条第1項第1号に規定する運賃又は旅費法施行令第6条第1項第1号に規定する運賃	運賃の等級及び額を証明するに足る書類	1 旅費法第32条第1号、第2号若しくは第3号に規定する運賃又は旅費法第33条第1号若しくは第2号に規定する運賃	運賃の等級及び額を証明するに足る書類
2 条例第17条第1項第4号に規定する寝台料金、旅費法施行令第5条第1項第2号に規定する急行料金、同項第3号に規定する寝台料金、同項第4号に規定する座席指定料金、同項第5号に規定する特別車両料金、同項第6号に規定する費用又は旅費法施行令第6条第1項第2号に規定する寝台料金、同項第3号に規定する座席指定料金、同項第4号に規定する特別船室料金、同項第5号に規定する費用	公務上の必要を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類	2 旅費法第17条第1項第4号に規定する寝台料金、旅費法第32条第4号に規定する運賃、旅費法第32条第5号に規定する急行料金若しくは寝台料金又は旅費法第33条第3号に規定する運賃若しくは旅費法第33条第4号に規定する寝台料金	公務上の必要を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類
2の2 略	略	2の2 略	略
3 旅費法施行令第7条第1項に規定する航空賃	略	3 旅費法第34条第1項に規定する航空賃	略
4 旅費法施行令第8条第1	略	4 旅費法第34条第2項に規	略

号から第4号までに規定する車賃		定する車賃	
5 略	略	5 略	略
6 条例第21条第1項（旅費法施行令第9条において準用する場合を含む。）に規定する宿泊費	その支払を証明するに足る書類 第11条の2第1号から第5号までのいずれかに該当することを証明するに足る資料（条例第21条ただし書に該当する場合に限る。以下この表において同じ。）		
7 条例第21条第2項に規定する宿泊費	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類	6 条例第21条第2項（旅費法第35条第4項において準用する場合を含む。）に規定する宿泊料	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類
8 条例第22条第2項に規定する食卓料	略	7 旅費法第22条第2項又は旅費法第35条第3項に規定する食卓料	略
9 略	略	8 略	略
10 旅費法施行令第15条に規定する渡航雑費	その支払を証明するに足る書類	9 旅費法第39条の2に規定する旅行雑費	その支払を証明するに足る書類
11 略	略	10 略	略
12 条例第29条又は旅費法施行令第17条に規定する旅費	旅行中に退職等となったこと、退職等の事由、退職等を知った日にいた地及び所定の期間内に退職等に伴う旅行をしたことを証明する書類	11 条例第29条又は旅費法第44条に規定する旅費	旅行中に退職等となったこと、退職等の事由、退職等を知った日にいた地及び所定の期間内に退職等に伴う旅行をしたことを証明する書類
13～15 略	略	12～14 略	略
16 条例第27条第1項第2号に規定する宿泊費	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類	15 条例第27条第1項第2号に規定する宿泊料	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類
17 条例第21条の2に規定する宿泊手当	支給される宿泊費等に、朝食若しくは夕食に係る費用が含まれていないことを証明するに足る書類又は朝食若しくは夕食に係る費用を含む場合はその旨を証明するに足る書類		
別表第4 宿泊手当（第11条の3関係）			
区分		宿泊手当（1夜につき）	
全ての地		2,400円	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、職員の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和7年長崎県条例第2号。次項及び第3項において「改正条例」という。）の施行の日（令和7年4月1日）から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の職員の旅費支給に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 新規則第2条の規定は、施行日前日に改正条例による改正後の職員の旅費に関する条例（昭和29年長崎県条例第47号）第3条第1項第4号で規定する事由により帰住する職員にも適用する。

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第5号

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の支給に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

(勤勉手当の成績率)

第30条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の215 (特定幹部職員にあっては、100分の255)

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の102.5 (特定幹部職員にあっては、100分の122.5)

別表第2の2 (第7条の2関係)

ア 行政職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
略	略	略
8級	1種	<u>117,500円</u>
	略	略
略	略	略

別表第3 (第9条の6関係)

職員の区分 期間の区分	1項職員				2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種		
1年未満	円 416,600	円 370,400	円 310,000	円 252,400	円 51,600	略
1年以上2年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	51,600	
2年以上3年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	51,600	
3年以上4年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	51,600	
4年以上5年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	51,600	
5年以上6年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	51,600	
6年以上7年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	49,800	
7年以上8年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	48,000	
8年以上9年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	46,200	
9年以上10年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	44,400	
10年以上11年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	42,600	
11年以上12年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	40,800	
12年以上13年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	39,000	
13年以上14年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	37,200	
14年以上15年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	35,800	
15年以上16年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	34,400	
16年以上17年未満	412,200	366,400	306,700	249,800	33,000	
17年以上18年未満	407,800	362,400	303,400	247,200	31,600	
18年以上19年未満	403,400	358,400	300,100	244,600	30,200	
19年以上20年未満	399,000	354,400	296,800	242,000	28,800	
20年以上21年未満	394,600	350,400	293,500	239,400	27,400	
21年以上22年未満	378,600	336,400	281,500	228,700	26,800	
22年以上23年未満	360,100	320,400	268,000	217,200	26,200	
23年以上24年未満	341,100	303,900	254,500	205,700	25,200	
24年以上25年未満	322,100	287,400	241,000	194,200	24,600	
25年以上26年未満	302,600	270,900	227,500	182,700	24,000	
26年以上27年未満	281,600	251,400	210,500	168,700	23,400	
27年以上28年未満	260,600	231,900	193,500	154,700	22,800	
28年以上29年未満	239,600	212,400	176,500	140,700	22,000	

改正前

(勤勉手当の成績率)

第30条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の205 (特定幹部職員にあっては、100分の245)

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の97.5 (特定幹部職員にあっては、100分の117.5)

別表第2の2 (第7条の2関係)

ア 行政職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
略	略	略
8級	1種	<u>117,100円</u>
	略	略
略	略	略

別表第3 (第9条の6関係)

職員の区分 期間の区分	1項職員				2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種		
1年未満	円 415,600	円 369,500	円 309,200	円 251,700	円 51,100	略
1年以上2年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	51,100	
2年以上3年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	51,100	
3年以上4年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	51,100	
4年以上5年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	51,100	
5年以上6年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	51,100	
6年以上7年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	49,300	
7年以上8年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	47,500	
8年以上9年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	45,700	
9年以上10年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	43,900	
10年以上11年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	42,100	
11年以上12年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	40,300	
12年以上13年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	38,500	
13年以上14年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	36,700	
14年以上15年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	35,300	
15年以上16年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	33,900	
16年以上17年未満	411,200	365,500	305,900	249,100	32,500	
17年以上18年未満	406,800	361,500	302,600	246,500	31,100	
18年以上19年未満	402,400	357,500	299,300	243,900	29,700	
19年以上20年未満	398,000	353,500	296,000	241,300	28,300	
20年以上21年未満	393,600	349,500	292,700	238,700	26,900	
21年以上22年未満	375,700	333,800	279,700	227,300	26,300	
22年以上23年未満	355,900	316,600	265,700	215,400	25,700	
23年以上24年未満	336,600	299,900	252,200	203,400	24,700	
24年以上25年未満	317,200	283,000	238,300	191,600	24,100	
25年以上26年未満	297,700	266,100	224,600	179,800	23,500	
26年以上27年未満	275,000	245,300	207,000	165,400	22,900	
27年以上28年未満	252,800	224,900	189,900	151,100	22,300	
28年以上29年未満	230,400	204,500	172,600	136,800	21,500	

29年以上30年未満	217,600	192,900	159,500	126,400	21,700
30年以上31年未満	195,600	172,400	142,000	111,900	21,300
31年以上32年未満	173,600	151,900	124,500	97,400	20,700
32年以上33年未満	150,600	131,400	107,000	82,200	19,800
33年以上34年未満	127,600	109,900	87,000	64,200	18,900
34年以上35年未満	104,600	88,400	67,000	46,200	18,200
備考 略					

別表第3の2（第9条の8関係）

職員の区分 期間の区分	2 項職員	3 項職員
1 年未満	円 略	
1 年以上 2 年未満	36,100	
2 年以上 3 年未満	36,100	
3 年以上 4 年未満	36,100	
4 年以上 5 年未満	36,100	
5 年以上 6 年未満	36,100	
6 年以上 7 年未満	34,900	
7 年以上 8 年未満	33,600	
8 年以上 9 年未満	32,300	
9 年以上 10 年未満	31,100	
10 年以上 11 年未満	29,800	
11 年以上 12 年未満	28,600	
12 年以上 13 年未満	27,300	
13 年以上 14 年未満	26,000	
14 年以上 15 年未満	25,100	
15 年以上 16 年未満	24,100	
16 年以上 17 年未満	23,100	
17 年以上 18 年未満	22,100	
18 年以上 19 年未満	21,100	
19 年以上 20 年未満	20,200	
20 年以上 21 年未満	19,200	
21 年以上 22 年未満	18,800	
22 年以上 23 年未満	18,300	
23 年以上 24 年未満	17,600	
24 年以上 25 年未満	17,200	
25 年以上 26 年未満	16,800	
26 年以上 27 年未満	16,400	
27 年以上 28 年未満	16,000	
28 年以上 29 年未満	15,400	
29 年以上 30 年未満	15,200	
30 年以上 31 年未満	14,900	
31 年以上 32 年未満	14,500	
32 年以上 33 年未満	13,900	
33 年以上 34 年未満	13,200	
34 年以上 35 年未満	12,700	
備考 略		

29年以上30年未満	207,600	183,700	155,000	122,500	21,200
30年以上31年未満	182,800	161,800	137,000	107,500	20,800
31年以上32年未満	157,900	139,900	118,700	92,700	20,200
32年以上33年未満	133,300	118,200	100,800	77,500	19,300
33年以上34年未満	97,500	88,200	76,200	59,500	18,400
34年以上35年未満	62,200	58,400	51,900	41,100	17,700
備考 略					

別表第3の2（第9条の8関係）

職員の区分 期間の区分	2 項職員	3 項職員
1 年未満	円 略	
1 年以上 2 年未満	35,800	
2 年以上 3 年未満	35,800	
3 年以上 4 年未満	35,800	
4 年以上 5 年未満	35,800	
5 年以上 6 年未満	35,800	
6 年以上 7 年未満	34,500	
7 年以上 8 年未満	33,300	
8 年以上 9 年未満	32,000	
9 年以上 10 年未満	30,700	
10 年以上 11 年未満	29,500	
11 年以上 12 年未満	28,200	
12 年以上 13 年未満	27,000	
13 年以上 14 年未満	25,700	
14 年以上 15 年未満	24,700	
15 年以上 16 年未満	23,700	
16 年以上 17 年未満	22,800	
17 年以上 18 年未満	21,800	
18 年以上 19 年未満	20,800	
19 年以上 20 年未満	19,800	
20 年以上 21 年未満	18,800	
21 年以上 22 年未満	18,400	
22 年以上 23 年未満	18,000	
23 年以上 24 年未満	17,300	
24 年以上 25 年未満	16,900	
25 年以上 26 年未満	16,500	
26 年以上 27 年未満	16,000	
27 年以上 28 年未満	15,600	
28 年以上 29 年未満	15,100	
29 年以上 30 年未満	14,800	
30 年以上 31 年未満	14,600	
31 年以上 32 年未満	14,100	
32 年以上 33 年未満	13,500	
33 年以上 34 年未満	12,900	
34 年以上 35 年未満	12,400	
備考 略		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、改正後の職員の給料等の支給に関する規則第30条の規定は、令和6年12月1日から適用する。

職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第6号

職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給料等の支給に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給料等の支給に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(支給職員の職) 第9条の2 略 (1)及び(2) 略 (3) 前2号に掲げる職員の職以外の職員の職で<u>職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則（令和7年長崎県人事委員会規則第6号）</u>による改正前の地域手当の支給に関する規則（以下この項において「旧地域手当支給規則」という。）別表第1に掲げる地域以外の地域に所在する公署（旧地域手当支給規則別表第2に掲げる公署を除く。）に置かれるもの又は旧地域手当支給規則第3条の規定により地域手当の級地が5級地、6級地若しくは7級地とされていた地域に所在する公署（当該級地が1級地、2級地、3級地又は4級地とされる公署を除く。）若しくは当該級地が5級地、6級地若しくは7級地とされていた公署に置かれる職員の職 (4) 旧地域手当支給規則第3条の規定により地域手当の級地が1級地、2級地、3級地若しくは4級地とされていた地域に所在する公署又は当該級地が1級地、2級地、3級地若しくは4級地と<u>されていた公署に置かれる職員の職</u> (届出及び認定) 第10条の3 <u>新たに職員給与条例第11条第1項及び市町村立学校職員給与条例第9条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、電子計算組織による給与事務処理要綱について（昭和48年48電第3号）に定める様式により、その旨を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。次項において同じ。）に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</u> 3 <u>任命権者は、職員から第1項の届出を受けたときは、扶養親族届記載の扶養親族が条例に定める要件を備えているかどうかを確かめて認定しなければならない。前項に規定する場合においても、同様とする。</u> 4 <u>任命権者は、次に掲げる者を扶養親族として認定することはできない。</u> (1) <u>職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者</u> (2)及び(3) 略 5 略 6 略 (支給の始期及び終期) 第10条の4 <u>扶養手当の支給は、職員が新たに給与条例第11条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）の属する</u>	(支給職員の職) 第9条の2 略 (1)及び(2) 略 (3) 前2号に掲げる職員の職以外の職員の職で<u>同条第1項の人事委員会規則で定める地域以外の地域に所在する公署（同項の人事委員会規則で定める公署を除く。）に置かれるもの又は同条の規定による地域手当の級地が5級地、6級地若しくは7級地とされる地域に所在する公署（当該級地が1級地、2級地、3級地又は4級地とされる公署を除く。）若しくは当該級地が5級地、6級地若しくは7級地とされる公署に置かれる職員の職</u> (4) <u>職員給与条例第12条の2の規定による地域手当の級地が1級地、2級地、3級地若しくは4級地とされる地域に所在する公署又は当該級地が1級地、2級地、3級地若しくは4級地とされる公署に置かれる職員の職</u> (届出及び認定) 第10条の3 <u>職員給与条例第12条第1項及び市町村立学校職員給与条例第10条第1項の届出は、電子計算組織による給与事務処理要綱について（昭和48年48電第3号）に定める様式により行うものとする。</u> 2 <u>任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）は、職員から前項の届出を受けたときは、扶養親族届記載の扶養親族が条例に定める要件を備えているかどうかを確かめて認定しなければならない。</u> 3 <u>任命権者は、次に掲げる者を扶養親族として認定することはできない。</u> (1) <u>職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者</u> (2)及び(3) 略 4 略 5 略

月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第10条の3第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第13条の6 職員給与条例第17条又は市町村立学校職員給与条例第14条の人事委員会規則で定める手当の額は、次に掲げる手当の月額とする。

(1)～(7) 略

(8) 在宅勤務等手当

（勤勉手当の成績率）

第30条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 100分の315

（特定幹部職員にあっては、100分の375）

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の150（特定幹部職員にあっては、100分の180）

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1

項の給料表の適用を受ける職員 100分の262.5

別表第1

給料の調整額の適用区分表

勤務箇所	職名	調整数
略		
食肉衛生検査所	(1) と畜検査に従事することを常例とする獣医師	3.5
	(2) 略	略
保健所	と畜検査に従事することを常例とする獣医師	3.5
略		
家畜保健衛生所	(1) 家畜の防疫または診断の業務に従事することを常例とする獣医師	3.5
	(2) 家畜の防疫の業務に従事することを常例とする職員	
	(3) 略	略

別表第2（第7条関係）

組織	職	区分
知事部局	略	
	大阪事務所 所長	6種
	略	
略		

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第13条の6 職員給与条例第17条又は市町村立学校職員給与条例第14条の人事委員会規則で定める手当の額は、次に掲げる手当の月額とする。

(1)～(7) 略

（勤勉手当の成績率）

第30条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の215

（特定幹部職員にあっては、100分の255）

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）

別表第1

給料の調整額の適用区分表

勤務箇所	職名	調整数
略		
食肉衛生検査所	(1) と畜検査に従事することを常例とする獣医師	3
	(2) 略	略
保健所	と畜検査に従事することを常例とする獣医師	3
略		
家畜保健衛生所	(1) 家畜の防疫または診断の業務に従事することを常例とする獣医師	2
	(2) 家畜の防疫の業務に従事することを常例とする職員	
	(3) 略	略

別表第2（第7条関係）

組織	職	区分
知事部局	略	
	略	
	略	
略		

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第2条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年長崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(経験年数を有する者の号給) 第14条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第11条第1項の規定による号給（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4（新たに職員となった者が第34条第1項に規定する特定職員であるときは、<u>0</u>、<u>医療職給料表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職給料表（三）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては、3</u>）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。	(経験年数を有する者の号給) 第14条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第11条第1項の規定による号給（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4（新たに職員となった者が第34条第1項に規定する特定職員であるときは、<u>3</u>）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。
第33条 削除 (特定職員の昇給区分及び昇給の号給数) 第34条 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が<u>8級以上であるもの又は第36条の2各号に掲げる職員</u>（以下「特定職員」という。）を職員給与条例第6条第5項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）に応じて別表第7の3に定める特定職員昇給号給数表に定める号給数とする。 2～9 略 (行政職給料表の8級以上の職員に相当する職員) 第36条の2 職員給与条例第6条第7項第2号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が<u>9級であるもの</u> (2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が<u>5</u>	(行政職給料表の7級以上の職員に相当する職員) 第33条 職員給与条例第6条第6項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が<u>8級以上であるもの</u> (2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が<u>5級であるもの</u> (3) <u>医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの</u> (4) <u>医療職給料表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの</u> (5) <u>医療職給料表（三）の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの</u> (6) <u>教育委員会における教育次長及び教育センター所長の職にあるもの</u> (特定職員の昇給区分及び昇給の号給数) 第34条 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が<u>7級以上であるもの又は前条各号に掲げる職員</u>（以下「特定職員」という。）を職員給与条例第6条第5項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）に応じて別表第7の3に定める特定職員昇給号給数表に定める号給数とする。 2～9 略

級であるもの

(3) 教育職給料表（二）の適用を受ける職員で職員の給料等の支給に関する支給に関する規則第20条の2に規定するもの（学校以外に勤務する者に限る。）

(4) 教育職給料表（三）の適用を受ける職員で職員の給料等の支給に関する支給に関する規則第20条の2に規定するもの（学校以外に勤務する者に限る。）

(5) 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの

（令和7年4月1日における号給の切換え及び号給の調整）

第44条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年長崎県条例第25号）附則第9項の人事委員会規則で定めるこれに準ずるものをした職員及び人事委員会で定めるところによる必要な調整は、別に人事委員会が定めるところによるものとする。

第45条 略

別表第1（第3条関係）

ア 行政職給料表級別職務表

職務の級	区分	職名等	機関名	部局区分
3級	1			知事
		略		
4級	略			
	4			知事
6級	略			
	3	消防学校の副校長、消防学校の事務長、環境保健研究センターの次長、環境保健研究センターの部長、総合水産試験場の部長、農林技術開発センターの副所長、農林技術開発センターの部門長、長崎こども・女性・障害者支援センターの部長、清和寮長、高等技術専門校の副校長、農業大学の副校長、農業大学の部次長、農業大学の教授	地方機関	知事
	略			
		略		

備考 略

イ～コ 略

サ 医療職給料表（三）級別職務表

職務の級	区分	職名等	機関名	部局区分
6級	1	略	略	知事
		次長	こども医療福祉センター	
		略	略	

第44条 略

別表第1（第3条関係）

ア 行政職給料表級別職務表

職務の級	区分	職名等	機関名	部局区分
3級	1	水産業普及指導センター所長	振興局	知事
		略		
4級	略			
	4	水産業普及指導センター所長	振興局	知事
6級	略			
	3	消防学校の副校長、消防学校の事務長、総合水産試験場の部長、農林技術開発センターの副所長、農林技術開発センターの部門長、長崎こども・女性・障害者支援センターの部長、清和寮長、高等技術専門校の副校長、農業大学の副校長、農業大学の部次長、農業大学の教授	地方機関	知事
	略			
		略		

備考 略

イ～コ 略

サ 医療職給料表（三）級別職務表

職務の級	区分	職名等	機関名	部局区分
6級	1	略	略	知事
		略	略	

備考 略

別表第2（第4条関係）級別資格基準表

ア～ケ 略

コ 医療職給料表（二）級別資格基準表

職 種	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	学歴免許等							
略								
栄養士	大学卒			5	3	4	4	
管理栄養士			0	5	8	12	16	
	短大卒		2.5	5	3	4	4	
		0	2.5	5	3	4	4	
略								

備考

- 1 薬剤師、獣医師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯学衛生士、歯科技工士又はあん摩マッサージ指圧師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれその免許取得後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

2 略

別表第4（第6条関係）

経験年数換算表

経歴	換算率
国家公務員、地方公務員、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。） その他の期間
	100分の100 100分の100以下

略	略	略
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100分の100以下
	削除	削除

備考 略

別表第2（第4条関係）級別資格基準表

ア～ケ 略

コ 医療職給料表（二）級別資格基準表

職 種	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	学歴免許等							
略								
栄養士	大学卒			5	3	4	4	
			0	5	8	12	16	
	短大卒		2.5	5	3	4	4	
		0	2.5	5	3	4	4	
略								

備考

- 1 薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯学衛生士、歯科技工士又はあん摩マッサージ指圧師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれその免許取得後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

2 略

別表第4（第6条関係）

経験年数換算表

経歴	換算率
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間 その他の期間
	100分の100以下 100分の80以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、100分の100以下）
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間 その他の期間
	100分の100以下 100分の80以下
略	略
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの 技能、労務等の職
	100分の100以下 100分の50以下（部

	略	略

務に従事した期間 で、その職務につ いての経験が職員 としての職務に役 立つと認めるもの 略	内の他の職員との 均衡を著しく失す る場合は、100分 の80以下) 略
---	--

備考

- 1 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を100分の80以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、100分の100以下）とする。
- 2 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で人事委員会が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を人事委員会が別に定める。

別表第5（第7条関係）

修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分		
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)
博士課程修了	21年	(+) 5年	(+) 7年	(+) 9年
修士課程修了	18年	(+) 2年	(+) 4年	(+) 6年
専門職 学位課程修了	18年	(+) 2年	(+) 4年	(+) 6年
大学6卒	18年	(+) 2年	(+) 4年	(+) 6年
大学専攻科卒	17年	(+) 1年	(+) 3年	(+) 5年
大学4卒	16年		(+) 2年	(+) 4年
短大3卒	15年	(-) 1年	(+) 1年	(+) 3年
短大2卒	14年	(-) 2年		(+) 2年
短大1卒	13年	(-) 3年	(-) 1年	(+) 1年
高校専攻科卒	13年	(-) 3年	(-) 1年	(+) 1年
高校3卒	12年	(-) 4年	(-) 2年	
高校2卒	11年	(-) 5年	(-) 3年	(-) 1年
中学卒	9年	(-) 7年	(-) 5年	(-) 3年

備考 略

別表第6（第11条関係）初任給基準表

ア及びイ 略

ウ 海事職給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
航海士	大学卒	3級1号給
機関士	短大卒	2級11号給
通信士	高校卒	2級1号給
その他の乗組員	高校卒	1級5号給

別表第7（第21条関係）

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	略	1	1	1	1	1	1	1
2		1	1	1	1	1	1	2

別表第5（第7条関係）

修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	(+) 5年	(+) 7年	(+) 9年	(+) 12年
修士課程修了	18年	(+) 2年	(+) 4年	(+) 6年	(+) 9年
専門職 学位課程修了	18年	(+) 2年	(+) 4年	(+) 6年	(+) 9年
大学6卒	18年	(+) 2年	(+) 4年	(+) 6年	(+) 9年
大学専攻科卒	17年	(+) 1年	(+) 3年	(+) 5年	(+) 8年
大学4卒	16年		(+) 2年	(+) 4年	(+) 7年
短大3卒	15年	(-) 1年	(+) 1年	(+) 3年	(+) 6年
短大2卒	14年	(-) 2年		(+) 2年	(+) 5年
短大1卒	13年	(-) 3年	(-) 1年	(+) 1年	(+) 4年
高校専攻科卒	13年	(-) 3年	(-) 1年	(+) 1年	(+) 4年
高校3卒	12年	(-) 4年	(-) 2年		(+) 3年
高校2卒	11年	(-) 5年	(-) 3年	(-) 1年	(+) 2年
中学卒	9年	(-) 7年	(-) 5年	(-) 3年	

備考 略

別表第6（第11条関係）初任給基準表

ア及びイ 略

ウ 海事職給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
航海士	大学卒	3級1号給
機関士	短大卒	2級11号給
通信士	高校卒	2級1号給
その他の乗組員	中学卒	1級5号給

別表第7（第21条関係）

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	略	1	1	1	1	1	1	1
2		1	1	1	1	1	1	1

3	1	1	1	1	1	1	<u>3</u>
4	1	1	1	1	1	1	<u>4</u>
5	1	1	1	1	1	1	<u>5</u>
6	1	1	1	1	1	1	<u>5</u>
7	1	1	1	1	1	1	<u>5</u>
8	1	1	1	1	1	1	<u>5</u>
9	1	1	1	1	1	1	<u>5</u>
10	1	1	2	<u>1</u>	1	1	
11	1	1	3	<u>1</u>	1	1	
12	1	1	4	<u>1</u>	1	1	
13	1	1	5	<u>1</u>	1	<u>2</u>	
14	1	1	6	<u>2</u>	<u>1</u>	2	
15	1	1	7	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	
16	1	1	8	<u>4</u>	<u>1</u>	2	
17	1	1	9	<u>5</u>	<u>1</u>	2	
18	<u>1</u>	<u>1</u>	10	<u>6</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	
19	<u>1</u>	<u>1</u>	11	<u>7</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	
20	<u>1</u>	<u>1</u>	12	<u>8</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	
21	<u>1</u>	<u>1</u>	13	<u>9</u>	<u>5</u>	<u>3</u>	
22	<u>2</u>	<u>2</u>	14	<u>10</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	
23	<u>3</u>	<u>3</u>	15	<u>11</u>	<u>6</u>	<u>4</u>	
24	<u>4</u>	<u>4</u>	16	<u>12</u>	<u>6</u>	<u>4</u>	
25	<u>5</u>	<u>5</u>	17	<u>13</u>	<u>7</u>	<u>4</u>	
26	<u>6</u>	<u>6</u>	18	<u>14</u>	<u>7</u>	<u>4</u>	
27	<u>7</u>	<u>7</u>	19	<u>15</u>	<u>8</u>	<u>4</u>	
28	<u>8</u>	<u>8</u>	20	<u>16</u>	<u>8</u>	<u>4</u>	
29	<u>9</u>	<u>9</u>	21	<u>17</u>	<u>9</u>	<u>5</u>	
30	<u>10</u>	<u>10</u>	22	<u>18</u>	<u>9</u>	<u>5</u>	
31	<u>11</u>	<u>11</u>	23	<u>19</u>	<u>10</u>	<u>5</u>	
32	<u>12</u>	<u>12</u>	24	<u>20</u>	<u>10</u>	<u>5</u>	
33	<u>13</u>	<u>13</u>	25	<u>21</u>	<u>11</u>	<u>5</u>	
34	<u>14</u>	<u>14</u>	26	<u>22</u>	<u>11</u>	<u>5</u>	
35	<u>15</u>	<u>15</u>	27	<u>23</u>	<u>12</u>	<u>5</u>	
36	<u>16</u>	<u>16</u>	28	<u>24</u>	<u>12</u>	<u>5</u>	
37	<u>17</u>	<u>17</u>	29	<u>25</u>	<u>13</u>	<u>5</u>	
38	<u>18</u>	<u>18</u>	30	<u>26</u>	<u>13</u>	<u>5</u>	
39	<u>19</u>	<u>19</u>	31	<u>27</u>	<u>13</u>	<u>5</u>	
40	<u>20</u>	<u>20</u>	32	<u>28</u>	<u>13</u>	<u>5</u>	
41	<u>21</u>	<u>21</u>	33	<u>29</u>	<u>14</u>	<u>5</u>	
42	<u>22</u>	<u>22</u>	34	<u>29</u>	<u>14</u>	<u>5</u>	
43	<u>23</u>	<u>23</u>	35	<u>30</u>	<u>14</u>	<u>5</u>	
44	<u>24</u>	<u>24</u>	36	<u>30</u>	<u>14</u>	<u>5</u>	
45	<u>25</u>	<u>25</u>	37	<u>31</u>	<u>15</u>	<u>5</u>	
46	<u>26</u>	<u>26</u>	38	<u>31</u>	<u>15</u>		
47	<u>27</u>	<u>27</u>	39	<u>32</u>	<u>15</u>		
48	<u>28</u>	<u>28</u>	40	<u>32</u>	<u>15</u>		
49	<u>29</u>	<u>29</u>	41	<u>33</u>	<u>15</u>		
50	<u>30</u>	<u>30</u>	42	<u>33</u>	<u>15</u>		
51	<u>31</u>	<u>31</u>	43	<u>34</u>	<u>15</u>		
52	<u>32</u>	<u>32</u>	44	<u>34</u>	<u>15</u>		
53	<u>33</u>	<u>33</u>	45	<u>35</u>	<u>15</u>		
54	<u>33</u>	<u>34</u>	46	<u>35</u>	<u>15</u>		
55	<u>34</u>	<u>35</u>	47	<u>36</u>	<u>15</u>		
56	<u>34</u>	<u>36</u>	48	<u>36</u>	<u>15</u>		
57	<u>35</u>	<u>37</u>	49	<u>37</u>	<u>15</u>		
58	<u>35</u>	<u>37</u>	50	<u>37</u>	<u>15</u>		
59	<u>36</u>	<u>37</u>	51	<u>38</u>	<u>15</u>		
60	<u>36</u>	<u>38</u>	52	<u>38</u>	<u>15</u>		

3	1	1	1	1	1	1	<u>1</u>
4	1	1	1	1	1	1	<u>1</u>
5	1	1	1	1	1	1	<u>1</u>
6	1	1	1	1	1	1	<u>1</u>
7	1	1	1	1	1	1	<u>1</u>
8	1	1	1	1	1	1	<u>1</u>
9	1	1	1	1	1	1	<u>1</u>
10	1	1	2	<u>2</u>	1	1	<u>1</u>
11	1	1	3	<u>3</u>	1	1	<u>1</u>
12	1	1	4	<u>4</u>	1	1	<u>1</u>
13	1	1	5	<u>5</u>	1	<u>1</u>	<u>1</u>
14	1	1	6	<u>6</u>	<u>2</u>	2	<u>1</u>
15	1	1	7	<u>7</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>1</u>
16	1	1	8	<u>8</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>1</u>
17	1	1	9	<u>9</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>1</u>
18	<u>2</u>	<u>2</u>	10	<u>10</u>	<u>6</u>	<u>6</u>	<u>2</u>
19	<u>3</u>	<u>3</u>	11	<u>11</u>	<u>7</u>	<u>7</u>	<u>3</u>
20	<u>4</u>	<u>4</u>	12	<u>12</u>	<u>8</u>	<u>8</u>	<u>4</u>
21	<u>5</u>	<u>5</u>	13	<u>13</u>	<u>9</u>	<u>9</u>	<u>5</u>
22	<u>6</u>	<u>6</u>	14	<u>14</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>6</u>
23	<u>7</u>	<u>7</u>	15	<u>15</u>	<u>11</u>	<u>11</u>	<u>7</u>
24	<u>8</u>	<u>8</u>	16	<u>16</u>	<u>12</u>	<u>12</u>	<u>8</u>
25	<u>9</u>	<u>9</u>	17	<u>17</u>	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>9</u>
26	<u>10</u>	<u>10</u>	18	<u>18</u>	<u>14</u>	<u>14</u>	<u>10</u>
27	<u>11</u>	<u>11</u>	19	<u>19</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>11</u>
28	<u>12</u>	<u>12</u>	20	<u>20</u>	<u>16</u>	<u>16</u>	<u>12</u>
29	<u>13</u>	<u>13</u>	21	<u>21</u>	<u>17</u>	<u>17</u>	<u>13</u>
30	<u>14</u>	<u>14</u>	22	<u>22</u>	<u>18</u>	<u>18</u>	<u>13</u>
31	<u>15</u>	<u>15</u>	23	<u>23</u>	<u>19</u>	<u>19</u>	<u>13</u>
32	<u>16</u>	<u>16</u>	24	<u>24</u>	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>13</u>
33	<u>17</u>	<u>17</u>	25	<u>25</u>	<u>21</u>	<u>21</u>	<u>13</u>
34	<u>18</u>	<u>18</u>	26	<u>26</u>	<u>21</u>	<u>22</u>	<u>14</u>
35	<u>19</u>	<u>19</u>	27	<u>27</u>	<u>22</u>	<u>23</u>	<u>14</u>
36	<u>20</u>	<u>20</u>	28	<u>28</u>	<u>22</u>	<u>24</u>	<u>14</u>
37	<u>21</u>	<u>21</u>	29	<u>29</u>	<u>23</u>	<u>25</u>	<u>14</u>
38	<u>22</u>	<u>22</u>	30	<u>30</u>	<u>23</u>	<u>25</u>	<u>14</u>
39	<u>23</u>	<u>23</u>	31	<u>31</u>	<u>24</u>	<u>26</u>	<u>15</u>
40	<u>24</u>	<u>24</u>	32	<u>32</u>	<u>24</u>	<u>26</u>	<u>15</u>
41	<u>25</u>	<u>25</u>	33	<u>33</u>	<u>25</u>	<u>27</u>	<u>15</u>
42	<u>26</u>	<u>26</u>	34	<u>34</u>	<u>25</u>	<u>27</u>	<u>15</u>
43	<u>27</u>	<u>27</u>	35	<u>35</u>	<u>26</u>	<u>28</u>	<u>15</u>
44	<u>28</u>	<u>28</u>	36	<u>36</u>	<u>26</u>	<u>28</u>	<u>16</u>
45	<u>29</u>	<u>29</u>	37	<u>37</u>	<u>27</u>	<u>28</u>	<u>16</u>
46	<u>30</u>	<u>30</u>	38	<u>38</u>	<u>27</u>	<u>28</u>	
47	<u>31</u>	<u>31</u>	39	<u>39</u>	<u>28</u>	<u>28</u>	
48	<u>32</u>	<u>32</u>	40	<u>40</u>	<u>28</u>	<u>29</u>	
49	<u>33</u>	<u>33</u>	41	<u>41</u>	<u>29</u>	<u>29</u>	
50	<u>34</u>	<u>34</u>	42	<u>41</u>	<u>29</u>	<u>29</u>	
51	<u>35</u>	<u>35</u>	43	<u>42</u>	<u>29</u>	<u>29</u>	
52	<u>36</u>	<u>36</u>	44	<u>42</u>	<u>29</u>	<u>29</u>	
53	<u>37</u>	<u>37</u>	45	<u>43</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	
54	<u>37</u>	<u>38</u>	46	<u>43</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	
55	<u>38</u>	<u>39</u>	47	<u>44</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	
56	<u>38</u>	<u>40</u>	48	<u>44</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	
57	<u>39</u>	<u>41</u>	49	<u>45</u>	<u>31</u>	<u>30</u>	
58	<u>39</u>	<u>42</u>	50	<u>45</u>	<u>31</u>	<u>31</u>	
59	<u>40</u>	<u>43</u>	51	<u>46</u>	<u>31</u>	<u>31</u>	
60	<u>40</u>	<u>44</u>	52	<u>46</u>	<u>31</u>	<u>31</u>	

61	37	38	53	38	15			61	41	45	53	47	31	31		
62	38	38	54	38	15			62	42	45	54	47	31			
63	39	39	55	38	15			63	43	45	55	48	31			
64	40	39	56	38	15			64	44	46	56	48	31			
65	41	39	57	38	15			65	45	46	57	49	31			
66	41	40	58	38	16			66	45	46	58	49	31			
67	42	40	59	38	16			67	46	47	59	50	31			
68	42	40	60	38	16			68	46	47	60	50	31			
69	43	41	60	39	16			69	47	47	61	50	31			
70	43	41	60	39	16			70	47	48	62	50	31			
71	44	41	60	39	16			71	48	48	63	50	31			
72	44	42	60	39	16			72	48	48	64	50	31			
73	45	42	61	39	17			73	49	49	65	50	31			
74	45	42	61	39				74	49	49	66	50	31			
75	45	43	61	39				75	49	49	67	50	31			
76	45	43	61	39				76	49	50	68	50	31			
77	45	43	61	39				77	49	50	68	51	31			
78	46	44	62	39				78	50	50	68	51	32			
79	46	44	62	39				79	50	51	68	51	32			
80	46	44	62	39				80	50	51	68	51	32			
81	46	45	63	40				81	50	51	69	51	32			
82	46	45	64	40				82	50	52	69	51	32			
83	47	45	65	40				83	51	52	69	51	32			
84	47	45	66	40				84	51	52	69	51	32			
85	47	46	67	41				85	51	53	69	51	33			
86	47	46						86	51	53	70	51				
87	47	46						87	51	53	70	51				
88	48	46						88	52	53	70	51				
89	48	47						89	52	54	71	52				
90	48	47						90	52	54	72	52				
91	48	47						91	52	54	73	52				
92	48	47						92	52	54	74	52				
93	49	47						93	53	55	75	53				
94	49	47						94	53	55						
95	49	47						95	53	55						
96	49	48						96	53	55						
97	49	48						97	53	55						
98	50	48						98	54	55						
99	50	48						99	54	55						
100	50	48						100	54	56						
101	50	48						101	54	56						
102	50	48						102	54	56						
103	51	49						103	55	56						
104	51	49						104	55	56						
105	51	49						105	55	56						
106	51	49						106	55	56						
107	51	49						107	55	57						
108	52	49						108	56	57						
109	52	49						109	56	57						
110	52							110	56	57						
111	52							111	56	57						
112	52							112	56	57						
113	52							113	56	57						
114	52							114	56							
115	52							115	56							
116	52							116	56							
117	53							117	57							
118	53							118	57							

119	53							
120	53							
121	53							
122	53							
123	53							
124	53							
125	53							

イ 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
略								
10	略	略	1	1	2	<u>1</u>	1	1
11			1	1	3	<u>1</u>	1	1
12			1	1	4	<u>1</u>	1	1
13			1	1	5	<u>1</u>	1	1
14			1	1	6	<u>2</u>	<u>1</u>	2
15			1	1	7	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>2</u>
16			1	1	8	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>2</u>
17			1	1	9	<u>5</u>	<u>1</u>	<u>2</u>
18			<u>1</u>	1	10	<u>6</u>	<u>2</u>	<u>3</u>
19			<u>1</u>	1	11	<u>7</u>	<u>3</u>	<u>3</u>
20			<u>1</u>	1	12	<u>8</u>	<u>4</u>	<u>3</u>
21			<u>1</u>	1	13	<u>9</u>	<u>5</u>	<u>4</u>
22			<u>2</u>	1	14	<u>10</u>	<u>6</u>	<u>4</u>
23			<u>3</u>	1	15	<u>11</u>	<u>7</u>	<u>4</u>
24			<u>4</u>	1	16	<u>12</u>	<u>8</u>	<u>4</u>
25			<u>5</u>	1	17	<u>13</u>	<u>9</u>	<u>4</u>
26			<u>6</u>	<u>1</u>	18	<u>14</u>	<u>10</u>	<u>4</u>
27			<u>7</u>	<u>1</u>	19	<u>15</u>	<u>11</u>	<u>4</u>
28			<u>8</u>	<u>1</u>	20	<u>16</u>	<u>12</u>	<u>5</u>
29			<u>9</u>	<u>1</u>	21	<u>17</u>	<u>13</u>	<u>5</u>
30			<u>10</u>	<u>2</u>	22	<u>18</u>	<u>14</u>	<u>5</u>
31			<u>11</u>	<u>3</u>	23	<u>19</u>	<u>15</u>	<u>5</u>
32			<u>12</u>	<u>4</u>	24	<u>20</u>	<u>16</u>	<u>5</u>
33			<u>13</u>	<u>5</u>	25	<u>21</u>	<u>17</u>	<u>5</u>
34			<u>14</u>	<u>6</u>	26	<u>22</u>	<u>18</u>	<u>5</u>
35			<u>15</u>	<u>7</u>	27	<u>23</u>	<u>19</u>	<u>5</u>
36			<u>16</u>	<u>8</u>	28	<u>24</u>	<u>20</u>	<u>5</u>
37			<u>17</u>	<u>9</u>	29	<u>25</u>	<u>21</u>	<u>5</u>
38			<u>18</u>	<u>10</u>	30	<u>26</u>	<u>22</u>	<u>5</u>
39			<u>19</u>	<u>11</u>	31	<u>27</u>	<u>23</u>	<u>5</u>
40			<u>20</u>	<u>12</u>	32	<u>28</u>	<u>24</u>	<u>5</u>
41			<u>21</u>	<u>13</u>	33	<u>29</u>	<u>25</u>	<u>5</u>
42			<u>22</u>	<u>14</u>	34	<u>30</u>	<u>25</u>	<u>5</u>
43			<u>23</u>	<u>15</u>	35	<u>31</u>	<u>26</u>	<u>5</u>
44			<u>24</u>	<u>16</u>	36	<u>32</u>	<u>26</u>	<u>5</u>
45			<u>25</u>	<u>17</u>	37	<u>33</u>	<u>27</u>	<u>5</u>
46			<u>26</u>	<u>18</u>	38	<u>34</u>	<u>27</u>	
47			<u>27</u>	<u>19</u>	39	<u>35</u>	<u>28</u>	
48			<u>28</u>	<u>20</u>	40	<u>36</u>	<u>28</u>	
49			<u>29</u>	<u>21</u>	41	<u>37</u>	<u>28</u>	
50			<u>30</u>	<u>22</u>	42	<u>37</u>	<u>28</u>	
51			<u>31</u>	<u>23</u>	43	<u>37</u>	<u>28</u>	
52			<u>32</u>	<u>24</u>	44	<u>38</u>	<u>28</u>	
53			<u>33</u>	<u>25</u>	45	<u>38</u>	<u>28</u>	
54			<u>34</u>	<u>26</u>	46	<u>38</u>	<u>28</u>	

119	57							
120	57							
121	57							
122	57							
123	57							
124	57							
125	57							

イ 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
略								
10	略	略	1	1	2	<u>2</u>	1	1
11			1	1	3	<u>3</u>	1	1
12			1	1	4	<u>4</u>	1	1
13			1	1	5	<u>5</u>	1	1
14			1	1	6	<u>6</u>	<u>2</u>	2
15			1	1	7	<u>7</u>	<u>3</u>	<u>3</u>
16			1	1	8	<u>8</u>	<u>4</u>	<u>4</u>
17			1	1	9	<u>9</u>	<u>5</u>	<u>5</u>
18			<u>2</u>	1	10	<u>10</u>	<u>6</u>	<u>6</u>
19			<u>3</u>	1	11	<u>11</u>	<u>7</u>	<u>7</u>
20			<u>4</u>	1	12	<u>12</u>	<u>8</u>	<u>8</u>
21			<u>5</u>	1	13	<u>13</u>	<u>9</u>	<u>9</u>
22			<u>6</u>	1	14	<u>14</u>	<u>10</u>	<u>10</u>
23			<u>7</u>	1	15	<u>15</u>	<u>11</u>	<u>11</u>
24			<u>8</u>	1	16	<u>16</u>	<u>12</u>	<u>12</u>
25			<u>9</u>	1	17	<u>17</u>	<u>13</u>	<u>13</u>
26			<u>10</u>	<u>2</u>	18	<u>18</u>	<u>14</u>	<u>14</u>
27			<u>11</u>	<u>3</u>	19	<u>19</u>	<u>15</u>	<u>15</u>
28			<u>12</u>	<u>4</u>	20	<u>20</u>	<u>16</u>	<u>16</u>
29			<u>13</u>	<u>5</u>	21	<u>21</u>	<u>17</u>	<u>17</u>
30			<u>14</u>	<u>6</u>	22	<u>22</u>	<u>18</u>	<u>18</u>
31			<u>15</u>	<u>7</u>	23	<u>23</u>	<u>19</u>	<u>19</u>
32			<u>16</u>	<u>8</u>	24	<u>24</u>	<u>20</u>	<u>20</u>
33			<u>17</u>	<u>9</u>	25	<u>25</u>	<u>21</u>	<u>21</u>
34			<u>18</u>	<u>10</u>	26	<u>26</u>	<u>22</u>	<u>22</u>
35			<u>19</u>	<u>11</u>	27	<u>27</u>	<u>23</u>	<u>23</u>
36			<u>20</u>	<u>12</u>	28	<u>28</u>	<u>24</u>	<u>24</u>
37			<u>21</u>	<u>13</u>	29	<u>29</u>	<u>25</u>	<u>25</u>
38			<u>22</u>	<u>14</u>	30	<u>30</u>	<u>26</u>	<u>26</u>
39			<u>23</u>	<u>15</u>	31	<u>31</u>	<u>27</u>	<u>27</u>
40			<u>24</u>	<u>16</u>	32	<u>32</u>	<u>28</u>	<u>28</u>
41			<u>25</u>	<u>17</u>	33	<u>33</u>	<u>29</u>	<u>29</u>
42			<u>26</u>	<u>18</u>	34	<u>34</u>	<u>30</u>	<u>29</u>
43			<u>27</u>	<u>19</u>	35	<u>35</u>	<u>31</u>	<u>29</u>
44			<u>28</u>	<u>20</u>	36	<u>36</u>	<u>32</u>	<u>30</u>
45			<u>29</u>	<u>21</u>	37	<u>37</u>	<u>33</u>	<u>30</u>
46			<u>30</u>	<u>22</u>	38	<u>38</u>	<u>34</u>	<u>30</u>
47			<u>31</u>	<u>23</u>	39	<u>39</u>	<u>35</u>	<u>30</u>
48			<u>32</u>	<u>24</u>	40	<u>40</u>	<u>36</u>	<u>30</u>
49			<u>33</u>	<u>25</u>	41	<u>41</u>	<u>37</u>	<u>30</u>
50			<u>34</u>	<u>26</u>	42	<u>42</u>	<u>38</u>	<u>31</u>
51			<u>35</u>	<u>27</u>	43	<u>43</u>	<u>39</u>	<u>31</u>
52			<u>36</u>	<u>28</u>	44	<u>44</u>	<u>40</u>	<u>31</u>
53			<u>37</u>	<u>29</u>	45	<u>45</u>	<u>41</u>	<u>31</u>
54			<u>38</u>	<u>30</u>	46	<u>46</u>	<u>41</u>	<u>31</u>

55	35	27	47	39	28		55	39	31	47	47	42	31
56	36	28	48	39	28		56	40	32	48	48	42	32
57	37	29	49	39	29		57	41	33	49	49	43	32
58	38	30	50	40	29		58	42	34	50	49	43	32
59	39	31	51	40	29		59	43	35	51	49	44	32
60	40	32	52	40	29		60	44	36	52	50	44	32
61	41	33	53	40	29		61	45	37	53	50	44	32
62	42	34	54	40	29		62	46	38	54	50	44	
63	43	35	55	40	29		63	47	39	55	51	44	
64	44	36	56	40	29		64	48	40	56	51	44	
65	45	37	57	40	29		65	49	41	57	51	44	
66	46	37	58	40	29		66	50	42	58	52	44	
67	47	38	59	40	29		67	51	43	59	52	44	
68	48	38	60	41	30		68	52	44	60	52	44	
69	49	39	60	41	30		69	53	45	61	52	45	
70	49	39	60	41	30		70	53	45	62	52	45	
71	50	40	61	41	31		71	54	46	63	52	45	
72	50	40	62	41	31		72	54	46	64	52	45	
73	51	41	63	41	31		73	55	47	65	52	45	
74	51	42	64	41			74	55	47	66	52	45	
75	52	43	65	41			75	56	48	67	52	45	
76	52	44	66	41			76	56	48	68	53	45	
77	53	45	67	41			77	57	49	68	53	45	
78	54	46	68	41			78	58	50	68	53	45	
79	55	47	69	41			79	59	51	69	53	45	
80	56	48	70	42			80	60	52	70	53	46	
81	57	49	71	42			81	61	53	71	53	46	
82	58	49	72	42			82	62	54	72	53	46	
83	59	50	73	43			83	63	55	73	53	47	
84	60	50	74	43			84	64	56	74	53	47	
85	61	51	75	43			85	65	57	75	53	47	
86	62	51					86	66	57	76	53		
87	63	52					87	67	58	77	53		
88	64	52					88	68	58	78	54		
89	65	53					89	69	59	79	54		
90	66	53					90	70	59	80	54		
91	67	53					91	71	60	81	55		
92	68	54					92	72	60	82	55		
93	69	54					93	73	61	83	55		
94	70	54					94	74	61				
95	71	55					95	75	61				
96	72	55					96	76	62				
97	73	55					97	77	62				
98	74	56					98	78	62				
99	75	56					99	79	63				
100	76	56					100	80	63				
101	77	57					101	81	63				
102	78	58					102	82	64				
103	79	59					103	83	64				
104	80	60					104	84	64				
105	81	60					105	85	65				
106	82	60					106	86	66				
107	83	60					107	87	67				
108	84	60					108	88	68				
109	85	60					109	89	68				
110	85	60					110	89	68				
111	86	60					111	90	68				
112	86	60					112	90	68				

113	87	61				
114	87	61				
115	88	61				
116	88	61				
117	89	61				
118	89	61				
119	90	61				
120	90	61				
121	91	61				
122	91					
123	92					
124	92					
125	92					
126	92					
127	92					
128	92					
129	92					
130	92					
131	92					
132	92					
133	93					
134	93					
135	93					
136	93					
137	93					
138	94					
139	95					
140	96					
141	96					

略

ウ 海事職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	1	1	1
11	7	1	1	1
12	8	1	1	1
13	9	1	1	1
14	10	1	1	1
15	11	1	1	1
16	12	1	1	1
17	13	1	1	1
18	14	1	1	1
19	15	1	1	1
20	16	1	1	1
21	17	1	1	1
22	17	2	1	1
23	17	3	1	1
24	18	4	1	1
25	18	5	1	1

113	91	68				
114	91	68				
115	92	68				
116	92	68				
117	93	69				
118	93	69				
119	94	69				
120	94	69				
121	95	69				
122	95	69				
123	96	69				
124	96	69				
125	96	69				
126	96					
127	96					
128	96					
129	96					
130	96					
131	96					
132	96					
133	97					
134	97					
135	97					
136	97					
137	97					
138	98					
139	99					
140	100					
141	100					

略

ウ 海事職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	2	1	2	2
19	3	1	3	3
20	4	1	4	4
21	5	1	5	5
22	6	2	6	5
23	7	3	7	6
24	8	4	8	6
25	9	5	9	7

26	18	5	2	1
27	19	5	3	1
28	19	5	4	1
29	19	5	5	1
30	20	6	5	1
31	20	6	6	1
32	20	6	6	1
33	21	6	7	1
34	21	6	7	2
35	21	7	8	3
36	22	7	8	4
37	22	7	9	5
38	22	7	9	5
39	23	7	9	6
40	23	8	9	6
41	23	8	10	7
42	24	8	10	7
43	24	8	10	8
44	24	8	10	8
45	25	9	11	9
46	25	9	11	9
47	25	9	11	10
48	26	9	11	10
49	26	9	12	11
50	26	10	12	11
51	27	10	12	12
52	27	10	12	12
53	27	10	13	13
54	28	10	13	13
55	28	11	13	13
56	28	11	13	14
57	29	11	13	14
58	29	11	14	14
59	29	11	14	15
60	30	12	14	15
61	30	12	14	15
62	30	12	14	16
63	31	12	15	16
64	31	12	15	16
65	31	13	15	17
66	32	13	15	17
67	32	14	15	17
68	32	14	16	17
69	33	15	16	18
70	33			18
71	34			18
72	34			18
73	35			19
74				19
75				19
76				19
77				20
78				20
79				20
80				20
81				20
82				21
83				21

26	10	5	10	7
27	11	6	11	8
28	12	6	12	8
29	13	7	13	9
30	14	7	13	10
31	15	8	14	11
32	16	8	14	12
33	17	9	15	13
34	17	9	15	13
35	18	9	16	14
36	18	10	16	14
37	19	10	17	15
38	19	10	17	15
39	20	11	17	16
40	20	11	17	16
41	21	11	18	17
42	22	12	18	17
43	23	12	18	18
44	24	12	18	18
45	25	13	19	19
46	25	13	19	19
47	26	13	19	20
48	26	13	19	20
49	27	13	20	21
50	27	14	20	21
51	28	14	20	22
52	28	14	20	22
53	29	14	21	23
54	29	14	21	23
55	30	15	22	24
56	30	15	22	24
57	31	15	23	25
58	31	15	23	26
59	32	15	24	27
60	32	16	24	28
61	33	16	25	29
62	33	16	25	29
63	34	16	26	29
64	34	16	26	29
65	35	17	27	29
66	35	17	27	30
67	36	18	28	30
68	36	18	28	30
69	37	19	29	30
70	38			30
71	39			31
72	40			31
73	41			31
74	41			31
75	42			31
76	42			32
77	43			32
78	43			32
79	44			32
80	44			32
81	45			33
82	45			33
83	46			33

84			<u>21</u>
85			<u>21</u>
86			<u>22</u>
87			<u>22</u>
88			<u>22</u>
89			<u>22</u>
90			<u>23</u>
91			<u>23</u>
92			<u>23</u>
93			<u>23</u>
94			<u>24</u>
95			<u>24</u>
96			<u>24</u>
97			<u>25</u>

備考 略

オ 教育職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	略	1	1	1
2		1	1	1
3		1	1	1
4		1	1	1
5		1	1	1
6		1	1	1
7		1	1	1
8		1	1	1
9		1	1	1
10		1	1	1
11		1	1	1
12		1	1	1
13		1	1	1
14		1	1	1
15		1	1	1
16		1	1	1
17		1	1	1
18		1	1	1
19		1	1	1
20		1	1	1
21		1	1	1
22		1	1	1
23		1	1	1
24		1	1	1
25		1	1	1
26		<u>1</u>	1	1
27		<u>1</u>	1	1
28		<u>1</u>	1	1
29		<u>1</u>	1	1
30		<u>1</u>	1	1
31		<u>1</u>	1	1
32		<u>1</u>	1	1
33		<u>1</u>	1	1
34		<u>1</u>	1	1
35		<u>1</u>	1	1
36		<u>1</u>	1	1

84	<u>46</u>		<u>33</u>
85	<u>47</u>		<u>33</u>
86			<u>34</u>
87			<u>34</u>
88			<u>34</u>
89			<u>34</u>
90			<u>34</u>
91			<u>35</u>
92			<u>35</u>
93			<u>35</u>
94			<u>35</u>
95			<u>35</u>
96			<u>36</u>
97			<u>36</u>
98			<u>36</u>
99			<u>36</u>
100			<u>36</u>
101			<u>37</u>

備考 略

オ 教育職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	略	1	1	1
2		1	1	1
3		1	1	1
4		1	1	1
5		1	1	1
6		1	1	1
7		1	1	1
8		1	1	1
9		1	1	1
10		1	1	1
11		1	1	1
12		1	1	1
13		1	1	1
14		1	1	1
15		1	1	1
16		1	1	1
17		1	1	1
18		1	1	1
19		1	1	1
20		1	1	1
21		1	1	1
22		1	1	1
23		1	1	1
24		1	1	1
25		1	1	1
26		<u>2</u>	1	1
27		<u>3</u>	1	1
28		<u>4</u>	1	1
29		<u>5</u>	1	1
30		<u>6</u>	1	1
31		<u>7</u>	1	1
32		<u>8</u>	1	1
33		<u>9</u>	1	1
34		<u>10</u>	1	1
35		<u>11</u>	1	1
36		<u>12</u>	1	1

37	<u>1</u>	1	1	37	<u>13</u>	1	1
38	<u>2</u>	1	1	38	<u>14</u>	1	1
39	<u>3</u>	1	1	39	<u>15</u>	1	1
40	<u>4</u>	1	1	40	<u>16</u>	1	1
41	<u>5</u>	1	1	41	<u>17</u>	1	1
42	<u>6</u>	1	2	42	<u>18</u>	1	2
43	<u>7</u>	1	3	43	<u>19</u>	1	3
44	<u>8</u>	1	4	44	<u>20</u>	1	4
45	<u>9</u>	1	5	45	<u>21</u>	1	5
46	<u>10</u>	1	6	46	<u>22</u>	1	6
47	<u>11</u>	1	7	47	<u>23</u>	1	7
48	<u>12</u>	1	8	48	<u>24</u>	1	8
49	<u>13</u>	1	9	49	<u>25</u>	1	9
50	<u>14</u>	1	<u>9</u>	50	<u>26</u>	1	10
51	<u>15</u>	1	<u>10</u>	51	<u>27</u>	1	11
52	<u>16</u>	1	<u>10</u>	52	<u>28</u>	1	12
53	<u>17</u>	1	<u>11</u>	53	<u>29</u>	1	13
54	<u>18</u>	<u>1</u>	<u>11</u>	54	<u>30</u>	2	14
55	<u>19</u>	1	12	55	<u>31</u>	<u>3</u>	<u>15</u>
56	<u>20</u>	<u>1</u>	12	56	<u>32</u>	<u>4</u>	<u>16</u>
57	<u>21</u>	<u>1</u>	13	57	<u>33</u>	<u>5</u>	<u>17</u>
58	<u>22</u>	<u>1</u>	13	58	<u>34</u>	<u>6</u>	<u>18</u>
59	<u>23</u>	<u>1</u>	<u>14</u>	59	<u>35</u>	<u>7</u>	<u>19</u>
60	<u>24</u>	<u>1</u>	<u>14</u>	60	<u>36</u>	<u>8</u>	<u>20</u>
61	<u>25</u>	<u>1</u>	<u>15</u>	61	<u>37</u>	<u>9</u>	<u>21</u>
62	<u>26</u>	<u>1</u>		62	<u>38</u>	10	<u>22</u>
63	<u>27</u>	<u>1</u>		63	<u>39</u>	<u>11</u>	<u>23</u>
64	<u>28</u>	<u>1</u>		64	<u>40</u>	12	<u>24</u>
65	<u>29</u>	<u>1</u>		65	<u>41</u>	13	<u>25</u>
66	<u>30</u>	<u>1</u>		66	<u>42</u>	14	<u>25</u>
67	<u>31</u>	<u>1</u>		67	<u>43</u>	15	<u>26</u>
68	<u>32</u>	<u>1</u>		68	<u>44</u>	16	<u>26</u>
69	<u>33</u>	<u>1</u>		69	<u>45</u>	17	<u>27</u>
70	<u>34</u>	<u>2</u>		70	<u>46</u>	18	<u>27</u>
71	<u>35</u>	<u>3</u>		71	<u>47</u>	19	<u>28</u>
72	<u>36</u>	<u>4</u>		72	<u>48</u>	20	<u>28</u>
73	<u>37</u>	<u>5</u>		73	<u>49</u>	21	<u>29</u>
74	<u>38</u>	<u>6</u>		74	<u>50</u>	22	<u>29</u>
75	<u>39</u>	<u>7</u>		75	<u>51</u>	23	<u>30</u>
76	<u>40</u>	<u>8</u>		76	<u>52</u>	24	<u>30</u>
77	<u>41</u>	<u>9</u>		77	<u>53</u>	25	<u>31</u>
78	<u>42</u>	10		78	<u>54</u>	26	
79	<u>43</u>	11		79	<u>55</u>	<u>27</u>	
80	<u>44</u>	12		80	<u>56</u>	28	
81	<u>45</u>	13		81	<u>57</u>	29	
82	<u>46</u>	14		82	<u>58</u>	30	
83	<u>47</u>	15		83	<u>59</u>	31	
84	<u>48</u>	16		84	<u>60</u>	32	
85	<u>49</u>	17		85	<u>61</u>	33	
86	<u>50</u>	18		86	<u>62</u>	34	
87	<u>51</u>	19		87	<u>63</u>	35	
88	<u>52</u>	20		88	<u>64</u>	36	
89	<u>53</u>	<u>21</u>		89	<u>65</u>	37	
90	<u>54</u>	22		90	<u>66</u>	38	
91	<u>55</u>	23		91	<u>67</u>	39	
92	<u>56</u>	24		92	<u>68</u>	40	
93	<u>57</u>	25		93	<u>69</u>	<u>41</u>	
94	<u>58</u>	26		94	<u>70</u>	42	

95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152

59	27
60	28
61	29
62	29
63	30
64	30
65	31
66	31
67	32
68	32
69	33
69	34
70	35
70	36
71	37
71	37
72	38
72	38
73	39
73	39
74	40
74	40
75	41
75	41
76	41
76	42
77	42
77	42
77	43
77	43
77	43
78	44
78	44
78	44
78	45
78	45
79	45
79	45
79	45
79	46
79	46
80	46
80	46
80	46
80	47
80	47
81	47
81	47
82	47
82	48
83	48

95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152

71	43
72	44
73	45
74	45
75	46
76	46
77	47
78	47
79	48
80	48
81	49
81	50
82	51
82	52
83	53
83	53
84	54
84	54
85	55
85	55
86	56
86	56
87	57
87	57
88	57
88	57
89	57
89	57
89	57
89	58
89	58
90	58
90	58
90	58
90	58
90	58
91	59
91	59
91	59
91	59
91	59
92	59
92	59
92	59
92	59
92	59
93	59
93	59
94	60
94	60
95	60

153				
備考 略				
カ 教育職給料表（三）昇格時号給対応表				
昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	略	1	1	1
2		1	1	1
3		1	1	1
4		1	1	1
5		1	1	1
6		1	1	1
7		1	1	1
8		1	1	1
9		1	1	1
10		1	1	1
11		1	1	1
12		1	1	1
13		1	1	1
14		1	1	1
15		1	1	1
16		1	1	1
17		1	1	1
18		1	1	1
19		1	1	1
20		1	1	1
21		1	1	1
22		1	1	1
23		1	1	1
24		1	1	1
25		1	1	1
26		1	1	1
27		1	1	1
28		1	1	1
29		1	1	1
30		1	1	1
31		1	1	1
32		1	1	1
33		1	1	1
34		1	1	1
35		1	1	1
36		1	1	1
37		1	1	1
38		<u>1</u>	1	1
39		<u>1</u>	1	1
40		<u>1</u>	1	1
41		<u>1</u>	1	1
42		<u>1</u>	1	1
43		<u>1</u>	1	1
44		<u>1</u>	1	1
45		<u>1</u>	1	1
46		<u>1</u>	1	1
47		<u>1</u>	1	1
48		<u>1</u>	1	1
49		<u>1</u>	1	1
50		<u>2</u>	<u>1</u>	1
51		<u>3</u>	<u>1</u>	1
52		<u>4</u>	<u>1</u>	1
53		<u>5</u>	<u>1</u>	1

153				
備考 略				
カ 教育職給料表（三）昇格時号給対応表				
昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	略	1	1	1
2		1	1	1
3		1	1	1
4		1	1	1
5		1	1	1
6		1	1	1
7		1	1	1
8		1	1	1
9		1	1	1
10		1	1	1
11		1	1	1
12		1	1	1
13		1	1	1
14		1	1	1
15		1	1	1
16		1	1	1
17		1	1	1
18		1	1	1
19		1	1	1
20		1	1	1
21		1	1	1
22		1	1	1
23		1	1	1
24		1	1	1
25		1	1	1
26		1	1	1
27		1	1	1
28		1	1	1
29		1	1	1
30		1	1	1
31		1	1	1
32		1	1	1
33		1	1	1
34		1	1	1
35		1	1	1
36		1	1	1
37		1	1	1
38		<u>2</u>	1	1
39		<u>3</u>	1	1
40		<u>4</u>	1	1
41		<u>5</u>	1	1
42		<u>6</u>	1	1
43		<u>7</u>	1	1
44		<u>8</u>	1	1
45		<u>9</u>	1	1
46		<u>10</u>	1	1
47		<u>11</u>	1	1
48		<u>12</u>	1	1
49		<u>13</u>	1	1
50		<u>14</u>	<u>2</u>	1
51		<u>15</u>	<u>3</u>	1
52		<u>16</u>	<u>4</u>	1
53		<u>17</u>	<u>5</u>	1

54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111

<u>6</u>	<u>1</u>	1
<u>7</u>	<u>1</u>	1
<u>8</u>	<u>1</u>	1
<u>9</u>	<u>1</u>	1
<u>10</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>11</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>12</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>13</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>14</u>	<u>1</u>	<u>2</u>
<u>15</u>	<u>1</u>	<u>3</u>
<u>16</u>	<u>1</u>	<u>4</u>
<u>17</u>	<u>1</u>	<u>4</u>
<u>18</u>	<u>2</u>	<u>4</u>
<u>19</u>	<u>3</u>	<u>4</u>
<u>20</u>	<u>4</u>	<u>4</u>
<u>21</u>	<u>5</u>	<u>5</u>
<u>22</u>	<u>6</u>	<u>5</u>
<u>23</u>	<u>7</u>	<u>5</u>
<u>24</u>	<u>8</u>	<u>5</u>
<u>25</u>	<u>9</u>	<u>5</u>
<u>26</u>	<u>10</u>	<u>6</u>
<u>27</u>	<u>11</u>	<u>6</u>
<u>28</u>	<u>12</u>	<u>6</u>
<u>29</u>	<u>13</u>	<u>6</u>
<u>30</u>	<u>14</u>	<u>6</u>
<u>31</u>	<u>15</u>	<u>7</u>
<u>32</u>	<u>16</u>	<u>7</u>
<u>33</u>	<u>17</u>	<u>7</u>
<u>34</u>	<u>18</u>	
<u>35</u>	<u>19</u>	
<u>36</u>	<u>20</u>	
<u>37</u>	<u>21</u>	
<u>38</u>	<u>22</u>	
<u>39</u>	<u>23</u>	
<u>40</u>	<u>24</u>	
<u>41</u>	<u>25</u>	
<u>42</u>	<u>26</u>	
<u>43</u>	<u>27</u>	
<u>44</u>	<u>28</u>	
<u>45</u>	<u>29</u>	
<u>46</u>	<u>30</u>	
<u>47</u>	<u>31</u>	
<u>48</u>	<u>32</u>	
<u>49</u>	<u>33</u>	
<u>50</u>	<u>34</u>	
<u>51</u>	<u>35</u>	
<u>52</u>	<u>36</u>	
<u>53</u>	<u>37</u>	
<u>54</u>	<u>38</u>	
<u>55</u>	<u>39</u>	
<u>56</u>	<u>40</u>	
<u>57</u>	<u>41</u>	
<u>58</u>	<u>42</u>	
<u>59</u>	<u>43</u>	
<u>60</u>	<u>44</u>	
<u>61</u>	<u>45</u>	
<u>62</u>	<u>46</u>	
<u>63</u>	<u>47</u>	

54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111

<u>18</u>	<u>6</u>	1
<u>19</u>	<u>7</u>	1
<u>20</u>	<u>8</u>	1
<u>21</u>	<u>9</u>	1
<u>22</u>	<u>10</u>	<u>2</u>
<u>23</u>	<u>11</u>	<u>3</u>
<u>24</u>	<u>12</u>	<u>4</u>
<u>25</u>	<u>13</u>	<u>5</u>
<u>26</u>	<u>14</u>	<u>6</u>
<u>27</u>	<u>15</u>	<u>7</u>
<u>28</u>	<u>16</u>	<u>8</u>
<u>29</u>	<u>17</u>	<u>9</u>
<u>30</u>	<u>18</u>	<u>10</u>
<u>31</u>	<u>19</u>	<u>11</u>
<u>32</u>	<u>20</u>	<u>12</u>
<u>33</u>	<u>21</u>	<u>13</u>
<u>34</u>	<u>22</u>	<u>14</u>
<u>35</u>	<u>23</u>	<u>15</u>
<u>36</u>	<u>24</u>	<u>16</u>
<u>37</u>	<u>25</u>	<u>17</u>
<u>38</u>	<u>26</u>	<u>18</u>
<u>39</u>	<u>27</u>	<u>19</u>
<u>40</u>	<u>28</u>	<u>20</u>
<u>41</u>	<u>29</u>	<u>20</u>
<u>42</u>	<u>30</u>	<u>20</u>
<u>43</u>	<u>31</u>	<u>20</u>
<u>44</u>	<u>32</u>	<u>20</u>
<u>45</u>	<u>33</u>	<u>21</u>
<u>46</u>	<u>34</u>	<u>21</u>
<u>47</u>	<u>35</u>	<u>21</u>
<u>48</u>	<u>36</u>	<u>21</u>
<u>49</u>	<u>37</u>	<u>21</u>
<u>50</u>	<u>38</u>	<u>22</u>
<u>51</u>	<u>39</u>	<u>22</u>
<u>52</u>	<u>40</u>	<u>22</u>
<u>53</u>	<u>41</u>	<u>22</u>
<u>54</u>	<u>42</u>	<u>22</u>
<u>55</u>	<u>43</u>	<u>23</u>
<u>56</u>	<u>44</u>	<u>23</u>
<u>57</u>	<u>45</u>	<u>23</u>
<u>58</u>	<u>46</u>	
<u>59</u>	<u>47</u>	
<u>60</u>	<u>48</u>	
<u>61</u>	<u>49</u>	
<u>62</u>	<u>50</u>	
<u>63</u>	<u>51</u>	
<u>64</u>	<u>52</u>	
<u>65</u>	<u>53</u>	
<u>66</u>	<u>54</u>	
<u>67</u>	<u>55</u>	
<u>68</u>	<u>56</u>	
<u>69</u>	<u>57</u>	
<u>70</u>	<u>57</u>	
<u>71</u>	<u>58</u>	
<u>72</u>	<u>58</u>	
<u>73</u>	<u>59</u>	
<u>74</u>	<u>59</u>	
<u>75</u>	<u>60</u>	

112	64	48	
113	65	49	
114	65	50	
115	66	51	
116	66	52	
117	67	53	
118	67	53	
119	68	54	
120	68	54	
121	69	55	
122	70	55	
123	71	56	
124	72	56	
125	73	57	
126	74	58	
127	75	59	
128	76	60	
129	77	61	
130	77	61	
131	78	62	
132	78	62	
133	78	62	
134	78	62	
135	79	62	
136	79	62	
137	79	62	
138	79	62	
139	80	63	
140	80	63	
141	80	63	
142	80	64	
143	81	64	
144	81	64	
145	81	65	
146	81	65	
147	82	65	
148	82	65	
149	82	66	
150	82	66	
151	83	66	
152	83	66	
153	83	67	
154	84	67	
155	84	67	
156	84	67	
157	85	68	

備考 略

ク 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	略	1	1	1
2		1	1	1
3		1	1	1
4		1	1	1
5		1	1	1
6		1	1	1
7		1	1	1
8		1	1	1

112	76	60	
113	77	61	
114	77	62	
115	78	63	
116	78	64	
117	79	65	
118	79	66	
119	80	67	
120	80	68	
121	81	69	
122	82	69	
123	83	70	
124	84	70	
125	85	71	
126	86	71	
127	87	72	
128	88	72	
129	89	73	
130	89	73	
131	90	74	
132	90	74	
133	90	74	
134	90	74	
135	91	74	
136	91	74	
137	91	74	
138	91	74	
139	92	74	
140	92	74	
141	92	74	
142	92	74	
143	93	74	
144	93	74	
145	93	74	
146	93	74	
147	94	74	
148	94	74	
149	94	74	
150	94	74	
151	95	74	
152	95	74	
153	95	75	
154	96	75	
155	96	75	
156	96	75	
157	97	76	

備考 略

ク 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	略	1	1	1
2		1	1	1
3		1	1	1
4		1	1	1
5		1	1	1
6		1	1	1
7		1	1	1
8		1	1	1

9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66

1	1	1
1	1	1
1	1	1
1	1	1
1	1	<u>2</u>
1	1	<u>2</u>
1	1	<u>2</u>
1	1	<u>2</u>
1	<u>1</u>	<u>2</u>
1	<u>1</u>	<u>2</u>
1	<u>1</u>	<u>3</u>
1	<u>1</u>	<u>3</u>
1	<u>1</u>	<u>3</u>
1	<u>1</u>	<u>3</u>
1	<u>1</u>	<u>3</u>
1	<u>2</u>	<u>3</u>
1	<u>3</u>	<u>4</u>
1	<u>4</u>	<u>4</u>
1	<u>5</u>	<u>4</u>
1	<u>6</u>	<u>4</u>
1	<u>7</u>	<u>4</u>
1	<u>8</u>	<u>4</u>
1	<u>9</u>	<u>4</u>
<u>1</u>	<u>10</u>	<u>5</u>
<u>1</u>	<u>11</u>	<u>5</u>
<u>1</u>	<u>12</u>	<u>5</u>
<u>1</u>	<u>13</u>	<u>5</u>
<u>1</u>	<u>13</u>	<u>5</u>
<u>1</u>	<u>14</u>	<u>5</u>
<u>1</u>	<u>14</u>	<u>5</u>
<u>1</u>	<u>15</u>	<u>6</u>
<u>2</u>	<u>15</u>	<u>6</u>
<u>3</u>	<u>16</u>	<u>6</u>
<u>4</u>	<u>16</u>	<u>6</u>
<u>5</u>	<u>17</u>	<u>6</u>
<u>6</u>	<u>18</u>	<u>6</u>
<u>7</u>	<u>19</u>	<u>6</u>
<u>8</u>	<u>20</u>	<u>6</u>
<u>9</u>	<u>21</u>	<u>6</u>
<u>9</u>	<u>21</u>	<u>7</u>
<u>9</u>	<u>21</u>	<u>7</u>
<u>10</u>	<u>22</u>	<u>7</u>
<u>10</u>	<u>22</u>	<u>7</u>
<u>10</u>	<u>22</u>	<u>7</u>
<u>11</u>	<u>23</u>	<u>7</u>
<u>11</u>	<u>23</u>	<u>7</u>
<u>11</u>	<u>23</u>	<u>7</u>
<u>12</u>	<u>24</u>	
<u>12</u>	<u>24</u>	
<u>13</u>	<u>25</u>	
<u>13</u>	<u>25</u>	
<u>14</u>	<u>26</u>	
<u>14</u>	<u>26</u>	
<u>15</u>	<u>26</u>	
<u>15</u>	<u>26</u>	

9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66

1	1	1
1	1	1
1	1	1
1	1	1
1	1	<u>1</u>
1	1	<u>1</u>
1	1	<u>1</u>
1	1	<u>1</u>
1	<u>2</u>	<u>1</u>
1	<u>3</u>	<u>1</u>
1	<u>4</u>	<u>1</u>
1	<u>5</u>	<u>1</u>
1	<u>6</u>	<u>2</u>
1	<u>7</u>	<u>3</u>
1	<u>8</u>	<u>4</u>
1	<u>9</u>	<u>5</u>
1	<u>10</u>	<u>6</u>
1	<u>11</u>	<u>7</u>
1	<u>12</u>	<u>8</u>
1	<u>13</u>	<u>9</u>
1	<u>14</u>	<u>10</u>
1	<u>15</u>	<u>11</u>
1	<u>16</u>	<u>12</u>
1	<u>17</u>	<u>13</u>
<u>2</u>	<u>18</u>	<u>14</u>
<u>3</u>	<u>19</u>	<u>15</u>
<u>4</u>	<u>20</u>	<u>16</u>
<u>5</u>	<u>21</u>	<u>17</u>
<u>6</u>	<u>22</u>	<u>17</u>
<u>7</u>	<u>23</u>	<u>18</u>
<u>8</u>	<u>24</u>	<u>18</u>
<u>9</u>	<u>25</u>	<u>19</u>
<u>10</u>	<u>26</u>	<u>19</u>
<u>11</u>	<u>27</u>	<u>20</u>
<u>12</u>	<u>28</u>	<u>20</u>
<u>13</u>	<u>29</u>	<u>21</u>
<u>14</u>	<u>29</u>	<u>21</u>
<u>15</u>	<u>30</u>	<u>22</u>
<u>16</u>	<u>30</u>	<u>22</u>
<u>17</u>	<u>31</u>	<u>23</u>
<u>17</u>	<u>31</u>	<u>23</u>
<u>17</u>	<u>32</u>	<u>24</u>
<u>18</u>	<u>32</u>	<u>24</u>
<u>18</u>	<u>33</u>	<u>25</u>
<u>18</u>	<u>34</u>	<u>25</u>
<u>19</u>	<u>35</u>	<u>26</u>
<u>19</u>	<u>36</u>	<u>26</u>
<u>19</u>	<u>37</u>	<u>26</u>
<u>20</u>	<u>37</u>	<u>26</u>
<u>20</u>	<u>37</u>	<u>27</u>
<u>20</u>	<u>38</u>	<u>27</u>
<u>21</u>	<u>38</u>	<u>27</u>
<u>21</u>	<u>38</u>	<u>28</u>
<u>22</u>	<u>39</u>	<u>28</u>
<u>22</u>	<u>39</u>	<u>28</u>
<u>23</u>	<u>39</u>	<u>29</u>
<u>23</u>	<u>40</u>	<u>29</u>

67	16	27	
68	16	27	
69	17	27	
70	17	28	
71	17	28	
72	18	28	
73	18	29	
74	18	29	
75	19	29	
76	19	30	
77	19	30	
78	20	30	
79	20	31	
80	20	31	
81	21	31	
82	22		
83	23		
84	24		
85	25		
86	25		
87	25		
88	25		
89	26		
90	26		
91	26		
92	26		
93	27		
94	27		
95	27		
96	27		
97	28		
98	28		
99	28		
100	28		
101	29		
102	29		
103	29		
104	30		
105	30		
106	30		
107	30		
108	30		
109	31		
110	31		
111	31		
112	31		
113	31		
114	32		
115	32		
116	32		
117	32		
118	32		
119	33		
120	33		
121	33		

ケ 医療職給料表（一）昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級

67	24	40	29
68	24	40	30
69	25	41	30
70	25	41	30
71	25	42	31
72	26	42	31
73	26	42	31
74	26	42	
75	27	43	
76	27	43	
77	27	43	
78	28	44	
79	28	44	
80	28	44	
81	29	45	
82	30	45	
83	31	45	
84	32	46	
85	33	46	
86	33	46	
87	33	47	
88	33	47	
89	34	47	
90	34		
91	34		
92	34		
93	35		
94	35		
95	35		
96	35		
97	36		
98	36		
99	36		
100	36		
101	37		
102	37		
103	37		
104	38		
105	38		
106	38		
107	38		
108	38		
109	39		
110	39		
111	39		
112	39		
113	39		
114	40		
115	40		
116	40		
117	40		
118	40		
119	41		
120	41		
121	41		

ケ 医療職給料表（一）昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級

1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	<u>1</u>	1
19	1	<u>1</u>	1
20	1	<u>1</u>	1
21	1	<u>1</u>	1
22	<u>1</u>	<u>2</u>	1
23	<u>1</u>	<u>3</u>	1
24	<u>1</u>	<u>4</u>	<u>2</u>
25	<u>1</u>	<u>5</u>	<u>2</u>
26	<u>1</u>	<u>6</u>	2
27	<u>1</u>	<u>7</u>	3
28	<u>1</u>	<u>8</u>	3
29	<u>1</u>	<u>9</u>	3
30	<u>1</u>	<u>10</u>	3
31	<u>1</u>	<u>11</u>	4
32	<u>1</u>	<u>12</u>	4
33	<u>1</u>	<u>13</u>	4
34	<u>2</u>	<u>14</u>	<u>5</u>
35	<u>3</u>	<u>15</u>	<u>5</u>
36	<u>4</u>	<u>16</u>	<u>5</u>
37	<u>5</u>	<u>17</u>	<u>5</u>
38	6	18	5
39	7	19	5
40	8	20	5
41	<u>9</u>	<u>21</u>	<u>5</u>
42	<u>10</u>	<u>21</u>	<u>5</u>
43	<u>11</u>	<u>22</u>	<u>5</u>
44	<u>12</u>	<u>22</u>	<u>5</u>
45	<u>13</u>	<u>23</u>	<u>5</u>
46	13	23	<u>5</u>
47	13	<u>24</u>	<u>5</u>
48	<u>14</u>	<u>24</u>	<u>5</u>
49	14	<u>25</u>	<u>5</u>
50	14	<u>25</u>	<u>5</u>
51	14	<u>26</u>	<u>5</u>
52	<u>15</u>	<u>26</u>	<u>5</u>
53	<u>15</u>	<u>27</u>	<u>5</u>
54	<u>15</u>	<u>27</u>	<u>5</u>
55	<u>15</u>	<u>28</u>	<u>5</u>
56	<u>16</u>	<u>28</u>	<u>5</u>
57	<u>16</u>	<u>29</u>	<u>5</u>
58	<u>16</u>	<u>29</u>	<u>5</u>

1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	<u>2</u>	1
19	1	<u>3</u>	1
20	1	<u>4</u>	1
21	1	<u>5</u>	1
22	<u>2</u>	<u>6</u>	1
23	<u>3</u>	<u>7</u>	1
24	<u>4</u>	<u>8</u>	<u>1</u>
25	<u>5</u>	<u>9</u>	<u>1</u>
26	<u>6</u>	<u>10</u>	2
27	<u>7</u>	<u>11</u>	3
28	<u>8</u>	<u>12</u>	<u>4</u>
29	<u>9</u>	<u>13</u>	<u>5</u>
30	<u>10</u>	<u>14</u>	<u>6</u>
31	<u>11</u>	<u>15</u>	<u>7</u>
32	<u>12</u>	<u>16</u>	<u>8</u>
33	<u>13</u>	<u>17</u>	<u>9</u>
34	<u>14</u>	<u>18</u>	<u>10</u>
35	<u>15</u>	<u>19</u>	<u>11</u>
36	<u>16</u>	<u>20</u>	<u>12</u>
37	<u>17</u>	<u>21</u>	<u>13</u>
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	25	30	22
47	25	31	23
48	26	32	24
49	26	33	25
50	26	34	26
51	26	35	27
52	27	36	28
53	27	37	29
54	27	37	30
55	27	38	31
56	28	38	32
57	28	39	33
58	28	39	34

59	16	29	5
60	17	30	5
61	17	30	5
62	17	30	5
63	18	31	5
64	18	31	5
65	19	31	5
66		32	5
67		32	5
68		32	5
69		32	5
70		32	5
71		33	5
72		33	5
73		33	5
74		33	
75		33	
76		34	
77		34	
78		34	
79		34	
80		34	
81		35	
82		35	
83		35	
84		35	
85		35	

コ 医療職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	略	1	1	1	1	1
2		1	1	1	1	1
3		1	1	1	1	1
4		1	1	1	1	1
5		1	1	1	1	1
6		1	1	1	1	1
7		1	1	1	1	1
8		1	1	1	1	1
9		1	1	1	1	1
10		1	1	1	1	1
11		1	1	1	1	1
12		1	1	1	1	1
13		1	1	1	1	1

59	28	40	35
60	29	40	36
61	29	41	37
62	29	41	37
63	30	42	38
64	30	42	38
65	31	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43
79		48	44
80		48	44
81		48	44
82		48	44
83		49	45
84		49	45
85		49	45
86		49	45
87		49	46
88		50	46
89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	
93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

コ 医療職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	略	1	1	1	1	1
2		1	1	1	1	1
3		1	1	1	1	1
4		1	1	1	1	1
5		1	1	1	1	1
6		1	1	1	1	1
7		1	1	1	1	1
8		1	1	1	1	1
9		1	1	1	1	1
10		1	1	1	1	1
11		1	1	1	1	1
12		1	1	1	1	1
13		1	1	1	1	1

14	1	2	1	1	1	14	1	2	1	1	1
15	1	3	1	1	1	15	1	3	1	1	1
16	1	4	1	1	1	16	1	4	1	1	1
17	1	5	1	1	1	17	1	5	1	1	1
18	<u>1</u>	6	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	18	<u>2</u>	6	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>
19	<u>1</u>	7	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	19	<u>3</u>	7	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>
20	<u>1</u>	8	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	20	<u>4</u>	8	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>4</u>
21	<u>1</u>	9	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	21	<u>5</u>	9	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>5</u>
22	<u>2</u>	10	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	22	<u>6</u>	10	<u>6</u>	<u>6</u>	<u>6</u>
23	<u>3</u>	11	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	23	<u>7</u>	11	<u>7</u>	<u>7</u>	<u>7</u>
24	<u>4</u>	12	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	24	<u>8</u>	12	<u>8</u>	<u>8</u>	<u>8</u>
25	<u>5</u>	13	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	25	<u>9</u>	13	<u>9</u>	<u>9</u>	<u>9</u>
26	<u>6</u>	14	<u>6</u>	<u>6</u>	<u>5</u>	26	<u>10</u>	14	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>10</u>
27	<u>7</u>	15	<u>7</u>	<u>7</u>	<u>6</u>	27	<u>11</u>	15	<u>11</u>	<u>11</u>	<u>11</u>
28	<u>8</u>	16	<u>8</u>	<u>8</u>	<u>6</u>	28	<u>12</u>	16	<u>12</u>	<u>12</u>	<u>12</u>
29	<u>9</u>	17	<u>9</u>	<u>9</u>	<u>7</u>	29	<u>13</u>	17	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>13</u>
30	<u>10</u>	18	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>7</u>	30	<u>14</u>	18	<u>14</u>	<u>14</u>	<u>14</u>
31	<u>11</u>	19	<u>11</u>	<u>11</u>	<u>8</u>	31	<u>15</u>	19	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>
32	<u>12</u>	20	<u>12</u>	<u>12</u>	<u>8</u>	32	<u>16</u>	20	<u>16</u>	<u>16</u>	<u>16</u>
33	<u>13</u>	21	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>9</u>	33	<u>17</u>	21	<u>17</u>	<u>17</u>	<u>17</u>
34	<u>14</u>	22	<u>14</u>	<u>14</u>	<u>9</u>	34	<u>18</u>	22	<u>18</u>	<u>18</u>	<u>18</u>
35	<u>15</u>	23	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>9</u>	35	<u>19</u>	23	<u>19</u>	<u>19</u>	<u>19</u>
36	<u>16</u>	24	<u>16</u>	<u>16</u>	<u>9</u>	36	<u>20</u>	24	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>20</u>
37	<u>17</u>	25	<u>17</u>	<u>17</u>	<u>9</u>	37	<u>21</u>	25	<u>21</u>	<u>21</u>	<u>21</u>
38	<u>18</u>	26	<u>18</u>	<u>18</u>	<u>9</u>	38	<u>22</u>	26	<u>22</u>	<u>22</u>	<u>21</u>
39	<u>19</u>	27	<u>19</u>	<u>19</u>	<u>10</u>	39	<u>23</u>	27	<u>23</u>	<u>23</u>	<u>22</u>
40	<u>20</u>	28	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>10</u>	40	<u>24</u>	28	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>22</u>
41	<u>21</u>	29	<u>21</u>	<u>21</u>	<u>10</u>	41	<u>25</u>	29	<u>25</u>	<u>25</u>	<u>23</u>
42	<u>22</u>	30	<u>22</u>	<u>21</u>	<u>10</u>	42	<u>26</u>	30	<u>26</u>	<u>26</u>	<u>23</u>
43	<u>23</u>	31	<u>23</u>	<u>21</u>	<u>10</u>	43	<u>27</u>	31	<u>27</u>	<u>27</u>	<u>24</u>
44	<u>24</u>	32	<u>24</u>	<u>22</u>	<u>10</u>	44	<u>28</u>	32	<u>28</u>	<u>28</u>	<u>24</u>
45	<u>25</u>	33	<u>25</u>	<u>22</u>	<u>11</u>	45	<u>29</u>	33	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>25</u>
46	<u>26</u>	34	<u>25</u>	<u>22</u>	<u>11</u>	46	<u>30</u>	34	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>25</u>
47	<u>27</u>	35	<u>26</u>	<u>23</u>	<u>11</u>	47	<u>31</u>	35	<u>31</u>	<u>31</u>	<u>25</u>
48	<u>28</u>	36	<u>26</u>	<u>23</u>	<u>11</u>	48	<u>32</u>	36	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>25</u>
49	<u>29</u>	37	<u>27</u>	<u>23</u>	<u>11</u>	49	<u>33</u>	37	<u>33</u>	<u>33</u>	<u>25</u>
50	<u>30</u>	38	<u>27</u>	<u>24</u>	<u>11</u>	50	<u>34</u>	38	<u>33</u>	<u>33</u>	<u>25</u>
51	<u>31</u>	39	<u>28</u>	<u>24</u>	<u>12</u>	51	<u>35</u>	39	<u>34</u>	<u>33</u>	<u>26</u>
52	<u>32</u>	40	<u>28</u>	<u>24</u>	<u>12</u>	52	<u>36</u>	40	<u>34</u>	<u>34</u>	<u>26</u>
53	<u>33</u>	41	<u>29</u>	<u>25</u>	<u>12</u>	53	<u>37</u>	41	<u>35</u>	<u>34</u>	<u>26</u>
54	<u>34</u>	42	<u>29</u>	<u>25</u>		54	<u>38</u>	42	<u>35</u>	<u>34</u>	<u>26</u>
55	<u>35</u>	43	<u>30</u>	<u>26</u>		55	<u>39</u>	43	<u>36</u>	<u>35</u>	<u>26</u>
56	<u>36</u>	44	<u>30</u>	<u>26</u>		56	<u>40</u>	44	<u>36</u>	<u>35</u>	<u>26</u>
57	<u>37</u>	45	<u>31</u>	<u>27</u>		57	<u>41</u>	45	<u>37</u>	<u>35</u>	<u>27</u>
58	<u>38</u>	46	<u>31</u>	<u>27</u>		58	<u>42</u>	46	<u>37</u>	<u>36</u>	<u>27</u>
59	<u>39</u>	47	<u>32</u>	<u>28</u>		59	<u>43</u>	47	<u>38</u>	<u>36</u>	<u>27</u>
60	<u>40</u>	48	<u>32</u>	<u>28</u>		60	<u>44</u>	48	<u>38</u>	<u>36</u>	<u>27</u>
61	<u>41</u>	49	<u>33</u>	<u>28</u>		61	<u>45</u>	49	<u>39</u>	<u>37</u>	<u>27</u>
62	<u>42</u>	50	<u>33</u>	<u>28</u>		62	<u>46</u>	50	<u>39</u>	<u>37</u>	<u>27</u>
63	<u>43</u>	51	<u>33</u>	<u>28</u>		63	<u>47</u>	51	<u>40</u>	<u>38</u>	<u>28</u>
64	<u>44</u>	52	<u>34</u>	<u>29</u>		64	<u>48</u>	52	<u>40</u>	<u>38</u>	<u>28</u>
65	<u>45</u>	53	<u>34</u>	<u>29</u>		65	<u>49</u>	53	<u>41</u>	<u>39</u>	<u>28</u>
66	<u>46</u>	54	<u>34</u>	<u>29</u>		66	<u>50</u>	54	<u>41</u>	<u>39</u>	
67	<u>47</u>	55	<u>35</u>	<u>29</u>		67	<u>51</u>	55	<u>41</u>	<u>40</u>	
68	<u>48</u>	56	<u>35</u>	<u>29</u>		68	<u>52</u>	56	<u>42</u>	<u>40</u>	
69	<u>49</u>	57	<u>35</u>	<u>30</u>		69	<u>53</u>	57	<u>42</u>	<u>40</u>	
70	<u>49</u>	<u>57</u>	<u>36</u>	<u>30</u>		70	<u>53</u>	<u>58</u>	<u>42</u>	<u>40</u>	
71	<u>50</u>	<u>58</u>	<u>36</u>	<u>30</u>		71	<u>54</u>	<u>59</u>	<u>43</u>	<u>40</u>	

72	50	58	36	30	
73	51	59	37	30	
74	51	59	37	31	
75	52	60	37	31	
76	52	60	37	31	
77	53	61	38	31	
78	53	61	38		
79	53	62	38		
80	54	62	38		
81	54	63	39		
82	54	63	39		
83	55	64	39		
84	55	64	39		
85	55	65	39		
86	56	66	40		
87	56	67	40		
88	56	68	40		
89	56	69	40		
90	56	69	40		
91	57	70	41		
92	57	70	41		
93	57	70	41		
94	57	70	41		
95	57	70	41		
96	58	70	42		
97	58	70	42		
98	58	70	42		
99	58	70	42		
100	58	70	42		
101	59	70	43		
102	59	70			
103	59	70			
104	59	70			
105	59	70			
106		70			
107		70			
108		70			
109		70			

サ 医療職給料表（三）昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	略	1	1	1	1
2		1	1	1	1
3		1	1	1	1
4		1	1	1	1
5		1	1	1	1
6		1	1	1	1
7		1	1	1	1
8		1	1	1	1
9		1	1	1	1
10		1	1	1	1
11		1	1	1	1

72	54	60	43	41	
73	55	61	43	41	
74	55	61	44	41	
75	56	62	44	41	
76	56	62	44	41	
77	57	63	45	42	
78	57	63	45	42	
79	57	64	45	42	
80	58	64	45	42	
81	58	65	46	42	
82	58	65	46	43	
83	59	66	46	43	
84	59	66	46	43	
85	59	67	47	43	
86	60	67	47		
87	60	68	47		
88	60	68	47		
89	60	69	47		
90	60	70	48		
91	61	71	48		
92	61	72	48		
93	61	73	48		
94	61	73	48		
95	61	74	49		
96	62	74	49		
97	62	74	49		
98	62	74	49		
99	62	74	49		
100	62	74	50		
101	63	74	50		
102	63	74	50		
103	63	74	50		
104	63	74	50		
105	63	74	51		
106		74			
107		74			
108		74			
109		74			
110		74			
111		74			
112		74			
113		74			

サ 医療職給料表（三）昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	略	1	1	1	1
2		1	1	1	1
3		1	1	1	1
4		1	1	1	1
5		1	1	1	1
6		1	1	1	1
7		1	1	1	1
8		1	1	1	1
9		1	1	1	1
10		1	1	1	1
11		1	1	1	1

12	1	1	1	1	12	1	1	1	1
13	1	1	1	1	13	1	1	1	1
14	1	2	1	1	14	1	2	1	1
15	1	3	1	1	15	1	3	1	1
16	1	4	1	1	16	1	4	1	1
17	1	5	1	1	17	1	5	1	1
18	1	6	<u>1</u>	1	18	1	6	<u>2</u>	1
19	1	7	<u>1</u>	1	19	1	7	<u>3</u>	1
20	1	8	<u>1</u>	1	20	1	8	<u>4</u>	1
21	1	9	<u>1</u>	1	21	1	9	<u>5</u>	1
22	1	10	<u>2</u>	<u>1</u>	22	1	10	<u>6</u>	<u>2</u>
23	1	11	<u>3</u>	<u>1</u>	23	1	11	<u>7</u>	<u>3</u>
24	1	12	<u>4</u>	<u>1</u>	24	1	12	<u>8</u>	<u>4</u>
25	1	13	<u>5</u>	<u>1</u>	25	1	13	<u>9</u>	<u>5</u>
26	<u>1</u>	14	<u>6</u>	<u>2</u>	26	<u>2</u>	14	<u>10</u>	<u>6</u>
27	<u>1</u>	15	<u>7</u>	<u>3</u>	27	<u>3</u>	15	<u>11</u>	<u>7</u>
28	<u>1</u>	16	<u>8</u>	<u>4</u>	28	<u>4</u>	16	<u>12</u>	<u>8</u>
29	<u>1</u>	17	<u>9</u>	<u>5</u>	29	<u>5</u>	17	<u>13</u>	<u>9</u>
30	<u>2</u>	18	<u>10</u>	<u>6</u>	30	<u>6</u>	18	<u>14</u>	<u>10</u>
31	<u>3</u>	19	<u>11</u>	<u>7</u>	31	<u>7</u>	19	<u>15</u>	<u>11</u>
32	<u>4</u>	20	<u>12</u>	<u>8</u>	32	<u>8</u>	20	<u>16</u>	<u>12</u>
33	<u>5</u>	21	<u>13</u>	<u>9</u>	33	<u>9</u>	21	<u>17</u>	<u>13</u>
34	<u>6</u>	22	<u>14</u>	<u>10</u>	34	<u>10</u>	22	<u>18</u>	<u>14</u>
35	<u>7</u>	23	<u>15</u>	<u>11</u>	35	<u>11</u>	23	<u>19</u>	<u>15</u>
36	<u>8</u>	24	<u>16</u>	<u>12</u>	36	<u>12</u>	24	<u>20</u>	<u>16</u>
37	<u>9</u>	25	<u>17</u>	<u>13</u>	37	<u>13</u>	25	<u>21</u>	<u>17</u>
38	<u>10</u>	26	<u>18</u>	<u>14</u>	38	<u>14</u>	26	<u>22</u>	<u>18</u>
39	<u>11</u>	27	<u>19</u>	<u>15</u>	39	<u>15</u>	27	<u>23</u>	<u>19</u>
40	<u>12</u>	28	<u>20</u>	<u>16</u>	40	<u>16</u>	28	<u>24</u>	<u>20</u>
41	<u>13</u>	29	<u>21</u>	<u>17</u>	41	<u>17</u>	29	<u>25</u>	<u>21</u>
42	<u>14</u>	30	<u>22</u>	<u>17</u>	42	<u>18</u>	30	<u>26</u>	<u>22</u>
43	<u>15</u>	31	<u>23</u>	<u>18</u>	43	<u>19</u>	31	<u>27</u>	<u>23</u>
44	<u>16</u>	32	<u>24</u>	<u>18</u>	44	<u>20</u>	32	<u>28</u>	<u>24</u>
45	<u>17</u>	33	<u>25</u>	<u>19</u>	45	<u>21</u>	33	<u>29</u>	<u>25</u>
46	<u>18</u>	34	<u>26</u>	<u>19</u>	46	<u>22</u>	34	<u>30</u>	<u>26</u>
47	<u>19</u>	35	<u>27</u>	<u>20</u>	47	<u>23</u>	35	<u>31</u>	<u>27</u>
48	<u>20</u>	36	<u>28</u>	<u>20</u>	48	<u>24</u>	36	<u>32</u>	<u>28</u>
49	<u>21</u>	37	<u>29</u>	<u>21</u>	49	<u>25</u>	37	<u>33</u>	<u>29</u>
50	<u>22</u>	38	<u>30</u>	<u>21</u>	50	<u>26</u>	38	<u>34</u>	<u>29</u>
51	<u>23</u>	39	<u>31</u>	<u>22</u>	51	<u>27</u>	39	<u>35</u>	<u>30</u>
52	<u>24</u>	40	<u>32</u>	<u>22</u>	52	<u>28</u>	40	<u>36</u>	<u>30</u>
53	<u>25</u>	41	<u>33</u>	<u>23</u>	53	<u>29</u>	41	<u>37</u>	<u>31</u>
54	<u>26</u>	42	<u>34</u>	<u>23</u>	54	<u>30</u>	42	<u>38</u>	<u>31</u>
55	<u>27</u>	43	<u>35</u>	<u>24</u>	55	<u>31</u>	43	<u>39</u>	<u>32</u>
56	<u>28</u>	44	<u>36</u>	<u>24</u>	56	<u>32</u>	44	<u>40</u>	<u>32</u>
57	<u>29</u>	45	<u>37</u>	<u>25</u>	57	<u>33</u>	45	<u>41</u>	<u>33</u>
58	<u>30</u>	46	<u>38</u>	<u>25</u>	58	<u>34</u>	46	<u>42</u>	<u>33</u>
59	<u>31</u>	47	<u>39</u>	<u>26</u>	59	<u>35</u>	47	<u>43</u>	<u>34</u>
60	<u>32</u>	48	<u>40</u>	<u>26</u>	60	<u>36</u>	48	<u>44</u>	<u>34</u>
61	<u>33</u>	49	<u>41</u>	<u>27</u>	61	<u>37</u>	49	<u>45</u>	<u>35</u>
62	<u>34</u>	50	<u>42</u>	<u>27</u>	62	<u>38</u>	50	<u>46</u>	<u>35</u>
63	<u>35</u>	51	<u>43</u>	<u>28</u>	63	<u>39</u>	51	<u>47</u>	<u>36</u>
64	<u>36</u>	52	<u>44</u>	<u>28</u>	64	<u>40</u>	52	<u>48</u>	<u>36</u>
65	<u>37</u>	53	<u>45</u>	<u>29</u>	65	<u>41</u>	53	<u>49</u>	<u>37</u>
66	<u>38</u>	54	<u>45</u>	<u>29</u>	66	<u>42</u>	54	<u>50</u>	<u>37</u>
67	<u>39</u>	55	<u>46</u>	<u>29</u>	67	<u>43</u>	55	<u>51</u>	<u>38</u>
68	<u>40</u>	56	<u>46</u>	<u>29</u>	68	<u>44</u>	56	<u>52</u>	<u>38</u>
69	<u>41</u>	57	<u>47</u>	<u>29</u>	69	<u>45</u>	57	<u>53</u>	<u>39</u>

70	42	58	47	29	70	46	58	53	39
71	43	59	48	30	71	47	59	54	40
72	44	60	48	30	72	48	60	54	40
73	45	61	49	30	73	49	61	55	41
74	46	62	50	30	74	50	62	55	41
75	47	63	51	30	75	51	63	56	41
76	48	64	52	30	76	52	64	56	41
77	49	65	53	31	77	53	65	57	41
78	50	66	53	31	78	54	66	58	41
79	51	67	54	31	79	55	67	59	42
80	52	68	54	31	80	56	68	60	42
81	53	69	55	31	81	57	69	61	42
82	54	70	55	31	82	58	70	61	42
83	55	71	56	32	83	59	71	62	42
84	56	72	56	32	84	60	72	62	42
85	57	73	57	32	85	61	73	63	43
86	58	74	57		86	62	74	63	43
87	59	75	58		87	63	75	64	43
88	60	76	58		88	64	76	64	43
89	61	77	59		89	65	77	65	43
90	62	78	59		90	66	78	65	43
91	63	79	60		91	67	79	66	44
92	64	80	60		92	68	80	66	44
93	65	81	60		93	69	81	67	44
94	66	81	60		94	70	82	67	
95	67	82	61		95	71	83	68	
96	68	82	61		96	72	84	68	
97	69	83	61		97	73	85	68	
98	70	83	61		98	74	85	68	
99	71	84	62		99	75	86	69	
100	72	84	62		100	76	86	69	
101	73	85	62		101	77	87	69	
102	74	86	62		102	78	87	69	
103	75	87	63		103	79	88	70	
104	76	88	63		104	80	88	70	
105	77	88	63		105	81	89	70	
106	77	88	63		106	81	90	70	
107	77	89	64		107	81	91	71	
108	78	89	64		108	82	92	71	
109	78	89	65		109	82	92	71	
110	78	90			110	82	92	71	
111	79	90			111	83	93	72	
112	79	90			112	83	93	72	
113	79	91			113	83	93	73	
114	80	91			114	84	94		
115	80	91			115	84	94		
116	80	92			116	84	94		
117	81	92			117	85	95		
118	81	92			118	85	95		
119	81	93			119	85	95		
120	81	93			120	85	96		
121	82	93			121	86	96		
122	82				122	86	96		
123	82				123	86	97		
124	82				124	86	97		
125	83				125	87	97		
126	83				126	87			
127	83				127	87			

128	<u>83</u>			
129	<u>84</u>			
130	<u>84</u>			
131	<u>84</u>			
132	<u>84</u>			
133	<u>85</u>			
134	<u>85</u>			
135	<u>85</u>			
136	<u>86</u>			
137	<u>86</u>			
138	<u>86</u>			
139	<u>86</u>			
140	<u>86</u>			
141	<u>87</u>			
142	<u>87</u>			
143	<u>87</u>			
144	<u>87</u>			
145	<u>87</u>			
146	<u>88</u>			
147	<u>88</u>			
148	<u>88</u>			
149	<u>88</u>			
150	<u>88</u>			
151	<u>89</u>			
152	<u>89</u>			
153	<u>89</u>			
154				
155				
156				
157				
158				
159				
160				
161				
162				
163				
164				
165				
166				
167				
168				
169				

別表第7の2（第22条関係）

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	略	<u>21</u>	<u>21</u>	9	<u>13</u>	<u>17</u>	<u>12</u>	<u>1</u>
2		<u>22</u>	<u>22</u>	10	<u>14</u>	<u>18</u>	<u>17</u>	<u>2</u>
3		<u>23</u>	<u>23</u>	11	<u>15</u>	<u>19</u>	<u>21</u>	<u>3</u>
4		<u>24</u>	<u>24</u>	12	<u>16</u>	<u>20</u>	<u>28</u>	<u>4</u>
5		<u>25</u>	<u>25</u>	13	<u>17</u>	<u>22</u>	<u>45</u>	<u>9</u>
6		<u>26</u>	<u>26</u>	14	<u>18</u>	<u>24</u>	<u>45</u>	<u>9</u>
7		<u>27</u>	<u>27</u>	15	<u>19</u>	<u>26</u>	<u>45</u>	<u>9</u>
8		<u>28</u>	<u>28</u>	16	<u>20</u>	<u>28</u>	<u>45</u>	<u>9</u>
9		<u>29</u>	<u>29</u>	17	<u>21</u>	<u>30</u>	<u>45</u>	<u>9</u>

128	<u>87</u>			
129	<u>88</u>			
130	<u>88</u>			
131	<u>88</u>			
132	<u>88</u>			
133	<u>89</u>			
134	<u>89</u>			
135	<u>89</u>			
136	<u>90</u>			
137	<u>90</u>			
138	<u>90</u>			
139	<u>90</u>			
140	<u>90</u>			
141	<u>91</u>			
142	<u>91</u>			
143	<u>91</u>			
144	<u>91</u>			
145	<u>91</u>			
146	<u>92</u>			
147	<u>92</u>			
148	<u>92</u>			
149	<u>92</u>			
150	<u>92</u>			
151	<u>93</u>			
152	<u>93</u>			
153	<u>93</u>			
154				
155				
156				
157				
158				
159				
160				
161				
162				
163				
164				
165				
166				
167				
168				
169				

別表第7の2（第22条関係）

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	略	<u>17</u>	<u>17</u>	9	<u>9</u>	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>17</u>
2		<u>18</u>	<u>18</u>	10	<u>10</u>	<u>14</u>	<u>14</u>	<u>18</u>
3		<u>19</u>	<u>19</u>	11	<u>11</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>19</u>
4		<u>20</u>	<u>20</u>	12	<u>12</u>	<u>16</u>	<u>16</u>	<u>20</u>
5		<u>21</u>	<u>21</u>	13	<u>13</u>	<u>17</u>	<u>17</u>	<u>21</u>
6		<u>22</u>	<u>22</u>	14	<u>14</u>	<u>18</u>	<u>18</u>	<u>22</u>
7		<u>23</u>	<u>23</u>	15	<u>15</u>	<u>19</u>	<u>19</u>	<u>23</u>
8		<u>24</u>	<u>24</u>	16	<u>16</u>	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>24</u>
9		<u>25</u>	<u>25</u>	17	<u>17</u>	<u>21</u>	<u>21</u>	<u>25</u>

10	30	30	18	22	32			10	26	26	18	18	22	22	26
11	31	31	19	23	34			11	27	27	19	19	23	23	27
12	32	32	20	24	36			12	28	28	20	20	24	24	28
13	33	33	21	25	40			13	29	29	21	21	25	25	33
14	34	34	22	26	44			14	30	30	22	22	26	26	38
15	35	35	23	27	65			15	31	31	23	23	27	27	43
16	36	36	24	28	72			16	32	32	24	24	28	28	45
17	37	37	25	29	73			17	33	33	25	25	29	29	45
18	38	38	26	30	73			18	34	34	26	26	30	30	45
19	39	39	27	31	73			19	35	35	27	27	31	31	45
20	40	40	28	32	73			20	36	36	28	28	32	32	45
21	41	41	29	33	73			21	37	37	29	29	34	33	45
22	42	42	30	34	73			22	38	38	30	30	36	34	45
23	43	43	31	35	73			23	39	39	31	31	38	35	45
24	44	44	32	36	73			24	40	40	32	32	40	36	45
25	45	45	33	37	73			25	41	41	33	33	42	38	45
26	46	46	34	38	73			26	42	42	34	34	44	40	45
27	47	47	35	39	73			27	43	43	35	35	46	42	45
28	48	48	36	40	73			28	44	44	36	36	48	47	45
29	49	49	37	42	73			29	45	45	37	37	52	52	45
30	50	50	38	44	73			30	46	46	38	38	56	57	45
31	51	51	39	46	73			31	47	47	39	39	77	61	45
32	52	52	40	48	73			32	48	48	40	40	84	61	45
33	54	53	41	50	73			33	49	49	41	41	85	61	45
34	56	54	42	52	73			34	50	50	42	42	85	61	45
35	58	55	43	54	73			35	51	51	43	43	85	61	45
36	60	56	44	56	73			36	52	52	44	44	85	61	45
37	61	59	45	58	73			37	54	53	45	45	85	61	45
38	62	62	46	68	73			38	56	54	46	46	85	61	45
39	63	65	47	80	73			39	58	55	47	47	85	61	45
40	64	68	48	84	73			40	60	56	48	48	85	61	45
41	66	71	49	85	73			41	61	57	49	50	85	61	45
42	68	74	50	85	73			42	62	58	50	52	85	61	
43	70	77	51	85	73			43	63	59	51	54	85	61	
44	72	80	52	85	73			44	64	60	52	56	85	61	
45	77	84	53	85	73			45	66	63	53	58	85	61	
46	82	88	54	85				46	68	66	54	60	85		
47	87	95	55	85				47	70	69	55	62	85		
48	92	102	56	85				48	72	72	56	64	85		
49	97	109	57	85				49	77	75	57	66	85		
50	102	109	58	85				50	82	78	58	76	85		
51	107	109	59	85				51	87	81	59	88	85		
52	116	109	60	85				52	92	84	60	92	85		
53	125	109	61	85				53	97	88	61	93	85		
54	125	109	62	85				54	102	92	62	93	85		
55	125	109	63	85				55	107	99	63	93	85		
56	125	109	64	85				56	116	106	64	93	85		
57	125	109	65	85				57	125	113	65	93	85		
58	125	109	66	85				58	125	113	66	93	85		
59	125	109	67	85				59	125	113	67	93	85		
60	125	109	72	85				60	125	113	68	93	85		
61	125	109	77	85				61	125	113	69	93	85		
62	125	109	80	85				62	125	113	70	93			
63	125	109	81	85				63	125	113	71	93			
64	125	109	82	85				64	125	113	72	93			
65	125	109	83	85				65	125	113	73	93			
66	125	109	84	85				66	125	113	74	93			
67	125	109	85	85				67	125	113	75	93			

68	125	109	85	85				68	125	113	80	93			
69	125	109	85	85				69	125	113	85	93			
70	125	109	85	85				70	125	113	88	93			
71	125	109	85	85				71	125	113	89	93			
72	125	109	85	85				72	125	113	90	93			
73	125	109	85	85				73	125	113	91	93			
74	125	109	85					74	125	113	92	93			
75	125	109	85					75	125	113	93	93			
76	125	109	85					76	125	113	93	93			
77	125	109	85					77	125	113	93	93			
78	125	109	85					78	125	113	93	93			
79	125	109	85					79	125	113	93	93			
80	125	109	85					80	125	113	93	93			
81	125	109	85					81	125	113	93	93			
82	125	109	85					82	125	113	93	93			
83	125	109	85					83	125	113	93	93			
84	125	109	85					84	125	113	93	93			
85	125	109	85					85	125	113	93	93			
86	125							86	125	113	93				
87	125							87	125	113	93				
88	125							88	125	113	93				
89	125							89	125	113	93				
90	125							90	125	113	93				
91	125							91	125	113	93				
92	125							92	125	113	93				
93	125							93	125	113	93				
94	125							94	125						
95	125							95	125						
96	125							96	125						
97	125							97	125						
98	125							98	125						
99	125							99	125						
100	125							100	125						
101	125							101	125						
102	125							102	125						
103	125							103	125						
104	125							104	125						
105	125							105	125						
106	125							106	125						
107	125							107	125						
108	125							108	125						
109	125							109	125						
110								110	125						
111								111	125						
112								112	125						
113								113	125						
114								114							
115								115							
116								116							
117								117							
118								118							
119								119							
120								120							
121								121							
122								122							
123								123							
124								124							
125								125							

イ 公安職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	略	略	<u>21</u>	<u>29</u>	9	<u>13</u>	<u>17</u>	13
2			<u>22</u>	<u>30</u>	10	<u>14</u>	<u>18</u>	<u>17</u>
3			<u>23</u>	<u>31</u>	11	<u>15</u>	<u>19</u>	<u>20</u>
4			<u>24</u>	<u>32</u>	12	<u>16</u>	<u>20</u>	<u>27</u>
5			<u>25</u>	<u>33</u>	13	<u>17</u>	<u>21</u>	<u>45</u>
6			<u>26</u>	<u>34</u>	14	<u>18</u>	<u>22</u>	<u>45</u>
7			<u>27</u>	<u>35</u>	15	<u>19</u>	<u>23</u>	<u>45</u>
8			<u>28</u>	<u>36</u>	16	<u>20</u>	<u>24</u>	<u>45</u>
9			<u>29</u>	<u>37</u>	17	<u>21</u>	<u>25</u>	<u>45</u>
10			<u>30</u>	<u>38</u>	18	<u>22</u>	<u>26</u>	
11			<u>31</u>	<u>39</u>	19	<u>23</u>	<u>27</u>	
12			<u>32</u>	<u>40</u>	20	<u>24</u>	<u>28</u>	
13			<u>33</u>	<u>41</u>	21	<u>25</u>	<u>29</u>	
14			<u>34</u>	<u>42</u>	22	<u>26</u>	<u>30</u>	
15			<u>35</u>	<u>43</u>	23	<u>27</u>	<u>31</u>	
16			<u>36</u>	<u>44</u>	24	<u>28</u>	<u>32</u>	
17			<u>37</u>	<u>45</u>	25	<u>29</u>	<u>33</u>	
18			<u>38</u>	<u>46</u>	26	<u>30</u>	<u>34</u>	
19			<u>39</u>	<u>47</u>	27	<u>31</u>	<u>35</u>	
20			<u>40</u>	<u>48</u>	28	<u>32</u>	<u>36</u>	
21			<u>41</u>	<u>49</u>	29	<u>33</u>	<u>37</u>	
22			<u>42</u>	<u>50</u>	30	<u>34</u>	<u>38</u>	
23			<u>43</u>	<u>51</u>	31	<u>35</u>	<u>39</u>	
24			<u>44</u>	<u>52</u>	32	<u>36</u>	<u>40</u>	
25			<u>45</u>	<u>53</u>	33	<u>37</u>	<u>42</u>	
26			<u>46</u>	<u>54</u>	34	<u>38</u>	<u>44</u>	
27			<u>47</u>	<u>55</u>	35	<u>39</u>	<u>46</u>	
28			<u>48</u>	<u>56</u>	36	<u>40</u>	<u>56</u>	
29			<u>49</u>	<u>57</u>	37	<u>41</u>	<u>67</u>	
30			<u>50</u>	<u>58</u>	38	<u>42</u>	<u>70</u>	
31			<u>51</u>	<u>59</u>	39	<u>43</u>	<u>73</u>	
32			<u>52</u>	<u>60</u>	40	<u>44</u>	<u>73</u>	
33			<u>53</u>	<u>61</u>	41	<u>45</u>	<u>73</u>	
34			<u>54</u>	<u>62</u>	42	<u>46</u>	<u>73</u>	
35			<u>55</u>	<u>63</u>	43	<u>47</u>	<u>73</u>	
36			<u>56</u>	<u>64</u>	44	<u>48</u>	<u>73</u>	
37			<u>57</u>	<u>66</u>	45	<u>51</u>	<u>73</u>	
38			<u>58</u>	<u>68</u>	46	<u>54</u>	<u>73</u>	
39			<u>59</u>	<u>70</u>	47	<u>57</u>	<u>73</u>	
40			<u>60</u>	<u>72</u>	48	<u>67</u>	<u>73</u>	
41			<u>61</u>	<u>73</u>	49	<u>79</u>	<u>73</u>	
42			<u>62</u>	<u>74</u>	50	<u>82</u>	<u>73</u>	
43			<u>63</u>	<u>75</u>	51	<u>85</u>	<u>73</u>	
44			<u>64</u>	<u>76</u>	52	<u>85</u>	<u>73</u>	
45			<u>65</u>	<u>77</u>	53	<u>85</u>	<u>73</u>	
46			<u>66</u>	<u>78</u>	54	<u>85</u>		
47			<u>67</u>	<u>79</u>	55	<u>85</u>		
48			<u>68</u>	<u>80</u>	56	<u>85</u>		
49			<u>70</u>	<u>82</u>	57	<u>85</u>		
50			<u>72</u>	<u>84</u>	58	<u>85</u>		
51			<u>74</u>	<u>86</u>	59	<u>85</u>		
52			<u>76</u>	<u>88</u>	60	<u>85</u>		
53			<u>77</u>	<u>91</u>	61	<u>85</u>		

イ 公安職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	略	略	<u>17</u>	<u>25</u>	9	<u>9</u>	<u>13</u>	13
2			<u>18</u>	<u>26</u>	10	<u>10</u>	<u>14</u>	<u>14</u>
3			<u>19</u>	<u>27</u>	11	<u>11</u>	<u>15</u>	<u>15</u>
4			<u>20</u>	<u>28</u>	12	<u>12</u>	<u>16</u>	<u>16</u>
5			<u>21</u>	<u>29</u>	13	<u>13</u>	<u>17</u>	<u>17</u>
6			<u>22</u>	<u>30</u>	14	<u>14</u>	<u>18</u>	<u>18</u>
7			<u>23</u>	<u>31</u>	15	<u>15</u>	<u>19</u>	<u>19</u>
8			<u>24</u>	<u>32</u>	16	<u>16</u>	<u>20</u>	<u>20</u>
9			<u>25</u>	<u>33</u>	17	<u>17</u>	<u>21</u>	<u>21</u>
10			<u>26</u>	<u>34</u>	18	<u>18</u>	<u>22</u>	<u>22</u>
11			<u>27</u>	<u>35</u>	19	<u>19</u>	<u>23</u>	<u>23</u>
12			<u>28</u>	<u>36</u>	20	<u>20</u>	<u>24</u>	<u>24</u>
13			<u>29</u>	<u>37</u>	21	<u>21</u>	<u>25</u>	<u>25</u>
14			<u>30</u>	<u>38</u>	22	<u>22</u>	<u>26</u>	<u>26</u>
15			<u>31</u>	<u>39</u>	23	<u>23</u>	<u>27</u>	<u>27</u>
16			<u>32</u>	<u>40</u>	24	<u>24</u>	<u>28</u>	<u>28</u>
17			<u>33</u>	<u>41</u>	25	<u>25</u>	<u>29</u>	<u>29</u>
18			<u>34</u>	<u>42</u>	26	<u>26</u>	<u>30</u>	<u>30</u>
19			<u>35</u>	<u>43</u>	27	<u>27</u>	<u>31</u>	<u>31</u>
20			<u>36</u>	<u>44</u>	28	<u>28</u>	<u>32</u>	<u>32</u>
21			<u>37</u>	<u>45</u>	29	<u>29</u>	<u>33</u>	<u>33</u>
22			<u>38</u>	<u>46</u>	30	<u>30</u>	<u>34</u>	<u>34</u>
23			<u>39</u>	<u>47</u>	31	<u>31</u>	<u>35</u>	<u>35</u>
24			<u>40</u>	<u>48</u>	32	<u>32</u>	<u>36</u>	<u>36</u>
25			<u>41</u>	<u>49</u>	33	<u>33</u>	<u>37</u>	<u>37</u>
26			<u>42</u>	<u>50</u>	34	<u>34</u>	<u>38</u>	<u>38</u>
27			<u>43</u>	<u>51</u>	35	<u>35</u>	<u>39</u>	<u>39</u>
28			<u>44</u>	<u>52</u>	36	<u>36</u>	<u>40</u>	<u>40</u>
29			<u>45</u>	<u>53</u>	37	<u>37</u>	<u>41</u>	<u>43</u>
30			<u>46</u>	<u>54</u>	38	<u>38</u>	<u>42</u>	<u>49</u>
31			<u>47</u>	<u>55</u>	39	<u>39</u>	<u>43</u>	<u>55</u>
32			<u>48</u>	<u>56</u>	40	<u>40</u>	<u>44</u>	<u>61</u>
33			<u>49</u>	<u>57</u>	41	<u>41</u>	<u>45</u>	<u>61</u>
34			<u>50</u>	<u>58</u>	42	<u>42</u>	<u>46</u>	<u>61</u>
35			<u>51</u>	<u>59</u>	43	<u>43</u>	<u>47</u>	<u>61</u>
36			<u>52</u>	<u>60</u>	44	<u>44</u>	<u>48</u>	<u>61</u>
37			<u>53</u>	<u>61</u>	45	<u>45</u>	<u>49</u>	<u>61</u>
38			<u>54</u>	<u>62</u>	46	<u>46</u>	<u>50</u>	<u>61</u>
39			<u>55</u>	<u>63</u>	47	<u>47</u>	<u>51</u>	<u>61</u>
40			<u>56</u>	<u>64</u>	48	<u>48</u>	<u>52</u>	<u>61</u>
41			<u>57</u>	<u>65</u>	49	<u>49</u>	<u>54</u>	<u>61</u>
42			<u>58</u>	<u>66</u>	50	<u>50</u>	<u>56</u>	<u>61</u>
43			<u>59</u>	<u>67</u>	51	<u>51</u>	<u>58</u>	<u>61</u>
44			<u>60</u>	<u>68</u>	52	<u>52</u>	<u>68</u>	<u>61</u>
45			<u>61</u>	<u>70</u>	53	<u>53</u>	<u>79</u>	<u>61</u>
46			<u>62</u>	<u>72</u>	54	<u>54</u>	<u>82</u>	
47			<u>63</u>	<u>74</u>	55	<u>55</u>	<u>85</u>	
48			<u>64</u>	<u>76</u>	56	<u>56</u>	<u>85</u>	
49			<u>65</u>	<u>77</u>	57	<u>59</u>	<u>85</u>	
50			<u>66</u>	<u>78</u>	58	<u>62</u>	<u>85</u>	
51			<u>67</u>	<u>79</u>	59	<u>65</u>	<u>85</u>	
52			<u>68</u>	<u>80</u>	60	<u>75</u>	<u>85</u>	
53			<u>70</u>	<u>81</u>	61	<u>87</u>	<u>85</u>	

54			<u>78</u>	<u>94</u>	<u>62</u>	<u>85</u>		
55			<u>79</u>	<u>97</u>	<u>63</u>	<u>85</u>		
56			<u>80</u>	<u>100</u>	<u>64</u>	<u>85</u>		
57			<u>81</u>	<u>101</u>	<u>65</u>	<u>85</u>		
58			<u>82</u>	<u>102</u>	<u>66</u>	<u>85</u>		
59			<u>83</u>	<u>103</u>	<u>67</u>	<u>85</u>		
60			<u>84</u>	<u>112</u>	<u>70</u>	<u>85</u>		
61			<u>85</u>	<u>121</u>	<u>71</u>	<u>85</u>		
62			<u>86</u>	<u>121</u>	<u>72</u>	<u>85</u>		
63			<u>87</u>	<u>121</u>	<u>73</u>	<u>85</u>		
64			<u>88</u>	<u>121</u>	<u>74</u>	<u>85</u>		
65			<u>89</u>	<u>121</u>	<u>75</u>	<u>85</u>		
66			<u>90</u>	<u>121</u>	<u>76</u>	<u>85</u>		
67			<u>91</u>	<u>121</u>	<u>77</u>	<u>85</u>		
68			<u>92</u>	<u>121</u>	<u>78</u>	<u>85</u>		
69			<u>93</u>	<u>121</u>	<u>79</u>	<u>85</u>		
70			<u>94</u>	<u>121</u>	<u>80</u>	<u>85</u>		
71			<u>95</u>	<u>121</u>	<u>81</u>	<u>85</u>		
72			<u>96</u>	<u>121</u>	<u>82</u>	<u>85</u>		
73			<u>97</u>	<u>121</u>	<u>83</u>	<u>85</u>		
74			<u>98</u>	<u>121</u>	<u>84</u>			
75			<u>99</u>	<u>121</u>	<u>85</u>			
76			<u>100</u>	<u>121</u>	<u>85</u>			
77			<u>101</u>	<u>121</u>	<u>85</u>			
78			<u>102</u>	<u>121</u>	<u>85</u>			
79			<u>103</u>	<u>121</u>	<u>85</u>			
80			<u>104</u>	<u>121</u>	<u>85</u>			
81			<u>105</u>	<u>121</u>	<u>85</u>			
82			<u>106</u>	<u>121</u>	<u>85</u>			
83			<u>107</u>	<u>121</u>	<u>85</u>			
84			<u>108</u>	<u>121</u>	<u>85</u>			
85			<u>110</u>	<u>121</u>	<u>85</u>			
86			<u>112</u>					
87			<u>114</u>					
88			<u>116</u>					
89			<u>118</u>					
90			<u>120</u>					
91			<u>122</u>					
92			<u>132</u>					
93			<u>137</u>					
94			<u>138</u>					
95			<u>139</u>					
96			<u>141</u>					
97			<u>141</u>					
98			<u>141</u>					
99			<u>141</u>					
略								
122	略	略						
123								
124								
125								
略								
ウ 海事職給料表降格時号給対応表								
降格した日の前日 に受けていた号給			降格後の号給					
			1 級	2 級	3 級	4 級		
1			5	21	25	33		
2			6	22	26	34		
3			7	23	27	35		

54			<u>72</u>	<u>82</u>	62	<u>90</u>	<u>85</u>	
55			<u>74</u>	<u>83</u>	63	<u>93</u>	<u>85</u>	
56			<u>76</u>	<u>84</u>	64	<u>93</u>	<u>85</u>	
57			<u>77</u>	<u>86</u>	65	<u>93</u>	<u>85</u>	
58			<u>78</u>	<u>88</u>	66	<u>93</u>	<u>85</u>	
59			<u>79</u>	<u>90</u>	67	<u>93</u>	<u>85</u>	
60			<u>80</u>	<u>92</u>	68	<u>93</u>	<u>85</u>	
61			<u>81</u>	<u>95</u>	69	<u>93</u>	<u>85</u>	
62			<u>82</u>	<u>98</u>	70	<u>93</u>		
63			<u>83</u>	<u>101</u>	71	<u>93</u>		
64			<u>84</u>	<u>104</u>	72	<u>93</u>		
65			<u>85</u>	<u>105</u>	73	<u>93</u>		
66			<u>86</u>	<u>106</u>	74	<u>93</u>		
67			<u>87</u>	<u>107</u>	75	<u>93</u>		
68			<u>88</u>	<u>116</u>	78	<u>93</u>		
69			<u>89</u>	<u>125</u>	79	<u>93</u>		
70			<u>90</u>	<u>125</u>	80	<u>93</u>		
71			<u>91</u>	<u>125</u>	81	<u>93</u>		
72			<u>92</u>	<u>125</u>	82	<u>93</u>		
73			<u>93</u>	<u>125</u>	83	<u>93</u>		
74			<u>94</u>	<u>125</u>	84	<u>93</u>		
75			<u>95</u>	<u>125</u>	85	<u>93</u>		
76			<u>96</u>	<u>125</u>	86	<u>93</u>		
77			<u>97</u>	<u>125</u>	87	<u>93</u>		
78			<u>98</u>	<u>125</u>	88	<u>93</u>		
79			<u>99</u>	<u>125</u>	89	<u>93</u>		
80			<u>100</u>	<u>125</u>	90	<u>93</u>		
81			<u>101</u>	<u>125</u>	91	<u>93</u>		
82			<u>102</u>	<u>125</u>	92	<u>93</u>		
83			<u>103</u>	<u>125</u>	93	<u>93</u>		
84			<u>104</u>	<u>125</u>	93	<u>93</u>		
85			<u>105</u>	<u>125</u>	93	<u>93</u>		
86			<u>106</u>	<u>125</u>	93			
87			<u>107</u>	<u>125</u>	93			
88			<u>108</u>	<u>125</u>	93			
89			<u>110</u>	<u>125</u>	93			
90			<u>112</u>	<u>125</u>	93			
91			<u>114</u>	<u>125</u>	93			
92			<u>116</u>	<u>125</u>	93			
93			<u>118</u>	<u>125</u>	93			
94			<u>120</u>					
95			<u>122</u>					
96			<u>132</u>					
97			<u>137</u>					
98			<u>138</u>					
99			<u>139</u>					
略								
122	略	略	<u>141</u>					
123			<u>141</u>					
124			<u>141</u>					
125			<u>141</u>					
略								
ウ 海事職給料表降格時号給対応表								
降格した日の前日 に受けていた号給			降格後の号給					
			1 級	2 級	3 級	4 級		
1			17	21	17	17		
2			18	22	18	18		
3			19	23	19	19		

4	<u>8</u>	24	<u>28</u>	<u>36</u>
5	<u>9</u>	<u>29</u>	<u>30</u>	<u>38</u>
6	<u>10</u>	<u>34</u>	<u>32</u>	<u>40</u>
7	<u>11</u>	<u>39</u>	<u>34</u>	<u>42</u>
8	<u>12</u>	<u>44</u>	<u>36</u>	<u>44</u>
9	<u>13</u>	<u>49</u>	<u>40</u>	<u>46</u>
10	<u>14</u>	<u>54</u>	<u>44</u>	<u>48</u>
11	<u>15</u>	<u>59</u>	<u>48</u>	<u>50</u>
12	<u>16</u>	<u>64</u>	<u>52</u>	<u>52</u>
13	<u>17</u>	<u>66</u>	<u>57</u>	<u>55</u>
14	<u>18</u>	<u>68</u>	<u>62</u>	<u>58</u>
15	<u>19</u>	<u>69</u>	<u>67</u>	<u>61</u>
16	<u>20</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>64</u>
17	<u>23</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>68</u>
18	<u>26</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>72</u>
19	<u>29</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>76</u>
20	<u>32</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>81</u>
21	<u>35</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>85</u>
22	<u>38</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>89</u>
23	<u>41</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>93</u>
24	<u>44</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>96</u>
25	<u>47</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
26	<u>50</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
27	<u>53</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
28	<u>56</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
29	<u>59</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
30	<u>62</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
31	<u>65</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
32	<u>68</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
33	<u>70</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
34	<u>72</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
35	<u>73</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
36	<u>73</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
37	<u>73</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
38	<u>73</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
39	<u>73</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
40	<u>73</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
41	<u>73</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
42	<u>73</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
43	<u>73</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
44	<u>73</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
45	<u>73</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
46	<u>73</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
47	<u>73</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
48	<u>73</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
49	<u>73</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
50	<u>73</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
51	<u>73</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
52	<u>73</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
53	<u>73</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
54	<u>73</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
55	<u>73</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
56	<u>73</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
57	<u>73</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
58	<u>73</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
59	<u>73</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
60	<u>73</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
61	<u>73</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>

4	<u>20</u>	24	<u>20</u>	<u>20</u>
5	<u>21</u>	<u>26</u>	<u>21</u>	<u>22</u>
6	<u>22</u>	<u>28</u>	<u>22</u>	<u>24</u>
7	<u>23</u>	<u>30</u>	<u>23</u>	<u>26</u>
8	<u>24</u>	<u>32</u>	<u>24</u>	<u>28</u>
9	<u>25</u>	<u>35</u>	<u>25</u>	<u>29</u>
10	<u>26</u>	<u>38</u>	<u>26</u>	<u>30</u>
11	<u>27</u>	<u>41</u>	<u>27</u>	<u>31</u>
12	<u>28</u>	<u>44</u>	<u>28</u>	<u>32</u>
13	<u>29</u>	<u>49</u>	<u>30</u>	<u>34</u>
14	<u>30</u>	<u>54</u>	<u>32</u>	<u>36</u>
15	<u>31</u>	<u>59</u>	<u>34</u>	<u>38</u>
16	<u>32</u>	<u>64</u>	<u>36</u>	<u>40</u>
17	<u>34</u>	<u>66</u>	<u>40</u>	<u>42</u>
18	<u>36</u>	<u>68</u>	<u>44</u>	<u>44</u>
19	<u>38</u>	<u>69</u>	<u>48</u>	<u>46</u>
20	<u>40</u>	<u>69</u>	<u>52</u>	<u>48</u>
21	<u>41</u>	<u>69</u>	<u>54</u>	<u>50</u>
22	<u>42</u>	<u>69</u>	<u>56</u>	<u>52</u>
23	<u>43</u>	<u>69</u>	<u>58</u>	<u>54</u>
24	<u>44</u>	<u>69</u>	<u>60</u>	<u>56</u>
25	<u>46</u>	<u>69</u>	<u>62</u>	<u>57</u>
26	<u>48</u>	<u>69</u>	<u>64</u>	<u>58</u>
27	<u>50</u>	<u>69</u>	<u>66</u>	<u>59</u>
28	<u>52</u>	<u>69</u>	<u>68</u>	<u>60</u>
29	<u>54</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>65</u>
30	<u>56</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>70</u>
31	<u>58</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>75</u>
32	<u>60</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>80</u>
33	<u>62</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>85</u>
34	<u>64</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>90</u>
35	<u>66</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>95</u>
36	<u>68</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>100</u>
37	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
38	<u>70</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
39	<u>71</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
40	<u>72</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
41	<u>74</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
42	<u>76</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
43	<u>78</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
44	<u>80</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
45	<u>82</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
46	<u>84</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
47	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
48	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
49	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
50	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
51	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
52	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
53	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
54	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
55	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
56	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
57	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
58	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
59	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
60	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
61	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>

62	<u>73</u>	69	69	<u>97</u>
63	<u>73</u>	69	69	<u>97</u>
64	<u>73</u>	69	69	<u>97</u>
65	<u>73</u>	69	69	<u>97</u>
66	<u>73</u>	69	69	<u>97</u>
67	<u>73</u>	69	69	<u>97</u>
68	<u>73</u>	69	69	<u>97</u>
69	<u>73</u>	69	69	<u>97</u>
70			69	<u>97</u>
71			69	<u>97</u>
72			69	<u>97</u>
73			69	<u>97</u>
74			69	<u>97</u>
75			69	<u>97</u>
76			69	<u>97</u>
77			69	<u>97</u>
78			69	<u>97</u>
79			69	<u>97</u>
80			69	<u>97</u>
81			69	<u>97</u>
82			69	
83			69	
84			69	
85			69	
86			69	
87			69	
88			69	
89			69	
90			69	
91			69	
92			69	
93			69	
94			69	
95			69	
96			69	
97			69	

エ 教育職給料表（二）降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給			
	1 級	2 級		3 級
		特2級から	3 級から	
1	略	<u>37</u>	<u>69</u>	41
2		<u>38</u>	<u>70</u>	42
3		<u>39</u>	<u>71</u>	43
4		<u>40</u>	<u>72</u>	44
5		<u>41</u>	<u>73</u>	45
6		<u>42</u>	<u>74</u>	46
7		<u>43</u>	<u>75</u>	47
8		<u>44</u>	<u>76</u>	48
9		<u>45</u>	<u>77</u>	<u>50</u>
10		<u>46</u>	<u>78</u>	<u>52</u>
11		<u>47</u>	<u>79</u>	<u>54</u>
12		<u>48</u>	<u>80</u>	<u>56</u>
13		<u>49</u>	<u>81</u>	<u>58</u>
14		<u>50</u>	<u>82</u>	<u>60</u>

62	<u>85</u>	69	69	<u>101</u>
63	<u>85</u>	69	69	<u>101</u>
64	<u>85</u>	69	69	<u>101</u>
65	<u>85</u>	69	69	<u>101</u>
66	<u>85</u>	69	69	<u>101</u>
67	<u>85</u>	69	69	<u>101</u>
68	<u>85</u>	69	69	<u>101</u>
69	<u>85</u>	69	69	<u>101</u>
70			69	<u>101</u>
71			69	<u>101</u>
72			69	<u>101</u>
73			69	<u>101</u>
74			69	<u>101</u>
75			69	<u>101</u>
76			69	<u>101</u>
77			69	<u>101</u>
78			69	<u>101</u>
79			69	<u>101</u>
80			69	<u>101</u>
81			69	<u>101</u>
82			69	<u>101</u>
83			69	<u>101</u>
84			69	<u>101</u>
85			69	<u>101</u>
86			69	<u>101</u>
87			69	<u>101</u>
88			69	<u>101</u>
89			69	<u>101</u>
90			69	
91			69	
92			69	
93			69	
94			69	
95			69	
96			69	
97			69	
<u>98</u>			<u>69</u>	
<u>99</u>			<u>69</u>	
<u>100</u>			<u>69</u>	
<u>101</u>			<u>69</u>	

エ 教育職給料表（二）降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給			
	1 級	2 級		3 級
		特 2 級から	3 級から	
1	略	<u>25</u>	<u>53</u>	41
2		<u>26</u>	<u>54</u>	42
3		<u>27</u>	<u>55</u>	43
4		<u>28</u>	<u>56</u>	44
5		<u>29</u>	<u>57</u>	45
6		<u>30</u>	<u>58</u>	46
7		<u>31</u>	<u>59</u>	47
8		<u>32</u>	<u>60</u>	48
9		<u>33</u>	<u>61</u>	<u>49</u>
10		<u>34</u>	<u>62</u>	<u>50</u>
11		<u>35</u>	<u>63</u>	<u>51</u>
12		<u>36</u>	<u>64</u>	<u>52</u>
13		<u>37</u>	<u>65</u>	<u>53</u>
14		<u>38</u>	<u>66</u>	<u>54</u>

15	51	83	61	15	39	67	55
16	52	84	61	16	40	68	56
17	53	85	61	17	41	69	57
18	54	86	61	18	42	70	58
19	55	87	61	19	43	71	59
20	56	88	61	20	44	72	60
21	57	89	61	21	45	73	61
22	58	90		22	46	74	62
23	59	91		23	47	75	63
24	60	92		24	48	76	64
25	61	93		25	49	77	66
26	62	94		26	50	78	68
27	63	95		27	51	79	70
28	64	96		28	52	80	72
29	65	98		29	53	81	74
30	66	100		30	54	82	76
31	67	102		31	55	83	77
32	68	104		32	56	84	77
33	69	105		33	57	85	77
34	70	106		34	58	86	77
35	71	107		35	59	87	77
36	72	108		36	60	88	77
37	73	110		37	61	89	77
38	74	112		38	62	90	
39	75	114		39	63	91	
40	76	116		40	64	92	
41	77	119		41	65	93	
42	78	122		42	66	94	
43	79	125		43	67	95	
44	80	128		44	68	96	
45	81	133		45	69	98	
46	82	138		46	70	100	
47	83	143		47	71	102	
48	84	145		48	72	104	
49	85	145		49	73	105	
50	86	145		50	74	106	
51	87	145		51	75	107	
52	88	145		52	76	108	
53	89	145		53	77	110	
54	90	145		54	78	112	
55	91	145		55	79	114	
56	92	145		56	80	116	
57	93	145		57	81	123	
58	94	145		58	82	130	
59	95	145		59	83	142	
60	96	145		60	84	145	
61	97	145		61	85	145	
62	98			62	86	145	
63	99			63	87	145	
64	100			64	88	145	
65	101			65	89	145	
66	102			66	90	145	
67	103			67	91	145	
68	104			68	92	145	
69	106			69	93	145	
70	108			70	94	145	
71	110			71	95	145	
72	112			72	96	145	

73	114	73	97	145
74	116	74	98	145
75	118	75	99	145
76	120	76	100	145
77	125	77	101	145
78	130	78	102	
79	135	79	103	
80	140	80	104	
81	142	81	106	
82	144	82	108	
83	145	83	110	
84	145	84	112	
85	145	85	114	
86	145	86	116	
87	145	87	118	
88	145	88	120	
89	145	89	125	
90	145	90	130	
91	145	91	135	
92	145	92	140	
93	145	93	142	
94	145	94	144	
95	145	95	145	
96	145	96	145	
97	145	97	145	
98	145	98	145	
99	145	99	145	
100	145	100	145	
101	145	101	145	
102	145	102	145	
103	145	103	145	
104	145	104	145	
105	145	105	145	
106		106	145	
107		107	145	
108		108	145	
109		109	145	
110		110	145	
111		111	145	
112		112	145	
113		113	145	
114		114	145	
115		115	145	
116		116	145	
117		117	145	
118		118		
119		119		
120		120		
121		121		
122		122		
123		123		
124		124		
125		125		
126		126		
127		127		
128		128		
129		129		
130		130		

131			
132			
133			
134			
135			
136			
137			
138			
139			
140			
141			
142			
143			
144			
145			

備考 略

オ 教育職給料表（三）降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給			
	1 級	2 級		3 級
		特2級から	3級から	
1	9	<u>49</u>	<u>65</u>	<u>61</u>
2	10	<u>50</u>	<u>66</u>	<u>62</u>
3	10	<u>51</u>	<u>67</u>	<u>63</u>
4	11	<u>52</u>	<u>68</u>	<u>68</u>
5	12	<u>53</u>	<u>69</u>	<u>73</u>
6	13	<u>54</u>	<u>70</u>	<u>78</u>
7	14	<u>55</u>	<u>71</u>	<u>81</u>
8	15	<u>56</u>	<u>72</u>	<u>81</u>
9	17	<u>57</u>	<u>73</u>	<u>81</u>
10	18	<u>58</u>	<u>74</u>	<u>81</u>
11	19	<u>59</u>	<u>75</u>	<u>81</u>
12	20	<u>60</u>	<u>76</u>	<u>81</u>
13	21	<u>61</u>	<u>77</u>	<u>81</u>
14	22	<u>62</u>	<u>78</u>	<u>81</u>
15	23	<u>63</u>	<u>79</u>	<u>81</u>
16	24	<u>64</u>	<u>80</u>	<u>81</u>
17	25	<u>65</u>	<u>81</u>	<u>81</u>
18	26	<u>66</u>	<u>82</u>	<u>81</u>
19	27	<u>67</u>	<u>83</u>	<u>81</u>
20	28	<u>68</u>	<u>84</u>	<u>81</u>
21	29	<u>69</u>	<u>85</u>	<u>81</u>
22	30	<u>70</u>	<u>86</u>	
23	31	<u>71</u>	<u>87</u>	
24	32	<u>72</u>	<u>88</u>	
25	33	<u>73</u>	<u>89</u>	
26	34	<u>74</u>	<u>90</u>	
27	35	<u>75</u>	<u>91</u>	
28	36	<u>76</u>	<u>92</u>	
29	37	<u>77</u>	<u>93</u>	
30	38	<u>78</u>	<u>94</u>	
31	39	<u>79</u>	<u>95</u>	
32	40	<u>80</u>	<u>96</u>	
33	41	<u>81</u>	<u>97</u>	
34	42	<u>82</u>	<u>98</u>	
35	43	<u>83</u>	<u>99</u>	
36	44	<u>84</u>	<u>100</u>	
37	46	<u>85</u>	<u>101</u>	
38	48	<u>86</u>	<u>102</u>	

131			
132			
133			
134			
135			
136			
137			
138			
139			
140			
141			
142			
143			
144			
145			

備考 略

オ 教育職給料表（三）降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給			
	1 級	2 級		3 級
		特2級から	3級から	
1	9	<u>37</u>	<u>49</u>	<u>57</u>
2	10	<u>38</u>	<u>50</u>	<u>58</u>
3	10	<u>39</u>	<u>51</u>	<u>59</u>
4	11	<u>40</u>	<u>52</u>	<u>60</u>
5	12	<u>41</u>	<u>53</u>	<u>61</u>
6	13	<u>42</u>	<u>54</u>	<u>62</u>
7	14	<u>43</u>	<u>55</u>	<u>63</u>
8	15	<u>44</u>	<u>56</u>	<u>64</u>
9	16	<u>45</u>	<u>57</u>	<u>65</u>
10	17	<u>46</u>	<u>58</u>	<u>66</u>
11	18	<u>47</u>	<u>59</u>	<u>67</u>
12	19	<u>48</u>	<u>60</u>	<u>68</u>
13	20	<u>49</u>	<u>61</u>	<u>69</u>
14	22	<u>50</u>	<u>62</u>	<u>70</u>
15	23	<u>51</u>	<u>63</u>	<u>71</u>
16	24	<u>52</u>	<u>64</u>	<u>72</u>
17	25	<u>53</u>	<u>65</u>	<u>73</u>
18	26	<u>54</u>	<u>66</u>	<u>74</u>
19	27	<u>55</u>	<u>67</u>	<u>75</u>
20	28	<u>56</u>	<u>68</u>	<u>80</u>
21	29	<u>57</u>	<u>69</u>	<u>85</u>
22	30	<u>58</u>	<u>70</u>	<u>90</u>
23	31	<u>59</u>	<u>71</u>	<u>93</u>
24	32	<u>60</u>	<u>72</u>	<u>93</u>
25	33	<u>61</u>	<u>73</u>	<u>93</u>
26	34	<u>62</u>	<u>74</u>	<u>93</u>
27	35	<u>63</u>	<u>75</u>	<u>93</u>
28	36	<u>64</u>	<u>76</u>	<u>93</u>
29	37	<u>65</u>	<u>77</u>	<u>93</u>
30	38	<u>66</u>	<u>78</u>	<u>93</u>
31	39	<u>67</u>	<u>79</u>	<u>93</u>
32	40	<u>68</u>	<u>80</u>	<u>93</u>
33	41	<u>69</u>	<u>81</u>	<u>93</u>
34	42	<u>70</u>	<u>82</u>	<u>93</u>
35	43	<u>71</u>	<u>83</u>	<u>93</u>
36	44	<u>72</u>	<u>84</u>	<u>93</u>
37	46	<u>73</u>	<u>85</u>	<u>93</u>
38	48	<u>74</u>	<u>86</u>	

39	50	87	103	
40	52	88	104	
41	54	89	105	
42	56	90	106	
43	58	91	107	
44	60	92	108	
45	62	93	109	
46	64	94	110	
47	66	95	111	
48	68	96	112	
49	70	97	113	
50	72	98	114	
51	74	99	115	
52	76	100	116	
53	79	101	118	
54	82	102	120	
55	85	103	122	
56	88	104	124	
57	90	105	125	
58	92	106	126	
59	94	107	127	
60	96	108	128	
61	100	109	130	
62	104	110	138	
63	108	111	141	
64	112	112	144	
65	116	114	148	
66	120	116	152	
67	124	118	156	
68	125	120	157	
69	125	121	157	
70	125	122	157	
71	125	123	157	
72	125	124	157	
73	125	125	157	
74	125	126	157	
75	125	127	157	
76	125	128	157	
77	125	130	157	
78	125	134	157	
79	125	138	157	
80	125	142	157	
81	125	146	157	
82	125	150		
83	125	153		
84	125	156		
85	125	157		
86	125	157		
87	125	157		
88	125	157		
89	125	157		
90	125	157		
91	125	157		
92	125	157		
93	125	157		
94	125	157		
95	125	157		
96	125	157		

39	50	75	87	
40	52	76	88	
41	54	77	89	
42	56	78	90	
43	58	79	91	
44	60	80	92	
45	62	81	93	
46	64	82	94	
47	66	83	95	
48	68	84	96	
49	70	85	97	
50	72	86	98	
51	74	87	99	
52	76	88	100	
53	79	89	101	
54	82	90	102	
55	85	91	103	
56	88	92	104	
57	90	93	106	
58	92	94	108	
59	94	95	110	
60	96	96	112	
61	100	97	113	
62	104	98	114	
63	108	99	115	
64	112	100	116	
65	116	101	117	
66	120	102	118	
67	124	103	119	
68	125	104	120	
69	125	105	122	
70	125	106	124	
71	125	107	126	
72	125	108	128	
73	125	109	130	
74	125	110	152	
75	125	111	156	
76	125	112	157	
77	125	114	157	
78	125	116	157	
79	125	118	157	
80	125	120	157	
81	125	121	157	
82	125	122	157	
83	125	123	157	
84	125	124	157	
85	125	125	157	
86	125	126	157	
87	125	127	157	
88	125	128	157	
89	125	130	157	
90	125	134	157	
91	125	138	157	
92	125	142	157	
93	125	146	157	
94	125	150		
95	125	153		
96	125	156		

97	125	157		
98	125	157		
99	125	157		
100	125	157		
101	125	157		
102	125	157		
103	125	157		
104	125	157		
105	125	157		
106	125			
107	125			
108	125			
109	125			
110	125			
111	125			
112	125			
113	125			
114	125			
115	125			
116	125			
117	125			
118	125			
119	125			
120	125			
121	125			
122	125			
123	125			
124	125			
125	125			
126	125			
127	125			
128	125			
129	125			
130	125			
131	125			
132	125			
133	125			
134	125			
135	125			
136	125			
137	125			
138	125			
139	125			
140	125			
141	125			
142	125			
143	125			
144	125			
145	125			
146	125			
147	125			
148	125			
149	125			
150	125			
151	125			
152	125			
153	125			
154	125			

97	125	157		
98	125	157		
99	125	157		
100	125	157		
101	125	157		
102	125	157		
103	125	157		
104	125	157		
105	125	157		
106	125	<u>157</u>		
107	125	<u>157</u>		
108	125	<u>157</u>		
109	125	<u>157</u>		
110	125	<u>157</u>		
111	125	<u>157</u>		
112	125	<u>157</u>		
113	125	<u>157</u>		
114	125	<u>157</u>		
115	125	<u>157</u>		
116	125	<u>157</u>		
117	125	<u>157</u>		
118	125			
119	125			
120	125			
121	125			
122	125			
123	125			
124	125			
125	125			
126	125			
127	125			
128	125			
129	125			
130	125			
131	125			
132	125			
133	125			
134	125			
135	125			
136	125			
137	125			
138	125			
139	125			
140	125			
141	125			
142	125			
143	125			
144	125			
145	125			
146	125			
147	125			
148	125			
149	125			
150	125			
151	125			
152	125			
153	125			
154	125			

155	125			
156	125			
157	125			

備考 略

カ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	略	<u>41</u>	<u>25</u>	<u>12</u>
2		<u>42</u>	<u>26</u>	<u>19</u>
3		<u>43</u>	<u>27</u>	<u>26</u>
4		<u>44</u>	<u>28</u>	<u>33</u>
5		<u>45</u>	<u>29</u>	<u>40</u>
6		<u>46</u>	<u>30</u>	<u>49</u>
7		<u>47</u>	<u>31</u>	<u>57</u>
8		<u>48</u>	<u>32</u>	<u>57</u>
9		<u>51</u>	<u>33</u>	<u>57</u>
10		<u>54</u>	<u>34</u>	<u>57</u>
11		<u>57</u>	<u>35</u>	<u>57</u>
12		<u>60</u>	<u>36</u>	<u>57</u>
13		<u>62</u>	<u>38</u>	<u>57</u>
14		<u>64</u>	<u>40</u>	<u>57</u>
15		<u>66</u>	<u>42</u>	
16		<u>68</u>	<u>44</u>	
17		<u>71</u>	<u>45</u>	
18		<u>74</u>	<u>46</u>	
19		<u>77</u>	<u>47</u>	
20		<u>80</u>	<u>48</u>	
21		<u>81</u>	<u>51</u>	
22		<u>82</u>	<u>54</u>	
23		<u>83</u>	<u>57</u>	
24		<u>84</u>	<u>60</u>	
25		<u>88</u>	<u>62</u>	
26		<u>92</u>	<u>66</u>	
27		<u>96</u>	<u>69</u>	
28		<u>100</u>	<u>72</u>	
29		<u>103</u>	<u>75</u>	
30		<u>108</u>	<u>78</u>	
31		<u>113</u>	<u>81</u>	
32		<u>118</u>	<u>81</u>	
33		<u>121</u>	<u>81</u>	
34		<u>121</u>	<u>81</u>	
35		<u>121</u>	<u>81</u>	
36		<u>121</u>	<u>81</u>	
37		<u>121</u>	<u>81</u>	
38		<u>121</u>	<u>81</u>	
39		<u>121</u>	<u>81</u>	
40		<u>121</u>	<u>81</u>	
41		<u>121</u>	<u>81</u>	
42		<u>121</u>	<u>81</u>	
43		<u>121</u>	<u>81</u>	
44		<u>121</u>	<u>81</u>	
45		<u>121</u>	<u>81</u>	
46		<u>121</u>	<u>81</u>	
47		<u>121</u>	<u>81</u>	
48		<u>121</u>	<u>81</u>	
49		<u>121</u>	<u>81</u>	
50		<u>121</u>	<u>81</u>	
51		<u>121</u>	<u>81</u>	

155	125			
156	125			
157	125			

備考 略

カ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	略	<u>33</u>	<u>17</u>	<u>21</u>
2		<u>34</u>	<u>18</u>	<u>22</u>
3		<u>35</u>	<u>19</u>	<u>23</u>
4		<u>36</u>	<u>20</u>	<u>24</u>
5		<u>37</u>	<u>21</u>	<u>25</u>
6		<u>38</u>	<u>22</u>	<u>26</u>
7		<u>39</u>	<u>23</u>	<u>27</u>
8		<u>40</u>	<u>24</u>	<u>28</u>
9		<u>41</u>	<u>25</u>	<u>29</u>
10		<u>42</u>	<u>26</u>	<u>30</u>
11		<u>43</u>	<u>27</u>	<u>31</u>
12		<u>44</u>	<u>28</u>	<u>32</u>
13		<u>45</u>	<u>29</u>	<u>33</u>
14		<u>46</u>	<u>30</u>	<u>34</u>
15		<u>47</u>	<u>31</u>	<u>35</u>
16		<u>48</u>	<u>32</u>	<u>36</u>
17		<u>51</u>	<u>33</u>	<u>38</u>
18		<u>54</u>	<u>34</u>	<u>40</u>
19		<u>57</u>	<u>35</u>	<u>42</u>
20		<u>60</u>	<u>36</u>	<u>44</u>
21		<u>62</u>	<u>37</u>	<u>46</u>
22		<u>64</u>	<u>38</u>	<u>48</u>
23		<u>66</u>	<u>39</u>	<u>50</u>
24		<u>68</u>	<u>40</u>	<u>52</u>
25		<u>71</u>	<u>41</u>	<u>54</u>
26		<u>74</u>	<u>42</u>	<u>58</u>
27		<u>77</u>	<u>43</u>	<u>61</u>
28		<u>80</u>	<u>44</u>	<u>64</u>
29		<u>81</u>	<u>46</u>	<u>67</u>
30		<u>82</u>	<u>48</u>	<u>70</u>
31		<u>83</u>	<u>50</u>	<u>73</u>
32		<u>84</u>	<u>52</u>	<u>73</u>
33		<u>88</u>	<u>53</u>	<u>73</u>
34		<u>92</u>	<u>54</u>	<u>73</u>
35		<u>96</u>	<u>55</u>	<u>73</u>
36		<u>100</u>	<u>56</u>	<u>73</u>
37		<u>103</u>	<u>59</u>	<u>73</u>
38		<u>108</u>	<u>62</u>	<u>73</u>
39		<u>113</u>	<u>65</u>	<u>73</u>
40		<u>118</u>	<u>68</u>	<u>73</u>
41		<u>121</u>	<u>70</u>	<u>73</u>
42		<u>121</u>	<u>74</u>	<u>73</u>
43		<u>121</u>	<u>77</u>	<u>73</u>
44		<u>121</u>	<u>80</u>	<u>73</u>
45		<u>121</u>	<u>83</u>	<u>73</u>
46		<u>121</u>	<u>86</u>	<u>73</u>
47		<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
48		<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
49		<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
50		<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
51		<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>

52	121	<u>81</u>		52	121	<u>89</u>	<u>73</u>
53	121	<u>81</u>		53	121	<u>89</u>	<u>73</u>
54	121	<u>81</u>		54	121	<u>89</u>	<u>73</u>
55	121	<u>81</u>		55	121	<u>89</u>	<u>73</u>
56	121	81		56	121	<u>89</u>	<u>73</u>
57	121			57	121	<u>89</u>	<u>73</u>
58	121			58	121	<u>89</u>	<u>73</u>
59	121			59	121	<u>89</u>	<u>73</u>
60	121			60	121	<u>89</u>	<u>73</u>
61	121			61	121	<u>89</u>	<u>73</u>
62	121			62	121	<u>89</u>	<u>73</u>
63	121			63	121	<u>89</u>	<u>73</u>
64	121			64	121	<u>89</u>	<u>73</u>
65	121			65	121	<u>89</u>	<u>73</u>
66	121			66	121	<u>89</u>	<u>73</u>
67	121			67	121	<u>89</u>	<u>73</u>
68	121			68	121	<u>89</u>	<u>73</u>
69	121			69	121	<u>89</u>	<u>73</u>
70	121			70	121	<u>89</u>	<u>73</u>
71	121			71	121	<u>89</u>	<u>73</u>
72	121			72	121	<u>89</u>	<u>73</u>
73	121			73	121	<u>89</u>	<u>73</u>
74	121			74	121		
75	121			75	121		
76	121			76	121		
77	121			77	121		
78	121			78	121		
79	121			79	121		
80	121			80	121		
81	121			81	121		
82				82	<u>121</u>		
83				83	<u>121</u>		
84				84	<u>121</u>		
85				85	<u>121</u>		
86				86	<u>121</u>		
87				87	<u>121</u>		
88				88	<u>121</u>		
89				89	<u>121</u>		
90				90			
91				91			
92				92			
93				93			
94				94			
95				95			
96				96			
97				97			
98				98			
99				99			
100				100			
101				101			
102				102			
103				103			
104				104			
105				105			
106				106			
107				107			
108				108			
109				109			

110			
111			
112			
113			
114			
115			
116			
117			
118			
119			
120			
121			

キ 医療職給料表（一）降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1	33	21	23
2	34	22	26
3	35	23	30
4	36	24	33
5	37	25	73
6	38	26	73
7	39	27	73
8	40	28	73
9	41	29	73
10	42	30	73
11	43	31	
12	44	32	
13	47	33	
14	51	34	
15	55	35	
16	59	36	
17	62	37	
18	64	38	
19	65	39	
20	65	40	
21	65	42	
22	65	44	
23	65	46	
24	65	48	
25	65	50	
26	65	52	
27	65	54	
28	65	56	
29	65	59	
30	65	62	
31	65	65	
32	65	70	
33	65	75	
34	65	80	
35	65	85	
36	65	85	
37	65	85	
38	65	85	
39	65	85	
40	65	85	
41	65	85	
42	65	85	
43	65	85	

110			
111			
112			
113			
114			
115			
116			
117			
118			
119			
120			
121			

キ 医療職給料表（一）降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	47	41	49
26	51	42	50
27	55	43	51
28	59	44	52
29	62	45	53
30	64	46	54
31	65	47	55
32	65	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	74
43	65	66	78

44	65	<u>85</u>	
45	65	<u>85</u>	
46	65	<u>85</u>	
47	65	<u>85</u>	
48	65	<u>85</u>	
49	65	<u>85</u>	
50	65	<u>85</u>	
51	65	<u>85</u>	
52	65	<u>85</u>	
53	65	<u>85</u>	
54	65	<u>85</u>	
55	65	<u>85</u>	
56	65	<u>85</u>	
57	65	<u>85</u>	
58	65	<u>85</u>	
59	65	<u>85</u>	
60	65	<u>85</u>	
61	65	<u>85</u>	
62	65	<u>85</u>	
63	65	<u>85</u>	
64	65	<u>85</u>	
65	65	<u>85</u>	
66	65	<u>85</u>	
67	65	<u>85</u>	
68	65	<u>85</u>	
69	65	<u>85</u>	
70	65	<u>85</u>	
71	65	<u>85</u>	
72	65	<u>85</u>	
73	65	<u>85</u>	
74	65		
75	65		
76	65		
77	65		
78	65		
79	65		
80	65		
81	65		
82	65		
83	65		
84	65		
85	65		

ク 医療職給料表（二）降格時号給対応表

降格した 日の前日	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級

44	65	<u>68</u>	<u>82</u>
45	65	<u>71</u>	<u>86</u>
46	65	<u>74</u>	<u>88</u>
47	65	<u>77</u>	<u>89</u>
48	65	<u>82</u>	<u>89</u>
49	65	<u>87</u>	<u>89</u>
50	65	<u>92</u>	<u>89</u>
51	65	<u>97</u>	<u>89</u>
52	65	<u>97</u>	<u>89</u>
53	65	<u>97</u>	<u>89</u>
54	65	<u>97</u>	<u>89</u>
55	65	<u>97</u>	<u>89</u>
56	65	<u>97</u>	<u>89</u>
57	65	<u>97</u>	<u>89</u>
58	65	<u>97</u>	<u>89</u>
59	65	<u>97</u>	<u>89</u>
60	65	<u>97</u>	<u>89</u>
61	65	<u>97</u>	<u>89</u>
62	65	<u>97</u>	<u>89</u>
63	65	<u>97</u>	<u>89</u>
64	65	<u>97</u>	<u>89</u>
65	65	<u>97</u>	<u>89</u>
66	65	<u>97</u>	
67	65	<u>97</u>	
68	65	<u>97</u>	
69	65	<u>97</u>	
70	65	<u>97</u>	
71	65	<u>97</u>	
72	65	<u>97</u>	
73	65	<u>97</u>	
74	65	<u>97</u>	
75	65	<u>97</u>	
76	65	<u>97</u>	
77	65	<u>97</u>	
78	65	<u>97</u>	
79	65	<u>97</u>	
80	65	<u>97</u>	
81	65	<u>97</u>	
82	65	<u>97</u>	
83	65	<u>97</u>	
84	65	<u>97</u>	
85	65	<u>97</u>	
86	65	<u>97</u>	
87	65	<u>97</u>	
88	65	<u>97</u>	
89	65	<u>97</u>	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

ク 医療職給料表（二）降格時号給対応表

降格した 日の前日	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級

に受けて いた号給						に受けて いた号給					
1	略	<u>21</u>	13	<u>21</u>	<u>21</u>	<u>21</u>	略	<u>17</u>	13	<u>17</u>	<u>17</u>
2		<u>22</u>	14	<u>22</u>	<u>22</u>	<u>22</u>		<u>18</u>	14	<u>18</u>	<u>18</u>
3		<u>23</u>	15	<u>23</u>	<u>23</u>	<u>23</u>		<u>19</u>	15	<u>19</u>	<u>19</u>
4		<u>24</u>	16	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>24</u>		<u>20</u>	16	<u>20</u>	<u>20</u>
5		<u>25</u>	17	<u>25</u>	<u>25</u>	<u>26</u>		<u>21</u>	17	<u>21</u>	<u>21</u>
6		<u>26</u>	18	<u>26</u>	<u>26</u>	<u>28</u>		<u>22</u>	18	<u>22</u>	<u>22</u>
7		<u>27</u>	19	<u>27</u>	<u>27</u>	<u>30</u>		<u>23</u>	19	<u>23</u>	<u>23</u>
8		<u>28</u>	20	<u>28</u>	<u>28</u>	<u>32</u>		<u>24</u>	20	<u>24</u>	<u>24</u>
9		<u>29</u>	21	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>38</u>		<u>25</u>	21	<u>25</u>	<u>25</u>
10		<u>30</u>	22	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>44</u>		<u>26</u>	22	<u>26</u>	<u>26</u>
11		<u>31</u>	23	<u>31</u>	<u>31</u>	<u>50</u>		<u>27</u>	23	<u>27</u>	<u>27</u>
12		<u>32</u>	24	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>53</u>		<u>28</u>	24	<u>28</u>	<u>28</u>
13		<u>33</u>	25	<u>33</u>	<u>33</u>	<u>53</u>		<u>29</u>	25	<u>29</u>	<u>29</u>
14		<u>34</u>	26	<u>34</u>	<u>34</u>	<u>53</u>		<u>30</u>	26	<u>30</u>	<u>30</u>
15		<u>35</u>	27	<u>35</u>	<u>35</u>	<u>53</u>		<u>31</u>	27	<u>31</u>	<u>31</u>
16		<u>36</u>	28	<u>36</u>	<u>36</u>	<u>53</u>		<u>32</u>	28	<u>32</u>	<u>32</u>
17		<u>37</u>	29	<u>37</u>	<u>37</u>	<u>53</u>		<u>33</u>	29	<u>33</u>	<u>33</u>
18		<u>38</u>	30	<u>38</u>	<u>38</u>	<u>53</u>		<u>34</u>	30	<u>34</u>	<u>34</u>
19		<u>39</u>	31	<u>39</u>	<u>39</u>	<u>53</u>		<u>35</u>	31	<u>35</u>	<u>35</u>
20		<u>40</u>	32	<u>40</u>	<u>40</u>	<u>53</u>		<u>36</u>	32	<u>36</u>	<u>36</u>
21		<u>41</u>	33	<u>41</u>	<u>43</u>	<u>53</u>		<u>37</u>	33	<u>37</u>	<u>38</u>
22		<u>42</u>	34	<u>42</u>	<u>46</u>	<u>53</u>		<u>38</u>	34	<u>38</u>	<u>40</u>
23		<u>43</u>	35	<u>43</u>	<u>49</u>	<u>53</u>		<u>39</u>	35	<u>39</u>	<u>42</u>
24		<u>44</u>	36	<u>44</u>	<u>52</u>	<u>53</u>		<u>40</u>	36	<u>40</u>	<u>44</u>
25		<u>45</u>	37	<u>46</u>	<u>54</u>	<u>53</u>		<u>41</u>	37	<u>41</u>	<u>50</u>
26		<u>46</u>	38	<u>48</u>	<u>56</u>	<u>53</u>		<u>42</u>	38	<u>42</u>	<u>56</u>
27		<u>47</u>	39	<u>50</u>	<u>58</u>	<u>53</u>		<u>43</u>	39	<u>43</u>	<u>62</u>
28		<u>48</u>	40	<u>52</u>	<u>63</u>	<u>53</u>		<u>44</u>	40	<u>44</u>	<u>65</u>
29		<u>49</u>	41	<u>54</u>	<u>68</u>	<u>53</u>		<u>45</u>	41	<u>45</u>	<u>65</u>
30		<u>50</u>	42	<u>56</u>	<u>73</u>	<u>53</u>		<u>46</u>	42	<u>46</u>	<u>65</u>
31		<u>51</u>	43	<u>58</u>	<u>77</u>	<u>53</u>		<u>47</u>	43	<u>47</u>	<u>65</u>
32		<u>52</u>	44	<u>60</u>	<u>77</u>	<u>53</u>		<u>48</u>	44	<u>48</u>	<u>65</u>
33		<u>53</u>	45	<u>63</u>	<u>77</u>	<u>53</u>		<u>49</u>	45	<u>50</u>	<u>65</u>
34		<u>54</u>	46	<u>66</u>	<u>77</u>	<u>53</u>		<u>50</u>	46	<u>52</u>	<u>65</u>
35		<u>55</u>	47	<u>69</u>	<u>77</u>	<u>53</u>		<u>51</u>	47	<u>54</u>	<u>65</u>
36		<u>56</u>	48	<u>72</u>	<u>77</u>	<u>53</u>		<u>52</u>	48	<u>56</u>	<u>65</u>
37		<u>57</u>	49	<u>76</u>	<u>77</u>	<u>53</u>		<u>53</u>	49	<u>58</u>	<u>65</u>
38		<u>58</u>	50	<u>80</u>	<u>77</u>			<u>54</u>	50	<u>60</u>	<u>65</u>
39		<u>59</u>	51	<u>85</u>	<u>77</u>			<u>55</u>	51	<u>62</u>	<u>65</u>
40		<u>60</u>	52	<u>90</u>	<u>77</u>			<u>56</u>	52	<u>64</u>	<u>65</u>
41		<u>61</u>	53	<u>95</u>	<u>77</u>			<u>57</u>	53	<u>67</u>	<u>65</u>
42		<u>62</u>	54	<u>100</u>	<u>77</u>			<u>58</u>	54	<u>70</u>	<u>65</u>
43		<u>63</u>	55	<u>101</u>	<u>77</u>			<u>59</u>	55	<u>73</u>	<u>65</u>
44		<u>64</u>	56	<u>101</u>	<u>77</u>			<u>60</u>	56	<u>76</u>	<u>65</u>
45		<u>65</u>	57	<u>101</u>	<u>77</u>			<u>61</u>	57	<u>80</u>	<u>65</u>
46		<u>66</u>	58	<u>101</u>	<u>77</u>			<u>62</u>	58	<u>84</u>	<u>65</u>
47		<u>67</u>	59	<u>101</u>	<u>77</u>			<u>63</u>	59	<u>89</u>	<u>65</u>
48		<u>68</u>	60	<u>101</u>	<u>77</u>			<u>64</u>	60	<u>94</u>	<u>65</u>
49		<u>70</u>	61	<u>101</u>	<u>77</u>			<u>65</u>	61	<u>99</u>	<u>65</u>
50		<u>72</u>	62	<u>101</u>	<u>77</u>			<u>66</u>	62	<u>104</u>	<u>65</u>
51		<u>74</u>	63	<u>101</u>	<u>77</u>			<u>67</u>	63	<u>105</u>	<u>65</u>
52		<u>76</u>	64	<u>101</u>	<u>77</u>			<u>68</u>	64	<u>105</u>	<u>65</u>
53		<u>79</u>	65	<u>101</u>	<u>77</u>			<u>70</u>	65	<u>105</u>	<u>65</u>
54		<u>82</u>	66	<u>101</u>				<u>72</u>	66	<u>105</u>	
55		<u>85</u>	67	<u>101</u>				<u>74</u>	67	<u>105</u>	
56		<u>90</u>	68	<u>101</u>				<u>76</u>	68	<u>105</u>	

57	95	70	101		
58	100	72	101		
59	105	74	101		
60	105	76	101		
61	105	78	101		
62	105	80	101		
63	105	82	101		
64	105	84	101		
65	105	85	101		
66	105	86	101		
67	105	87	101		
68	105	88	101		
69	105	90	101		
70	105	109	101		
71	105	109	101		
72	105	109	101		
73	105	109	101		
74	105	109	101		
75	105	109	101		
76	105	109	101		
77	105	109	101		
78	105	109			
79	105	109			
80	105	109			
81	105	109			
82	105	109			
83	105	109			
84	105	109			
85	105	109			
86	105	109			
87	105	109			
88	105	109			
89	105	109			
90	105	109			
91	105	109			
92	105	109			
93	105	109			
94	105	109			
95	105	109			
96	105	109			
97	105	109			
98	105	109			
99	105	109			
100	105	109			
101	105	109			
102	105				
103	105				
104	105				
105	105				
106	105				
107	105				
108	105				
109	105				

ケ 医療職給料表（三）降格時号給対応表

57	79	69	105	85	
58	82	70	105	85	
59	85	71	105	85	
60	90	72	105	85	
61	95	74	105	85	
62	100	76	105	85	
63	105	78	105	85	
64	105	80	105	85	
65	105	82	105	85	
66	105	84	105		
67	105	86	105		
68	105	88	105		
69	105	89	105		
70	105	90	105		
71	105	91	105		
72	105	92	105		
73	105	94	105		
74	105	113	105		
75	105	113	105		
76	105	113	105		
77	105	113	105		
78	105	113	105		
79	105	113	105		
80	105	113	105		
81	105	113	105		
82	105	113	105		
83	105	113	105		
84	105	113	105		
85	105	113	105		
86	105	113			
87	105	113			
88	105	113			
89	105	113			
90	105	113			
91	105	113			
92	105	113			
93	105	113			
94	105	113			
95	105	113			
96	105	113			
97	105	113			
98	105	113			
99	105	113			
100	105	113			
101	105	113			
102	105	113			
103	105	113			
104	105	113			
105	105	113			
106	105				
107	105				
108	105				
109	105				
110	105				
111	105				
112	105				
113	105				

ケ 医療職給料表（三）降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	略	<u>29</u>	13	<u>21</u>	<u>25</u>
2		<u>30</u>	14	<u>22</u>	<u>26</u>
3		<u>31</u>	15	<u>23</u>	<u>27</u>
4		<u>32</u>	16	<u>24</u>	<u>28</u>
5		<u>33</u>	17	<u>25</u>	<u>29</u>
6		<u>34</u>	18	<u>26</u>	<u>30</u>
7		<u>35</u>	19	<u>27</u>	<u>31</u>
8		<u>36</u>	20	<u>28</u>	<u>32</u>
9		<u>37</u>	21	<u>29</u>	<u>33</u>
10		<u>38</u>	22	<u>30</u>	<u>34</u>
11		<u>39</u>	23	<u>31</u>	<u>35</u>
12		<u>40</u>	24	<u>32</u>	<u>36</u>
13		<u>41</u>	25	<u>33</u>	<u>37</u>
14		<u>42</u>	26	<u>34</u>	<u>38</u>
15		<u>43</u>	27	<u>35</u>	<u>39</u>
16		<u>44</u>	28	<u>36</u>	<u>40</u>
17		<u>45</u>	29	<u>37</u>	<u>42</u>
18		<u>46</u>	30	<u>38</u>	<u>44</u>
19		<u>47</u>	31	<u>39</u>	<u>46</u>
20		<u>48</u>	32	<u>40</u>	<u>48</u>
21		<u>49</u>	33	<u>41</u>	<u>50</u>
22		<u>50</u>	34	<u>42</u>	<u>52</u>
23		<u>51</u>	35	<u>43</u>	<u>54</u>
24		<u>52</u>	36	<u>44</u>	<u>56</u>
25		<u>53</u>	37	<u>45</u>	<u>58</u>
26		<u>54</u>	38	<u>46</u>	<u>60</u>
27		<u>55</u>	39	<u>47</u>	<u>62</u>
28		<u>56</u>	40	<u>48</u>	<u>64</u>
29		<u>57</u>	41	<u>49</u>	<u>70</u>
30		<u>58</u>	42	<u>50</u>	<u>76</u>
31		<u>59</u>	43	<u>51</u>	<u>82</u>
32		<u>60</u>	44	<u>52</u>	<u>85</u>
33		<u>61</u>	45	<u>53</u>	<u>85</u>
34		<u>62</u>	46	<u>54</u>	<u>85</u>
35		<u>63</u>	47	<u>55</u>	<u>85</u>
36		<u>64</u>	48	<u>56</u>	<u>85</u>
37		<u>65</u>	49	<u>57</u>	<u>85</u>
38		<u>66</u>	50	<u>58</u>	<u>85</u>
39		<u>67</u>	51	<u>59</u>	<u>85</u>
40		<u>68</u>	52	<u>60</u>	<u>85</u>
41		<u>69</u>	53	<u>61</u>	<u>85</u>
42		<u>70</u>	54	<u>62</u>	<u>85</u>
43		<u>71</u>	55	<u>63</u>	<u>85</u>
44		<u>72</u>	56	<u>64</u>	<u>85</u>
45		<u>73</u>	57	<u>66</u>	<u>85</u>
46		<u>74</u>	58	<u>68</u>	<u>85</u>
47		<u>75</u>	59	<u>70</u>	<u>85</u>
48		<u>76</u>	60	<u>72</u>	<u>85</u>
49		<u>77</u>	61	<u>73</u>	<u>85</u>
50		<u>78</u>	62	<u>74</u>	<u>85</u>
51		<u>79</u>	63	<u>75</u>	<u>85</u>
52		<u>80</u>	64	<u>76</u>	<u>85</u>
53		<u>81</u>	65	<u>78</u>	<u>85</u>
54		<u>82</u>	66	<u>80</u>	<u>85</u>

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	略	<u>25</u>	13	<u>17</u>	<u>21</u>
2		<u>26</u>	14	<u>18</u>	<u>22</u>
3		<u>27</u>	15	<u>19</u>	<u>23</u>
4		<u>28</u>	16	<u>20</u>	<u>24</u>
5		<u>29</u>	17	<u>21</u>	<u>25</u>
6		<u>30</u>	18	<u>22</u>	<u>26</u>
7		<u>31</u>	19	<u>23</u>	<u>27</u>
8		<u>32</u>	20	<u>24</u>	<u>28</u>
9		<u>33</u>	21	<u>25</u>	<u>29</u>
10		<u>34</u>	22	<u>26</u>	<u>30</u>
11		<u>35</u>	23	<u>27</u>	<u>31</u>
12		<u>36</u>	24	<u>28</u>	<u>32</u>
13		<u>37</u>	25	<u>29</u>	<u>33</u>
14		<u>38</u>	26	<u>30</u>	<u>34</u>
15		<u>39</u>	27	<u>31</u>	<u>35</u>
16		<u>40</u>	28	<u>32</u>	<u>36</u>
17		<u>41</u>	29	<u>33</u>	<u>37</u>
18		<u>42</u>	30	<u>34</u>	<u>38</u>
19		<u>43</u>	31	<u>35</u>	<u>39</u>
20		<u>44</u>	32	<u>36</u>	<u>40</u>
21		<u>45</u>	33	<u>37</u>	<u>41</u>
22		<u>46</u>	34	<u>38</u>	<u>42</u>
23		<u>47</u>	35	<u>39</u>	<u>43</u>
24		<u>48</u>	36	<u>40</u>	<u>44</u>
25		<u>49</u>	37	<u>41</u>	<u>45</u>
26		<u>50</u>	38	<u>42</u>	<u>46</u>
27		<u>51</u>	39	<u>43</u>	<u>47</u>
28		<u>52</u>	40	<u>44</u>	<u>48</u>
29		<u>53</u>	41	<u>45</u>	<u>50</u>
30		<u>54</u>	42	<u>46</u>	<u>52</u>
31		<u>55</u>	43	<u>47</u>	<u>54</u>
32		<u>56</u>	44	<u>48</u>	<u>56</u>
33		<u>57</u>	45	<u>49</u>	<u>58</u>
34		<u>58</u>	46	<u>50</u>	<u>60</u>
35		<u>59</u>	47	<u>51</u>	<u>62</u>
36		<u>60</u>	48	<u>52</u>	<u>64</u>
37		<u>61</u>	49	<u>53</u>	<u>66</u>
38		<u>62</u>	50	<u>54</u>	<u>68</u>
39		<u>63</u>	51	<u>55</u>	<u>70</u>
40		<u>64</u>	52	<u>56</u>	<u>72</u>
41		<u>65</u>	53	<u>57</u>	<u>78</u>
42		<u>66</u>	54	<u>58</u>	<u>84</u>
43		<u>67</u>	55	<u>59</u>	<u>90</u>
44		<u>68</u>	56	<u>60</u>	<u>93</u>
45		<u>69</u>	57	<u>61</u>	<u>93</u>
46		<u>70</u>	58	<u>62</u>	<u>93</u>
47		<u>71</u>	59	<u>63</u>	<u>93</u>
48		<u>72</u>	60	<u>64</u>	<u>93</u>
49		<u>73</u>	61	<u>65</u>	<u>93</u>
50		<u>74</u>	62	<u>66</u>	<u>93</u>
51		<u>75</u>	63	<u>67</u>	<u>93</u>
52		<u>76</u>	64	<u>68</u>	<u>93</u>
53		<u>77</u>	65	<u>70</u>	<u>93</u>
54		<u>78</u>	66	<u>72</u>	<u>93</u>

55	83	67	82	85	55	79	67	74	93
56	84	68	84	85	56	80	68	76	93
57	85	69	86	85	57	81	69	77	93
58	86	70	88		58	82	70	78	93
59	87	71	90		59	83	71	79	93
60	88	72	94		60	84	72	80	93
61	89	73	98		61	85	73	82	93
62	90	74	102		62	86	74	84	93
63	91	75	106		63	87	75	86	93
64	92	76	108		64	88	76	88	93
65	93	77	109		65	89	77	90	93
66	94	78	109		66	90	78	92	93
67	95	79	109		67	91	79	94	93
68	96	80	109		68	92	80	98	93
69	97	81	109		69	93	81	102	93
70	98	82	109		70	94	82	106	
71	99	83	109		71	95	83	110	
72	100	84	109		72	96	84	112	
73	101	85	109		73	97	85	113	
74	102	86	109		74	98	86	113	
75	103	87	109		75	99	87	113	
76	104	88	109		76	100	88	113	
77	107	89	109		77	101	89	113	
78	110	90	109		78	102	90	113	
79	113	91	109		79	103	91	113	
80	116	92	109		80	104	92	113	
81	120	94	109		81	107	93	113	
82	124	96	109		82	110	94	113	
83	128	98	109		83	113	95	113	
84	132	100	109		84	116	96	113	
85	135	101	109		85	120	98	113	
86	140	102			86	124	100	113	
87	145	103			87	128	102	113	
88	150	106			88	132	104	113	
89	153	109			89	135	105	113	
90	153	112			90	140	106	113	
91	153	115			91	145	107	113	
92	153	118			92	150	110	113	
93	153	121			93	153	113	113	
94	153	121			94	153	116		
95	153	121			95	153	119		
96	153	121			96	153	122		
97	153	121			97	153	125		
98	153	121			98	153	125		
99	153	121			99	153	125		
100	153	121			100	153	125		
101	153	121			101	153	125		
102	153	121			102	153	125		
103	153	121			103	153	125		
104	153	121			104	153	125		
105	153	121			105	153	125		
106	153	121			106	153	125		
107	153	121			107	153	125		
108	153	121			108	153	125		
109	153	121			109	153	125		
110	153				110	153	125		
111	153				111	153	125		
112	153				112	153	125		

113	153			
114	153			
115	153			
116	153			
117	153			
118	153			
119	153			
120	153			
121	153			
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				

別表第7の3 特定職員昇給号給数表（第34条関係）

昇給区分	S	A	B	C	D
昇給の号給数	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>

別表第7の4 一般職員昇給号給数表（第35条関係）

昇給区分	S	A	B	C	D
昇給の号給数	6以上	5	<u>4</u> （医療職給料表（二）の適用を受ける職員で	2	0

113	153	<u>125</u>		
114	153			
115	153			
116	153			
117	153			
118	153			
119	153			
120	153			
121	153			
122	<u>153</u>			
123	<u>153</u>			
124	<u>153</u>			
125	<u>153</u>			
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				

別表第7の3 特定職員昇給号給数表（第34条関係）

昇給区分	S	A	B	C	D
昇給の号給数	<u>8以上</u>	<u>6</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>0</u>
	<u>2以上</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>

備考 この表に定める上段の号給数は下段の号給数が適用される職員以外の職員に、下段は、職員給与条例第6条第7項の適用を受ける職員に適用する。

別表第7の4 一般職員昇給号給数表（第35条関係）

昇給区分	S	A	B	C	D
昇給の号給数	6以上	5	<u>4</u>	2	0

		その職務の級が 7 級以上であるもの及び医療職給料表（三）の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるものにあっては、3）			
	2 以上	1	0	0	0
備考 略					

	2 以上	1	0	0	0
備考 略					

（給料表の適用範囲に関する規則の一部改正）

第 3 条 給料表の適用範囲に関する規則（昭和 32 年長崎県人事委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（医療職給料表（二）の適用範囲） 第 10 条 医療職給料表（二）は、保健所、診療所、環境保健研究センター、肉用牛改良センター、家畜保健衛生所、こども医療福祉センター等に勤務する者で次の各号に掲げる業務に従事する職員に適用する。ただし、研究職給料表の適用を受ける者を除く。 (1)及び(2) 略 (3) <u>栄養士及び管理栄養士</u> (4)及び(5) 略	（医療職給料表（二）の適用範囲） 第 10 条 医療職給料表（二）は、保健所、診療所、環境保健研究センター、肉用牛改良センター、家畜保健衛生所、こども医療福祉センター等に勤務する者で次の各号に掲げる業務に従事する職員に適用する。ただし、研究職給料表の適用を受ける者を除く。 (1)及び(2) 略 (3) <u>栄養士</u> (4)及び(5) 略

（地域手当の支給に関する規則の一部改正）

第 4 条 地域手当の支給に関する規則（平成 18 年長崎県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第 7 条 職員給与条例第 12 条の 2 第 4 項及び第 5 項の規定により地域手当を支給される職員（以下この条において「支給職員」という。）の地域手当の支給割合は、次の各号に掲げる期間の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。ただし、当該支給職員の在勤する公署の移転の日前から引き続き当該公署に在勤する職員その他人事委員会の定める職員以外の支給職員にあっては、当該割合が 100 分の 15 を超える間は、100 分の 15 とする。 (1) 支給職員の在勤する公署の移転又は設置の日（以下「起算日」という。）から 3 年を経過するまでの間 当該支給職員の在勤する公署に係る起算日の前日の公署の所在する地域又は公署に係る職員給与条例第 12 条の 2	第 7 条 職員給与条例第 12 条の 2 第 4 項及び第 5 項の規定により地域手当を支給される職員（以下この条において「支給職員」という。）の地域手当の支給割合は、次の各号に掲げる期間の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。ただし、当該支給職員の在勤する公署の移転の日前から引き続き当該公署に在勤する職員その他人事委員会の定める職員以外の支給職員にあっては、当該割合が 100 分の 15 を超える間は、100 分の 15 とする。 (1) 支給職員の在勤する公署の移転又は設置の日（以下「起算日」という。）から 3 年を経過するまでの間 当該支給職員の在勤する公署に係る起算日の前日の公署の所在する地域又は公署に係る職員給与条例第 12 条の 2

2項各号に掲げる割合（公署が新たに設置された場合にあっては、100分の4から100分の20までの範囲内で各公署ごとに人事委員会の定める割合）

(2) 略

別表第1（第2条、第3条関係）

都道府県	支給地域	級地
東京都	特別区	1級地
大阪府	大阪市	2級地
福岡県	福岡市	4級地

備考

1 略

2 この表の支給地域欄に掲げる名称は、令和7年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表第2（第2条、第3条関係）

削除

2項各号に掲げる割合（公署が新たに設置された場合にあっては、100分の3から100分の20までの範囲内で各公署ごとに人事委員会の定める割合）

(2) 略

別表第1（第2条、第3条関係）

都道府県	支給地域	級地
東京都	特別区	1級地
大阪府	大阪市	2級地
福岡県	福岡市	5級地
長崎県	長崎市	7級地

備考

1 略

2 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成18年4月1日（長崎市にあっては、平成17年1月3日）においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表第2（第2条、第3条関係）

所在地	支給公署	支給区分
長崎県長崎市蚊焼町721	鶴南特別支援学校	7級地
長崎県西彼杵郡長与町	長崎高等技術専門校	7級地
高田郷547-21		
長崎県西彼杵郡長与町	学事振興課（長与町	7級地
まなび野1-1-1	駐在）	

（住居手当の支給に関する規則の一部改正）

第5条 住居手当の支給に関する規則（昭和49年長崎県人事委員会規則第42号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（適用除外職員） 第2条 職員給与条例第12条の3第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 国、他の地方公共団体、沖縄振興開発金融公庫若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で人事委員会が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員 (2) 職員の扶養親族たる者（<u>職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）</u>）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び職員給与条例第11条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員 （借受け住宅における権衡職員の範囲） 第4条 職員給与条例第12条の3第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年長崎県人事委員会規則第3号）第5条に該当する職員で、同条第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅と	（適用除外職員） 第2条 職員給与条例第12条の3第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 国、他の地方公共団体、沖縄振興開発金融公庫若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で人事委員会が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員 (2) 職員の扶養親族たる者（職員給与条例第11条に規定する扶養親族で同条例第12条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（<u>婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）</u>、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員 （借受け住宅における権衡職員の範囲） 第4条 職員給与条例第12条の3第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年長崎県人事委員会規則第3号）第5条に該当する職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員を除</u>

して、同号に規定する異動又は公署の移転（新たに給料表の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用）の直前の住居であつた住宅（県が設置する公舎並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものとする。

（届出）

第5条 略

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住に実情を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

（確認及び決定）

第6条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が職員給与条例第12条の3第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

2 略

（支給の始期及び終期）

第8条 住居手当の支給は、職員が新たに職員給与条例第12条の3第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第5条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 略

く。）で、同条第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年長崎県人事委員会規則第2号）第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用）の直前の住居であつた住宅（県が設置する公舎並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものとする。

（届出）

第5条 略

2 略

（確認及び決定）

第6条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が職員給与条例第12条の3第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 略

（支給の始期及び終期）

第8条 住居手当の支給は、職員が新たに職員給与条例第12条の3第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第5条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 略

（通勤手当の支給に関する規則の一部改正）

第6条 通勤手当の支給に関する規則（昭和46年長崎県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（届出） 第3条 職員は、新たに職員給与条例第12条の4第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、人事委員会が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。同項の職員が次の各号の一に該当する場合についても同様とする。 (1)及び(2) 略 (3) <u>第16条の2第1項第1号又は第2号の職員たる要件を欠くに至った場合</u>	（届出） 第3条 職員は、新たに職員給与条例第12条の4第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、人事委員会が定める様式の通勤届により、その通勤の実情をすみやかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。同項の職員が次の各号の一に該当する場合についても同様とする。 (1)及び(2) 略

(確認及び決定)

第4条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示又は第16条の2第1項第1号若しくは第2号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が職員給与条例第12条の4第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 略

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第6条 普通交通機関等（職員給与条例第12条の4第3項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第8条 職員給与条例第12条の4第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び第10条第2号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1)及び(2) 略

(併用者の区分及び支給額)

第10条 職員給与条例第12条の4第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 職員給与条例第12条の4第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等を使用する距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び前条各号に定める額

(2) 職員給与条例第12条の4第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が前条各号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第1号に定める額

(確認及び決定)

第4条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が職員給与条例第12条の4第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 略

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第6条 普通交通機関等（新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第8条 職員給与条例第12条の4第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1)及び(2) 略

(併用者の区分及び支給額)

第10条 職員給与条例第12条の4第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 職員給与条例第12条の4第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等を使用する距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び前条各号に定める額。ただし、同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）と前条各号に定める額の合計額（以下、この号において「1箇月当たりの合計額」という。）が5万5,000円を超えるときは、1箇月当たりの合計額と5万5,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは5,000円）を5万5,000円に加算した額に、その者の通勤手当に係る支給単位期間（職員給与条例第12条の4第6項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）のうち最も長い支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2) 職員給与条例第12条の4第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が前条各号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第1号に定める額

(3) 略 (通勤の実情に変更を生ずる職員) 第12条 職員給与条例第12条の4第3項の人事委員会規則で定める職員は、<u>通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるもの(新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)</u>とする。 (異動等の直前の住居に相当する住居) 第13条 職員給与条例第12条の4第3項の人事委員会規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。 (1) <u>通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居</u> (2) <u>通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの</u> ア 職員給与条例第12条の4第3項本文に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に<u>係る経路の起点となる駅等(イにおいて「旧最寄り駅等」という。)</u>と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に<u>係る経路の起点となる駅等(イにおいて「新最寄り駅等」という。)</u>とが、新幹線鉄道等に<u>係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居</u> イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に<u>係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居</u> (3) <u>前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの</u> (新幹線鉄道等の利用の基準) 第14条 削除 (新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準) 第15条 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。 2 第7条の規定は、<u>新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。</u>	額 (3) 略 (通勤の実情に変更を生ずる職員) 第12条 職員給与条例第12条の4第3項の人事委員会規則で定める職員は、<u>通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものとする。</u> (異動等の直前の住居に相当する住居) 第13条 職員給与条例第12条の4第3項の人事委員会規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合において、<u>新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居とする。</u> (新幹線鉄道等の利用の基準) 第14条 職員給与条例第12条の4第3項の人事委員会規則で定める基準は、次に掲げるものとする。 (1) <u>新幹線鉄道等(高速自動車国道等の有料の道路を除く。)</u>を利用する場合には、その利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると人事委員会が認めるものであること。 (2) <u>高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合には、その利用による通勤の時間及び距離の短縮並びに職員の通勤に係る交通事情等に照らしてその利用により得られる通勤事情の改善が前号に相当すると人事委員会が認めるものであること。</u> (新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準) 第15条 新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。 2 第7条の規定は、<u>新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出について準用する。</u>
--	---

3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、職員給与条例第12条の4第3項第1号に規定する特別料金等相当額（第18条第4項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

（給料表の適用の直前の住居に相当する住居）

第15条の2 職員給与条例第12条の4第4項の人事委員会規則で定める住居は、給料表の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの
ア 職員給与条例第12条の4第4項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

（権衡職員等の範囲）

第16条 職員給与条例第12条の4第4項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

(1) 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなった者

(2) 国家公務員又は他の地方公共団体に勤務する者が計画的な人事交流により引き続いて新たに職員となった職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

第16条の2 職員給与条例第12条の4第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

(1) 職員又は配偶者の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（配偶者が職員でない場合にあっては、これら

3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、職員給与条例第12条の4第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

（異動又は移転等の特例）

第16条 次の各号に掲げる事由が生じた職員には、職員給与条例第12条の4第3項の規定に準じて通勤手当を支給する。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条の4第1項の規定による採用（退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたこと

(2) 国家公務員又は他の地方公共団体に勤務する者が計画的な人事交流により引き続いて新たに職員となったこと

(3) 人事委員会が前号に掲げる事由に準ずると認める事由

に相当するものを含む。)に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居(当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上であり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。)

(2) 職員又は配偶者の父母(介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。)の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居(当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上であり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。)

(3) その他職員給与条例第12条の4第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会の定める職員

(支給日等)

第18条 通勤手当は、支給単位期間(第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。)又は同項に定める期間(以下この条、第18条の2第2項第2号及び第19条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の給料の支給日に支給する。ただし、給料の支給日までこの手当に係る事実が確認できない場合等で、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとする。

2及び3 略

4 職員給与条例第12条の4第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額(第10条第3号に掲げる職員に係るものを除く。)、職員給与条例第12条の4第2項第2号に定める額(第10条第2号に掲げる職員に係るものを除く。)及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額(第18条の2第2項において、「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、職員給与条例第12条の4第8項の人事委員会で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(返納の事由及び額等)

第18条の2 略

(1)~(4) 略

2 職員給与条例第12条の4第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下で

(支給日等)

第18条 通勤手当は、支給単位期間(第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は当該各号に定める期間(以下この条及び第19条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の給料の支給日に支給する。ただし、給料の支給日までこの手当に係る事実が確認できない場合等で、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとする。

2及び3 略

4 職員給与条例第12条の4第4項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、その支給単位期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)~(3) 略

(返納の事由及び額等)

第18条の2 略

(1)~(4) 略

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る職員給与条例第12条の4第5項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等(第10条第1号に掲げ

あった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

- (2) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

3 削除

る職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び第9条各号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が5万5,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

- (2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 1箇月当たりの運賃等相当額等と5万5,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは5,000円）を5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

イ 第18条第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 1箇月当たりの運賃等相当額等と5万5,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは5,000円）を5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

- 3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る職員給与条例第12条の4第5項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額（2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。）が2万円以下であった場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る新幹線鉄道等（同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額（次号において「払戻金2分の1相当額」とい

4 職員給与条例第12条の4第7項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の支給義務者が同一であるときは、<u>人事委員会の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。</u>	う。) (2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えていた場合 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> ア イに掲げる場合以外の場合 2万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零） イ 第18条第4項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 2万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零） 4 職員給与条例第12条の4第5項の規定により職員に前2項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。
---	---

（特地勤務手当等の支給に関する規則の一部改正）

第7条 特地勤務手当等の支給に関する規則（昭和46年長崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第6条 職員給与条例第12条の6第2項の規定により同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) <u>新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員で、指定日において、当該異動の日から起算して3年を経過していないもの</u> (2) <u>前号に掲げるもののほか、前号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの</u> 2 前項各号の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>前項第1号に規定する職員 当該職員の指定日前に在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により支給されることとなる期間及び額</u> (2) <u>前項第2号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額</u>	第6条 職員給与条例第12条の6第2項の規定により準特地勤務手当を支給される職員は、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員で、指定日において、当該異動の日から起算して3年を経過していないものとする。 2 前項の職員に支給する準特地勤務手当の支給期間及び額は、当該職員の指定日に在勤する公署が同項に規定する異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。

（へき地手当等の支給に関する規則の一部改正）

第8条 ヘキ地手当等の支給に関する規則（昭和46年長崎県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第6条 市町村立学校職員給与条例第10条の6第2項の規定により同条第1項の規定による手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とする。 (1) <u>新たにヘキ地学校等に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前に、当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転した教職員</u> (2) <u>前号に掲げるもののほか、前号に規定する教職員との権衡上必要がある教職員として人事委員会が認めるもの</u> 2 前項各号の規定による準ヘキ地手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>前項第1号に規定する教職員 当該教職員の指定日前に在勤する学校が当該異動の日前にヘキ地学校等に該当していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により支給されることとなる期間及び額</u> (2) <u>前項第2号に規定する教職員 別に人事委員会が定める期間及び額</u>	第6条 市町村立学校職員給与条例第10条の6第2項の規定により準ヘキ地手当を支給される教職員は、<u>新たにヘキ地学校等に該当することとなった学校に勤務する教職員のうち、そのヘキ地学校等に該当することとなった日（以下この条において「指定日」という。）前に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転した者で指定日において当該異動の日から起算して3年を経過していないものとする。</u> 2 前項の教職員に支給する準ヘキ地手当の支給期間及び額は、<u>当該教職員の指定日に在勤する学校が同項に規定する異動の日前にヘキ地学校等に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。</u>

（単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正）

第9条 単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年長崎県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（やむを得ない事情） 第2条 職員給与条例第12条の7第1項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 (1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。</u> (2)～(5) 略 （権衡職員の範囲等） 第5条 <u>職員給与条例第12条の7第3項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第2条に規定するやむを得ない事情とし、同項の人事委員会規則で定める基準は、第3条に規定する基準とする。</u> 2 <u>職員給与条例第12条の7第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</u>	（やむを得ない事情） 第2条 職員給与条例第12条の7第1項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 (1) <u>配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。</u> (2)～(5) 略 （権衡職員の範囲等） 第5条 職員給与条例第12条の7第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) <u>次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない</u>

(1)～(5) 略 (6) 第1号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は<u>在勤する公署の移転に伴い</u>」とあるのを「<u>新たに給料表の適用を受ける職員となったこと又は第5条第2項各号に掲げる事由の発生に伴い</u>」と、「第2条」とあるのを「<u>前項</u>」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「<u>事由発生</u>」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員 (7) 略 (届出) 第7条 新たに職員給与条例第12条の7第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、人事委員会が定める様式の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。<u>第2項、次条及び第10条において同じ。</u>）に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。 2 略 (確認及び決定) 第8条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が職員給与条例第12条の7第1項又は第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。<u>前条第2項に規定する場合においても、同様とする。</u> 2 略	事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生直前の住居から当該事由発生直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められる職員のうち、単身で生活することを常況とする職員 ア 地方公務員法第22条の4第1項の規定による採用（退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたこと。 イ 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年長崎県人事委員会規則第2号）第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となったこと。 (2)～(6) 略 (7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は<u>在勤する公署の移転に伴い</u>」とあるのを「<u>事由発生に伴い</u>」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「<u>事由発生</u>」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員 (8) 略 (届出) 第7条 新たに職員給与条例第12条の7第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、人事委員会が定める様式の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。<u>以下同じ。</u>）に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。 2 略 (確認及び決定) 第8条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が職員給与条例第12条の7第1項又は第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。 2 略
--	--

（管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第10条 管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成3年長崎県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（管理職員特別勤務手当の額等） 第2条 職員給与条例第19条第3項の人事委員会規則で定める勤務は、同条第1項（育児休業法第16条（育児休業法第22条において準用する場合を含む。）又は第24条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。 第2条の2 職員給与条例第19条第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、	（管理職員特別勤務手当の額等） 第2条 職員給与条例第19条第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該

当該各号に掲げる額とする。ただし、勤務に従事した時間が4時間に満たない場合は支給しない。 (1)～(2) 略 2～3 略 第2条の3 次に掲げる場合には、職員給与条例第19条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。 (1) 職員給与条例第19条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合 (2) 職員給与条例第19条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合	各号に掲げる額とする。ただし、勤務に従事した時間が4時間に満たない場合は支給しない。 (1)～(2) 略 2～3 略
--	---

(一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第11条 一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和39年長崎県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(災害応急作業等手当) 第19条 条例第22条第1項第4号に規定する人事委員会が認める作業は、次に掲げるもの（応急的に行うものに限る。）とする。 (1) 国及び地方公共団体等から派遣要請を受けて異常な自然現象により重大な災害が発生した地方公共団体の地域で行う作業 (2) 前号に掲げる作業に準ずる作業 2 条例第22条第2項に規定する人事委員会規則で定める災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部若しくは石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等現地防災本部が設置され、又は災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害であって暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発若しくは大規模な火事による災害、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づく原子力災害対策本部が設置された災害その他これらに相当する災害とする。 3 条例第22条第2項第4号に規定する人事委員会規則で定める額は、次に掲げる額とする。 (1) 巡回監視（条例第22条第1項第1号に定めるものを除く。） 710円 (2) 前号に掲げる作業以外のもの 1,080円 4 条例第22条第3項第2号に規定する人事委員会規則が著しく危険であると認める区域は、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域が設定又は拡大された場合において、その設定又は拡大がなされた時までの間における当該区域と同一地域を含む。）であって、当該災害の状況、作業の具体的内容等の事情を考慮して人事委員会が認めるものとする。 第19条の2 略	(災害応急作業等手当) 第19条 略

(警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第12条 警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和35年長崎県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(救難救助等作業の定義) 第13条 条例第5条第1項第15号に規定する救難救助等作業とは、豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所(警察本部に災害警備本部が設置された場合に限る。)又はその周辺において職員が行う人命救助、災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識の作業をいう。	(救難救助等作業の定義) 第13条 条例第5条第1項第15号に規定する救難救助等作業とは、豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識の作業で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業をいう。

(義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正)

第13条 義務教育等教員特別手当の支給に関する規則(昭和50年長崎県人事委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後							改正前						
別表第 1（第 4 条関係）							別表第 1（第 4 条関係）						
教育職給料表（三）又は小学校中学校教育職給料表の適用を受ける者							教育職給料表（三）又は小学校中学校教育職給料表の適用を受ける者						
職員の区分	職務の級号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	職員の区分	職務の級号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	略		4,000円	4,900円	7,400円	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	略		3,500円	4,200円	6,800円
	2			4,000	4,900	7,400		2			3,500	4,200	6,800
	3			4,000	4,900	7,400		3			3,500	4,200	6,800
	4			4,000	4,900	7,400		4			3,500	4,200	6,800
	5			4,300	5,100	7,500		5			3,700	4,400	6,900
	6			4,300	5,100	7,500		6			3,700	4,400	6,900
	7			4,300	5,100	7,500		7			3,700	4,400	6,900
	8			4,300	5,100	7,500		8			3,700	4,400	6,900
	9			4,500	5,200	7,600		9			3,800	4,500	7,100
	10			4,500	5,200	7,600		10			3,800	4,500	7,100
	11			4,500	5,200	7,600		11			3,800	4,500	7,100
	12			4,500	5,200	7,600		12			3,800	4,500	7,100
	13			4,700	5,400	7,700		13			4,000	4,900	7,200
	14			4,700	5,400	7,700		14			4,000	4,900	7,200
	15			4,700	5,400	7,700		15			4,000	4,900	7,200
	16			4,700	5,400	7,700		16			4,000	4,900	7,200
	17			4,900	5,500	7,900		17			4,300	5,100	7,400
	18			4,900	5,500	7,900		18			4,300	5,100	7,400
	19			4,900	5,500	7,900		19			4,300	5,100	7,400
	20			4,900	5,500	7,900		20			4,300	5,100	7,400
	21			5,100	5,700	8,000		21			4,500	5,200	7,500
	22			5,100	5,700			22			4,500	5,200	7,500
	23			5,100	5,700			23			4,500	5,200	7,500
	24			5,100	5,700			24			4,500	5,200	7,500
	25			5,300	5,900			25			4,700	5,400	7,600
	26			5,300	5,900			26			4,700	5,400	7,600
	27			5,300	5,900			27			4,700	5,400	7,600
	28			5,300	5,900			28			4,700	5,400	7,600
	29			5,400	6,000			29			4,900	5,500	7,700
	30			5,400	6,000			30			4,900	5,500	7,700
	31			5,400	6,000			31			4,900	5,500	7,700
	32			5,400	6,000			32			4,900	5,500	7,700
	33			5,600	6,100			33			5,100	5,700	7,900
	34			5,600	6,100			34			5,100	5,700	7,900
	35			5,600	6,100			35			5,100	5,700	7,900
	36			5,600	6,100			36			5,100	5,700	7,900
	37			5,700	6,300			37			5,300	5,900	8,000
	38			5,700	6,300			38			5,300	5,900	
	39			5,700	6,300			39			5,300	5,900	
	40			5,700	6,300			40			5,300	5,900	
	41			5,800	6,400			41			5,400	6,000	
	42			5,800	6,400			42			5,400	6,000	
	43			5,800	6,400			43			5,400	6,000	
	44			5,800	6,400			44			5,400	6,000	
	45			6,000	6,600			45			5,600	6,100	
	46			6,000	6,600			46			5,600	6,100	
	47			6,000	6,600			47			5,600	6,100	

48	6,000	6,600
49	6,100	6,800
50	6,100	6,800
51	6,100	6,800
52	6,100	6,800
53	6,300	6,900
54	6,300	6,900
55	6,300	6,900
56	6,300	6,900
57	6,400	7,000
58	6,400	7,000
59	6,400	7,000
60	6,400	7,000
61	6,500	7,100
62	6,500	7,100
63	6,500	7,100
64	6,500	7,100
65	6,700	7,200
66	6,700	7,200
67	6,700	7,200
68	6,700	7,200
69	6,800	7,300
70	6,800	7,300
71	6,800	7,300
72	6,800	7,300
73	6,900	7,400
74	6,900	7,400
75	6,900	7,400
76	6,900	7,400
77	6,900	7,500
78	6,900	7,500
79	6,900	7,500
80	6,900	7,500
81	7,000	7,500
82	7,000	
83	7,000	
84	7,000	
85	7,200	
86	7,200	
87	7,200	
88	7,200	
89	7,200	
90	7,200	
91	7,200	
92	7,200	
93	7,200	
94	7,200	
95	7,200	
96	7,200	
97	7,300	
98	7,300	
99	7,300	
100	7,300	
101	7,300	
102	7,300	
103	7,300	
104	7,300	
105	7,300	
106		
107		
108		
109		
110		
111		
112		
113		
114		
115		
116		
117		

略

定年前
再任用
短時間
勤務職
員

別表第2（第4条関係）

教育職給料表（二）又は高等学校教育職給料表の適用を受

48	5,600	6,100
49	5,700	6,300
50	5,700	6,300
51	5,700	6,300
52	5,700	6,300
53	5,800	6,400
54	5,800	6,400
55	5,800	6,400
56	5,800	6,400
57	6,000	6,600
58	6,000	6,600
59	6,000	6,600
60	6,000	6,600
61	6,100	6,800
62	6,100	6,800
63	6,100	6,800
64	6,100	6,800
65	6,300	6,900
66	6,300	6,900
67	6,300	6,900
68	6,300	6,900
69	6,400	7,000
70	6,400	7,000
71	6,400	7,000
72	6,400	7,000
73	6,500	7,100
74	6,500	7,100
75	6,500	7,100
76	6,500	7,100
77	6,700	7,200
78	6,700	7,200
79	6,700	7,200
80	6,700	7,200
81	6,800	7,300
82	6,800	7,300
83	6,800	7,300
84	6,800	7,300
85	6,900	7,400
86	6,900	7,400
87	6,900	7,400
88	6,900	7,400
89	6,900	7,500
90	6,900	7,500
91	6,900	7,500
92	6,900	7,500
93	7,000	7,500
94	7,000	
95	7,000	
96	7,000	
97	7,200	
98	7,200	
99	7,200	
100	7,200	
101	7,200	
102	7,200	
103	7,200	
104	7,200	
105	7,200	
106	7,200	
107	7,200	
108	7,200	
109	7,300	
110	7,300	
111	7,300	
112	7,300	
113	7,300	
114	7,300	
115	7,300	
116	7,300	
117	7,300	

略

定年前
再任用
短時間
勤務職
員

別表第2（第4条関係）

教育職給料表（二）又は高等学校教育職給料表の適用を受

ける者

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	略		4,000円	5,700円	7,400円
	2			4,000	5,700	7,400
	3			4,000	5,700	7,400
	4			4,000	5,700	7,400
	5			4,300	5,900	7,500
	6			4,300	5,900	7,500
	7			4,300	5,900	7,500
	8			4,300	5,900	7,500
	9			4,500	6,000	7,600
	10			4,500	6,000	7,600
	11			4,500	6,000	7,600
	12			4,500	6,000	7,600
	13			4,700	6,100	7,700
	14			4,700	6,100	7,700
	15			4,700	6,100	7,700
	16			4,700	6,100	7,700
	17			4,900	6,300	7,900
	18			4,900	6,300	7,900
	19			4,900	6,300	7,900
	20			4,900	6,300	7,900
	21			5,100	6,400	8,000
	22			5,100	6,400	
	23			5,100	6,400	
	24			5,100	6,400	
	25			5,300	6,600	
	26			5,300	6,600	
	27			5,300	6,600	
	28			5,300	6,600	
	29			5,400	6,800	
	30			5,400	6,800	
	31			5,400	6,800	
	32			5,400	6,800	
	33			5,600	6,900	
	34			5,600	6,900	
	35			5,600	6,900	
	36			5,600	6,900	
	37			5,700	7,000	
	38			5,700	7,000	
	39			5,700	7,000	
	40			5,700	7,000	
	41			5,800	7,100	
	42			5,800	7,100	
	43			5,800	7,100	
	44			5,800	7,100	
	45			6,000	7,200	
	46			6,000	7,200	
	47			6,000	7,200	
	48			6,000	7,200	
	49			6,100	7,300	
	50			6,100	7,300	
	51			6,100	7,300	
	52			6,100	7,300	
	53			6,300	7,400	
	54			6,300	7,400	
	55			6,300	7,400	
	56			6,300	7,400	
	57			6,400	7,500	
	58			6,400	7,500	
	59			6,400	7,500	
	60			6,400	7,500	
	61			6,500	7,500	
	62			6,500		
	63			6,500		
	64			6,500		
	65			6,700		
	66			6,700		
	67			6,700		
	68			6,700		
	69			6,800		
	70			6,800		
	71			6,800		
	72			6,800		
	73			6,900		
	74			6,900		
	75			6,900		

ける者

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	略		3,500円	5,100円	6,800円
	2			3,500	5,100	6,800
	3			3,500	5,100	6,800
	4			3,500	5,100	6,800
	5			3,700	5,200	6,900
	6			3,700	5,200	6,900
	7			3,700	5,200	6,900
	8			3,700	5,200	6,900
	9			3,800	5,400	7,100
	10			3,800	5,400	7,100
	11			3,800	5,400	7,100
	12			3,800	5,400	7,100
	13			4,000	5,500	7,200
	14			4,000	5,500	7,200
	15			4,000	5,500	7,200
	16			4,000	5,500	7,200
	17			4,300	5,700	7,400
	18			4,300	5,700	7,400
	19			4,300	5,700	7,400
	20			4,300	5,700	7,400
	21			4,500	5,900	7,500
	22			4,500	5,900	7,500
	23			4,500	5,900	7,500
	24			4,500	5,900	7,500
	25			4,700	6,000	7,600
	26			4,700	6,000	7,600
	27			4,700	6,000	7,600
	28			4,700	6,000	7,600
	29			4,900	6,100	7,700
	30			4,900	6,100	7,700
	31			4,900	6,100	7,700
	32			4,900	6,100	7,700
	33			5,100	6,300	7,900
	34			5,100	6,300	7,900
	35			5,100	6,300	7,900
	36			5,100	6,300	7,900
	37			5,300	6,400	8,000
	38			5,300	6,400	
	39			5,300	6,400	
	40			5,300	6,400	
	41			5,400	6,600	
	42			5,400	6,600	
	43			5,400	6,600	
	44			5,400	6,600	
	45			5,600	6,800	
	46			5,600	6,800	
	47			5,600	6,800	
	48			5,600	6,800	
	49			5,700	6,900	
	50			5,700	6,900	
	51			5,700	6,900	
	52			5,700	6,900	
	53			5,800	7,000	
	54			5,800	7,000	
	55			5,800	7,000	
	56			5,800	7,000	
	57			6,000	7,100	
	58			6,000	7,100	
	59			6,000	7,100	
	60			6,000	7,100	
	61			6,100	7,200	
	62			6,100	7,200	
	63			6,100	7,200	
	64			6,100	7,200	
	65			6,300	7,300	
	66			6,300	7,300	
	67			6,300	7,300	
	68			6,300	7,300	
	69			6,400	7,400	
	70			6,400	7,400	
	71			6,400	7,400	
	72			6,400	7,400	
	73			6,500	7,500	
	74			6,500	7,500	
	75			6,500	7,500	

76	6,900			76	6,500	7,500	
77	6,900			77	6,700	7,500	
78	6,900			78	6,700		
79	6,900			79	6,700		
80	6,900			80	6,700		
81	7,000			81	6,800		
82	7,000			82	6,800		
83	7,000			83	6,800		
84	7,000			84	6,800		
85	7,200			85	6,900		
86	7,200			86	6,900		
87	7,200			87	6,900		
88	7,200			88	6,900		
89	7,200			89	6,900		
90	7,200			90	6,900		
91	7,200			91	6,900		
92	7,200			92	6,900		
93	7,200			93	7,000		
94	7,200			94	7,000		
95	7,200			95	7,000		
96	7,200			96	7,000		
97	7,300			97	7,200		
98	7,300			98	7,200		
99	7,300			99	7,200		
100	7,300			100	7,200		
101	7,300			101	7,200		
102	7,300			102	7,200		
103	7,300			103	7,200		
104	7,300			104	7,200		
105	7,300			105	7,200		
106				106	7,200		
107				107	7,200		
108				108	7,200		
109				109	7,300		
110				110	7,300		
111				111	7,300		
112				112	7,300		
113				113	7,300		
114				114	7,300		
115				115	7,300		
116				116	7,300		
117				117	7,300		
略				略			
定年前再任用短時間勤務職員				定年前再任用短時間勤務職員			

（一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正）

第14条 一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成14年長崎県人事委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（特定任期付職員の号給の決定）	（特定任期付職員の号給の決定）
第4条 条例第4条第1項に規定する特定任期付職員の同項の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。	第4条 特定任期付職員（ <u>条例第4条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。</u> ）の同項の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。
(1)～(7) 略	(1)～(7) 略
第5条 削除	第5条 条例第4条第4項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第2項又は第3条第3項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。
第6条 削除	第6条 特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下「基準

日」という。)に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間(特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間)にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の職員の給料等の支給に関する規則(昭和33年長崎県人事委員会規則第15号)第23条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(切替日における昇格、降格した職員の号給の特例)

第2条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)に昇格、降格(以下この条において「昇格等」という。)した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第21条及び第22条の規定を適用する。

(海事職給料表の適用を受ける職員の初任給に関する経過措置)

第3条 切替日以後に新たに職員となり、海事職給料表の適用を受ける者となったもののうち、その者の有する学歴免許等の資格が初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第3の学歴免許等の資格区分表の「高校卒」の区分に達しない者の初任給として受ける号給の決定に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(選考の結果に基づいて新たに職員となった者の号給の調整)

第4条 切替日前に選考(切替日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、切替日に当該選考の結果に基づいて新たに職員となった部内のほかの職員があるものに限る。)の結果に基づいて新たに職員となった者の切替日における号給については、その者が切替日に新たに職員となった者とした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和7年4月1日における号給の切換え及び号給の調整)

第5条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年長崎県条例第25号。以下「令和7年改正条例」という。)附則第9項の人事委員会規則で定めるこれに準ずるものをした職員及び人事委員会で定めるところによる必要な調整は、別に人事委員会で定めるところにより定める。

(令和10年3月31日までの間における地域手当)

第6条 令和10年3月31日までの間における給与条例第12条の2第1項の人事委員会規則で定める地域は、この規則による改正後の地域手当の支給に関する規則第2条の規定にかかわらず、附則別表第1に掲げる地域とし、同項の人事委員会規則で定める公署は、同条の規定にかかわらず、附則別表第2に掲げる公署とする。

2 令和7年改正条例附則第13項及び第15項の人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分は次に掲げる区分とし、同項の人事委員会規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

- | | | |
|------|-----------|---------|
| (1) | 20パーセント級地 | 100分の20 |
| (2) | 16パーセント級地 | 100分の16 |
| (3) | 15パーセント級地 | 100分の15 |
| (4) | 14パーセント級地 | 100分の14 |
| (5) | 13パーセント級地 | 100分の13 |
| (6) | 12パーセント級地 | 100分の12 |
| (7) | 11パーセント級地 | 100分の11 |
| (8) | 10パーセント級地 | 100分の10 |
| (9) | 9パーセント級地 | 100分の9 |
| (10) | 8パーセント級地 | 100分の8 |
| (11) | 7パーセント級地 | 100分の7 |
| (12) | 6パーセント級地 | 100分の6 |

- (13) 5パーセント級地 100分の5
- (14) 4パーセント級地 100分の4
- (15) 3パーセント級地 100分の3
- (16) 2パーセント級地 100分の2
- (17) 1パーセント級地 100分の1

3 令和7年改正条例附則第13項後段及び第15項後段の人事委員会規則で定める級地は、附則別表第1及び附則別表第2に定めるとおりとする。

(改正後の地域手当の支給に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

第7条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員は、法第22条の4第3項に規定する定年再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の地域手当の支給に関する規則第4条から第7条までの規定を適用する。この場合において、同規則第6条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項まで」とする。

(施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置)

第8条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年長崎県条例第17号）第2条の規定による改正前の職員給与条例（以下この項において「改正前の給与条例」という。）第12条の4第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（この規則による改正前の通勤手当の支給に関する規則（以下この項において「改正前の通勤手当支給規則」という。）第10条第3号に掲げる職員に係るものを除き、2以上の普通交通機関等（改正前の通勤手当支給規則第6条に規定する普通交通機関等をいう。第1号において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この条において「改正前の1箇月当たりの運賃等相当額」という。）、同項第2号に規定する額（改正前の通勤手当支給規則第10条第2号に掲げる職員に係るものを除く。以下この条において「改正前の自動車等利用に係る額」という。）及び改正前の給与条例第12条の4第3項第1号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間（同条第8項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。）の月数で除して得た額（2以上の新幹線鉄道等（同条第3項に規定する新幹線鉄道等をいう。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。次項第2号において「改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が15万円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の通勤手当支給規則第18条第1項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

(1) 普通交通機関等及び改正前の給与条例第12条の4第1項第2号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が5万5,000円を超える場合のものに限る。）

(2) 改正前の給与条例第12条の4第3項第1号に規定する新幹線鉄道等に係る通勤手当

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額（1円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める額の合計額とする。）を、支給単位期間を1箇月とする通勤手当として支給する。

(1) 前項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から5万5,000円を減じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額から当該1箇月当たりの特別料金等相当額の2分の1に相当する額（その額が2万円を超える場合にあっては、2万円）を減じて得た額

(権衡職員等に関する経過措置)

第9条 この規則による改正後の通勤手当の支給に関する規則（以下、この条において「改正後の通勤手当の支給に関する規則」という。）第15条の2の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。

2 改正後の通勤手当の支給に関する規則第16条の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

3 改正後の通勤手当の支給に関する規則第16条の2第1号及び第2号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げ

る職員となった者（これらの号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。）にも適用する。

（職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第10条 職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則（令和4年長崎県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 （通勤手当の支給に関する規則の一部改正に伴う暫定再任用職員に関する経過措置） 第11条 削除	附 則 （通勤手当の支給に関する規則の一部改正に伴う暫定再任用職員に関する経過措置） 第11条 <u>次に掲げる事由が生じた暫定再任用職員には、職員給与条例第12条の4第3項の規定に準じて通勤手当を支給する。</u> (1) <u>令和3年改正法附則第4条第1項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項、第6条第1項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項の規定による採用（令和4年改正条例第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年長崎県条例第1号。以下「旧職員定年条例」という。）第2条の規定により退職した日（旧職員定年条例第4条第1項若しくは第2項又は令和3年改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び令和3年改正法第1条の規定による改正前の地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項、第6条第1項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第7条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。</u> (2) <u>令和3年改正法附則第4条第2項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第3項、第6条第2項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第3項の規定による採用（職員の定年等に関する条例（昭和59年長崎県条例第1号。以下「職員定年条例」という。）第2条の規定により退職した日（職員定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び地方公務員法第22条の4第1項又は令和3年改正法附則第4条第2項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第3項、第6条第2項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第7条第3項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。</u> 2 <u>令和3年改正法附則第4条第2項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第3項、第6条第2項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第3項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の通勤手当の支給に関する規則（昭和46年長崎県人事委員会規則第6号）第16条の規定の</u>

第15条 削除

適用については、同条第1号中「退職した日」とあるのは、「退職した日（令和3年改正法附則第4条第2項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第3項、第6条第2項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第3項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

（単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正に伴う暫定再任用職員等に関する経過措置）

第15条 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年長崎県人事委員会規則第3号）第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することになった職員であって、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員は、職員給与条例第12条の7第3項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

(1) 令和3年改正法附則第4条第1項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項、第6条第1項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項の規定による採用（旧職員定年条例第2条の規定により退職した日（旧職員定年条例第4条第1項若しくは第2項又は令和3年改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び令和3年改正法第1条の規定による改正前の地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項、第6条第1項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第7条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

(2) 令和3年改正法附則第4条第2項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第3項、第6条第2項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第3項の規定による採用（職員定年条例第2条の規定により退職した日（職員定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び地方公務員法第22条の4第1項又は令和3年改正法附則第4条第2項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第3項、第6条第2項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第3項の規定による採用に係る任期を満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

2 令和3年改正法附則第4条第2項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第3項、第6条第2項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第3項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に地方公

務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年長崎県人事委員会規則第3号）第5条第1項の規定の適用については、同項第1号ア中「退職した日」とあるのは、「退職した日（令和3年改正法附則第4条第2項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第3項、第6条第2項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第3項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

3 施行日前に、この規則による改正前の単身赴任手当の支給に関する規則第5条第1号アに該当する採用をされた職員については、同条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

（令和10年3月31日までの間における特地勤務手当と地域手当との調整に関する経過措置）

第11条 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間における特地勤務手当等の支給に関する規則の規定の適用については、同条中「地域手当の支給に関する規則（平成18年長崎県人事委員会規則第7号）別表第1」とあるのは「職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則（令和7年人事委員会規則第6号）附則別表第1」と、「職員給与条例第12条の2」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年長崎県条例第25号）附則第13項及び第15項」とする。

（令和10年3月31日までの間におけるへき地手当と地域手当との調整に関する経過措置）

第12条 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間におけるへき地手当等の支給に関する規則の規定の適用については、第4条中「市町村立学校県費負担教職員の地域手当等の支給に関する規則（昭和46年長崎県人事委員会規則第11号）に掲げる地域」とあるのは「職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則（令和7年人事委員会規則第6号）附則別表第1」と、「市町村立学校職員給与条例第10条の2」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年長崎県条例第25号）附則第15項」とする。

（単身赴任手当の支給に関する規則における経過措置）

第13条 この規則による改正後の単身赴任手当の支給に関する規則第5条第1項第6号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（雑則）

第14条 附則第2条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な事項及び経過措置は、人事委員会が定める。

附則別表第1（附則第6条第1項及び附則第6条第3項関係）

都道府県	支給地域	級地
東京都	特別区	20パーセント級地
大阪府	大阪市	16パーセント級地
福岡県	福岡市	9パーセント級地
長崎県	長崎市	2パーセント級地

備考

- この表に掲げるもののほか、地域手当の支給地域及び支給区分については、人事院規則9-49-57附則別表第1を準用する。
- この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成18年4月1日（長崎市にあっては、平成17年1月3日）においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

附則別表第2（附則第6条第1項及び附則第6条第3項関係）

所在地	支給公署	支給区分
長崎県長崎市蚊焼町721	鶴南特別支援学校	2パーセント級地
長崎県西彼杵郡長与町高田郷547-21	長崎高等技術専門学校	2パーセント級地
長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1	学事振興課（長与町駐在）	2パーセント級地

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則及び義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第7号

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則及び義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

(学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和48年長崎県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(夜間学級担当手当) 第5条 <u>夜間学級担当手当は、月の初日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号の一に該当する場合は支給しない。</u> (1) 出張中の場合 (2) 研修中の場合 (3) <u>勤務しなかった場合(市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例(昭和32年長崎県条例第46号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。)第19条第1項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による負傷若しくは疾病(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年長崎県条例第17号)に定める派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を含む。)により、市町村立学校職員給与条例第11条の規定に基づいて勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。)</u> (併給禁止) 第6条 略 (実績簿) 第7条 略 (手当の支給方法) 第8条 <u>月額で定められている手当は、その月の給料支給日に、その他の手当は、その月分を翌月の給料支給日に、それぞれ支給する。</u> 2 略 3 <u>任用又は退職の場合において勤務期間が1月に満たない職員に月額で定められている手当を支給する場合には、その月の現日数から職員勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。</u> (雑則) 第9条 略	(併給禁止) 第5条 略 (実績簿) 第6条 略 (手当の支給方法) 第7条 <u>手当の額が日又は時間で定められている手当は、その月分を翌月の給料支給日に支給する。</u> 2 略 (雑則) 第8条 略

(義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 義務教育等教員特別手当の支給に関する規則(昭和50年長崎県人事委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(義務教育等教員特別手当の月額) 第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあっては、その額に同条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。 (1)～(5) 略 (6) <u>市町村立学校教職員給与条例第18条の2第1項に規定する職員で学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年長崎県条例第31号）第13条の規定による夜間学級担当手当（以下この号において「夜間学級担当手当」という。）を支給されるもの</u> <u>その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第1に掲げる額に4分の3を乗じて得た額（夜間学級担当手当の支給を受けない期間にあっては、別表第1に掲げる額）</u>	(義務教育等教員特別手当の月額) 第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあっては、その額に同条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。 (1)～(5) 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

職員の給料等の支給に関する規則及び職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第8号

職員の給料等の支給に関する規則及び職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（職員の給料等の支給に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給料等の支給に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

別記様式第3号（第22条の7関係）

処 分 説 明 書			
1 処分者			
職		氏名	国
2 被処分者			
離職時の所属	氏名（ふりがな）		
離職時の職名	離職時の給料表並びに級及び号給		
採用年月日	年 月 日	離職年月日	年 月 日
3 処分の内容			
処分発令日	年 月 日	処分説明書交付日	年 月 日
根拠条項	処分の対象となる手当（期末手当・期末手当及び勤労手当）		
刑事事件との関係	職員の給料等の支給に関する規則第22条の3の規定による人事委員会との協議の終了日		
起訴日	年 月 日	逮捕日	年 月 日
処分の理由			
(史料される犯罪に係る罰条：)			
(教示)			
1 この処分についての審査請求及び処分の取消の訴え			
(1) この処分についての審査請求は、地方自治法第206条の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して3箇月以内に、長崎県知事に対して、することができます。			
(2) この処分についての処分の取消の訴えは、地方公務員法第51条の2の規定により、審査請求に対する人事委員会の議決を経た後でなければ提起することはできません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事委員会の議決を経ないで、処分の取消の訴えを提起することができます。			
① 審査請求があった日から3箇月を経過しても、人事委員会の議決がないとき。			
② 処分、処分の執行又は手続きの履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。			
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。			
この処分の取消の訴えは、審査請求に対する人事委員会の議決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県知事となります。）、提起しなければなりません。ただし、この期間であっても、人事委員会の議決があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することはできません。			
(注) この処分を行った者が特定地方独立行政法人に所属する者である場合においては、この処分の取消の訴えの被告及び訴訟において被告を代表する者は、その者が所属する特定地方独立行政法人及び同法人の長となります。			
2			
により、この説明書を受領した日の翌日から起算して3箇月を経過した後においては、この処分が行われた後の事情の変化を理由に、処分者に対し、この処分の取消を申し立てることができます。			
3 この処分は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には取り消され、一時差し止められている期末手当又は勤労手当が支給されます。			
① この処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合			
② この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合			
③ 被処分者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくこの処分に係る期末手当又は勤労手当の基準日から起算して1年を経過した場合（ただし、被処分者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。）			
④ 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当又は勤労手当の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合			
備考 教示の第2項の空白の部分には、被処分者が処分者に対し処分後の事情の変化を理由にこの処分の取消を申し立てる場合の条例及び規則の根拠条項を記載する。			

改正前

別記様式第3号（第22条の7関係）

処 分 説 明 書			
1 処分者			
職		氏名	国
2 被処分者			
離職時の所属	氏名（ふりがな）		
離職時の職名	離職時の給料表並びに級及び号給		
採用年月日	年 月 日	離職年月日	年 月 日
3 処分の内容			
処分発令日	年 月 日	処分説明書交付日	年 月 日
根拠条項	処分の対象となる手当（期末手当・期末手当及び勤労手当）		
刑事事件との関係	職員の給料等の支給に関する規則第22条の3の規定による人事委員会との協議の終了日		
起訴日	年 月 日	逮捕日	年 月 日
処分の理由			
(史料される犯罪に係る罰条：)			
(教示)			
1 この処分についての審査請求及び処分の取消の訴え			
(1) この処分についての審査請求は、地方自治法第206条の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して3箇月以内に、長崎県知事に対して、することができます。			
(2) この処分についての処分の取消の訴えは、地方公務員法第51条の2の規定により、審査請求に対する人事委員会の議決を経た後でなければ提起することはできません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事委員会の議決を経ないで、処分の取消の訴えを提起することができます。			
① 審査請求があった日から3箇月を経過しても、人事委員会の議決がないとき。			
② 処分、処分の執行又は手続きの履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。			
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。			
この処分の取消の訴えは、審査請求に対する人事委員会の議決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県知事となります。）、提起しなければなりません。ただし、この期間であっても、人事委員会の議決があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することはできません。			
(注) この処分を行った者が特定地方独立行政法人に所属する者である場合においては、この処分の取消の訴えの被告及び訴訟において被告を代表する者は、その者が所属する特定地方独立行政法人及び同法人の長となります。			
2			
により、この説明書を受領した日の翌日から起算して3箇月を経過した後においては、この処分が行われた後の事情の変化を理由に、処分者に対し、この処分の取消を申し立てることができます。			
3 この処分は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には取り消され、一時差し止められている期末手当又は勤労手当が支給されます。			
① この処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合			
② この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合			
③ 被処分者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくこの処分に係る期末手当又は勤労手当の基準日から起算して1年を経過した場合（ただし、被処分者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。）			
④ 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当又は勤労手当の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合			
備考 教示の第2項の空白の部分には、被処分者が処分者に対し処分後の事情の変化を理由にこの処分の取消を申し立てる場合の条例及び規則の根拠条項を記載する。			

(職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年長崎県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（条例第10条第4項の人事委員会規則で定める事業） 第10条の2 条例第10条第4項の人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 略 (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第21条第1項に規定する<u>再就職手当</u>の支給を受けたもの (3) 略 （就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続） 第21条 受給資格者又は条例第10条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号</u>に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「<u>就業促進定着手当</u>」という。）を除く。以下「<u>再就職手当</u>」という。）に相当する退職手当にあっては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（別記様式第13号の	（条例第10条第4項の人事委員会規則で定める事業） 第10条の2 条例第10条第4項の人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 略 (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第21条第1項に規定する<u>就業手当又は再就職手当</u>の支給を受けたもの (3) 略 （就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続） 第21条 受給資格者又は条例第10条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに<u>該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあっては就業促進手当に相当する退職手当支給申請書（別記様式第13号の4）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着</u>

5) に、同号に該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあっては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（別記様式第13号の6）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあっては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（別記様式第14号）に、条例第10条第11項第5号の規定による退職手当にあっては移転費に相当する退職手当支給申請書（別記様式第15号）に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（別記様式第16号の2）に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（別記様式第16号の3）にそれぞれ受給資格者証、高年齢受給資格者証又は特例受給資格者証を添えてもとの任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格者証、高年齢受給資格者証又は特例受給資格者証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあっては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（別記様式第13号の5）に、同号に該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあっては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（別記様式第13号の6）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあっては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（別記様式第14号）に、条例第10条第11項第5号の規定による退職手当にあっては移転費に相当する退職手当支給申請書（別記様式第15号）に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（別記様式第16号の2）に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（別記様式第16号の3）にそれぞれ受給資格者証、高年齢受給資格者証又は特例受給資格者証を添えてもとの任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格者証、高年齢受給資格者証又は特例受給資格者証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

別記様式第13号の4（表面）（第21条関係）
削除

別記様式第13号の4（表面）（第21条関係）

就業手当に相当する退職手当支給申請書									
1 申請者	氏名		住所	〒	(電話)				
2 就職先の事業所 (下記3①の場合のみ記載)	名称				事業所番号				
	所在地	〒			(電話)				
3 職業に就いた日等について記載してください。 (記載に当たっては裏面の注意書きをよくお読みください。)	①一の雇用契約の期間が7日以上である場合								
	イ 一週間の所定労働時間	時間	分	ロ 雇用年月日	令和	年	月	日	
	ハ 雇用期間	(イ) 定めなし	(ロ) 定めあり	→	令和	年	月	日まで	
	ニ 支給対象期間中の就業日数	合計	日						
	②①以外の就業								
	イ 就業先の事業所等	ロ 就業期間	ハ 就業日数	ニ 就業内容					
	(電話)		日						
	(電話)		日						
	(電話)		日						
	(電話)		日						
		合計	日						
上記2及び3①の記載事実に誤りのないことを証明する。 令和 年 月 日 事業主 名称 (取扱者氏名又は印) 代表者氏名									
4	上記2及び3の事業所の事業主は、受給資格に係る離職前の事業主（関連事業主を含む。）であるか否か				イ 離職前事業主である ロ 離職前事業主ではない				
5	申請に係る就業について、安定所への求職の申込みの日前に雇用の予約があったか否か				イ 雇用の予約があった ロ 雇用の予約はない				
6	申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1カ月である場合に、安定所、地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介を受けたか				イ 紹介を受けた ロ 紹介を受けてない				
職業紹介事業者の名称 (電話)									
職員の退職手当に関する条例施行規則第21条第1項の規定により上記のとおり就業手当に相当する退職手当の支給を申請します。 令和 年 月 日 申請者氏名									
(任命権者) 様									
次回申請日	※処理欄	支給金額	円	備考					
月 日まで		支給決定年月日	令和 年 月 日						
				課長		係長		係	

別記様式第13号の4（裏面）（第21条関係）
削除

別記様式第13号の4（裏面）（第21条関係）

注意事項

1 この申請書は、原則として、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間（就業手当に相当する退職手当）中に職業に就いた（就業した）場合（注）、その失業の認定を受け 日（認定日＝確認日（就業手当に相当する退職手当））に受給資格者証を添えて提出すること。

ただし、就職して被保険者資格を取得した場合など、その就職以後失業の認定を受ける必要のない方については、その後の支給申請を支給対象期間ごとに行うこととした場合の確認日から次の確認日の前日までの間に代理人または郵送によって申請しても差し支えないこと（この場合、「次回申請日」欄を確認の上、その日までに支給申請を行うこと）。ただし、代理人による申請の場合は、委任状が必要となる。

（注）就業手当に相当する退職手当の支給対象となる職業に就いた（就業した）場合とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合（原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合を含む。）で、かつ、安定した職業（※）以外に就業した場合をいう。（※ここでいう「安定した職業に就いたこと」とは、「1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就き、又は事業（その事業により受給資格者が自立することができる公共職業安定所長が認めたものに限る。）を開始したこと」をいう。）

2 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。

3 2の「就職先の事業所」欄には、3の①の「一の雇用契約の期間が7日以上である場合」（注）に該当する場合に記入すること。

また、記載内容を証明する書類（雇用契約書、雇入通知書等）の写しを添付すること。

（注）「一の雇用契約の期間が7日以上である場合」とは、上記1の注意書きに掲げた就業であって、7日以上の期間について雇用契約を締結して就業するすべての場合をいうこと。

4 事業主は、「就職して被保険者資格を取得した場合などその就職以後失業の認定の必要のない方」であって、郵送又は代理人による申請が認められる場合について、2及び3の①欄の記載内容の証明を行うこと。この場合、事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還とさらにそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。

5 3の②欄には、3の①欄に該当する就業以外のすべての就業について以下の要領で記入すること。

「イ 就業先の事業所等」欄には、就業先の事業所等（自宅であれば「自宅」と記載。自営業開始活動を行った場合など特定できないものは記載不要）とその電話番号（自宅の場合は記載不要）を記入すること。

「ロ 就業期間」欄には、その就業した日について「イ 就業先の事業所等」ごとにすべて記入すること（記入例：「5月12日から5月15日まで」を雇用契約期間として就業した場合は、「5/12～5/15」と記入。「5月1日、5月4日、5月10日」の日ごとに就業した場合は、「5/1、5/4、5/10」と記入。）。

「ハ 就業日数」欄には、「イ 就業先の事業所等」ごとに就業した日数の合計を記入し、「合計」欄には支給対象期間中の就業日数の合計を記入すること。

「ニ 就業の内容」欄には、その就業の具体的な内容を簡潔に記入すること。

6 この申請書には、就業したことを証明する給与明細書などの資料の写しを添付すること。

7 4及び5欄は、雇用契約を締結して就業する場合に該当するものを○で囲むこと。

この場合、4欄の「関連事業主」とは、あなたが就業した事業所が一定の資本の状況から見て離職前の事業主と密接な関係にあるもの（出資等の割合が50%を超えるもの）である他の事業主のことをいう。

8 6欄は、離職理由による給付制限を受けている場合には、その期間中の最初の1カ月間について該当するものを○で囲むこと。この場合、申請に係る就業について、職業紹介事業者から紹介を受けて就業したものであるときには、その職業紹介事業者の名称と電話番号を記入すること。

なお、「地方公共団体」とは、職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをい、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者のことをいう。

9 ※印欄には、記載しないこと。

別記様式第13号の5（表面）（第21条関係）

再就職手当に相当する退職手当支給申請書
(必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。)

① 申請者	氏名		住所	〒	(電話)
-------	----	--	----	---	------

事業主

の 証 明	② 就職先の事業所 (開始した事業)	名 称			事業所番号					
		所 在 地	(電話)							
		事業の種類								
	③ 雇入年月日 (事業開始年月日)	令和	年	月	日	④ 採用内定年月日	令和	年	月	日
	⑤ 職 種			⑥ 一週間の所定労働時間			時間	分		
⑦ 貸金月額	万 千円		⑧ 雇用期間	イ 定めなし → 令和 年 月 日まで ロ 定めあり (年 カ月) 契約更新条項 (イ 有 ロ 無) 1年を超えて雇用する見込み (イ 有 ロ 無)						
⑨ 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 令和 年 月 日 事業主 名称 (取扱者氏名又は印) 代表者氏名										

※ 処 理 欄	⑩ ③の雇入年月日又は事業 開始年月日前3年間に おける就業についての再就職 手当に相当する退職手当又は 常用就職支度手当に相当す る退職手当の受給の有無	イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する 退職手当を受給したことがある。	
		ロ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する 退職手当のいずれも受給したことがない。	
	職員の退職手当に関する条例施行規則第21条第1項の規定により上記のとおり再就職手当に相当する 退職手当の支給を申請します。 令和 年 月 日 申請者氏名 (任命権者) 様		
	所 定 給 付 日 数	日	備 考
	支 給 残 日 数	日	
支 給 金 額	円		
支給決定年月日	令和 年 月 日		

(注) 記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

別記様式第13号の5（裏面）（第21条関係）
略

別記様式第13号の5（表面）（第21条関係）

再就職手当に相当する退職手当支給申請書

① 申請者	氏名		住所	〒	(電話)
-------	----	--	----	---	------

事業主

の 証 明	② 就職先の事業所 (開始した事業)	名 称			事業所番号					
		所 在 地	(電話)							
		事業の種類								
	③ 雇入年月日 (事業開始年月日)	令和	年	月	日	④ 採用内定年月日	令和	年	月	日
	⑤ 職 種			⑥ 一週間の所定労働時間			時間	分		
⑦ 貸金月額	万 千円		⑧ 雇用期間	イ 定めなし → 令和 年 月 日まで ロ 定めあり (年 カ月) 契約更新条項 (イ 有 ロ 無) 1年を超えて雇用する見込み (イ 有 ロ 無)						
⑨ 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 令和 年 月 日 事業主 名称 (取扱者氏名又は印) 代表者氏名										

※ 処 理 欄	⑩ ③の雇入年月日又は事業 開始年月日前3年間に おける就業についての再就職 手当に相当する退職手当又は 常用就職支度手当に相当す る退職手当の受給の有無	イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する 退職手当を受給したことがある。	
		ロ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する 退職手当のいずれも受給したことがない。	
	職員の退職手当に関する条例施行規則第21条第1項の規定により上記のとおり再就職手当に相当する 退職手当の支給を申請します。 令和 年 月 日 申請者氏名 (任命権者) 様		
	所 定 給 付 日 数	日	備 考
	支 給 残 日 数	日	
支 給 金 額	円		
支給決定年月日	令和 年 月 日		

別記様式第13号の5（裏面）（第21条関係）
略

別記様式第13号の6（表面）（第21条関係）

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書
(必ず裏面の注意書きを読んでから記載してください)

1. 氏名			2. 受給資格 証番号		
3. 住所	〒				
4. 就職先の 事業所	名 称			事業所 番 号	- -
	所在地	〒 (電話番号)			
5. 一週間の所定労働時間	時間	分	6. 求人申込み時等に明示した賃金額（月額）	万	千円
7. 雇用期間中の賃金支払状況					
①賃金支払 対象期間	② ①の 基礎 日数	③ 賃金額			④ 備考
		①A	②B	計	
月 日 ～ 月 日					
月 日 ～ 月 日					
月 日 ～ 月 日					
月 日 ～ 月 日					
月 日 ～ 月 日					
月 日 ～ 月 日					
就職年月日 ～ 月 日					
8. 上記の記載事実に誤りがないことを証明する。 令和 年 月 日 事業主 名称 (取扱者氏名又は印) 代表者氏名					
9. 職員の退職手当に関する条例施行規則第21条第1項の規定により、上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。 令和 年 月 日 (任命権者) 様 申請者氏名					
備考					

(注) 記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

別記様式第13号の6（裏面）（第21条関係）
略

別記様式第13号の6（表面）（第21条関係）

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

1. 氏名			2. 受給資格 証番号		
3. 住所	〒				
4. 就職先の 事業所	名 称			事業所 番 号	- -
	所在地	〒 (電話番号)			
5. 一週間の所定労働時間	時間	分	6. 求人申込み時等に明示した賃金額（月額）	万	千円
7. 雇用期間中の賃金支払状況					
①賃金支払 対象期間	② ①の 基礎 日数	③ 賃金額			④ 備考
		①A	②B	計	
月 日 ～ 月 日					
月 日 ～ 月 日					
月 日 ～ 月 日					
月 日 ～ 月 日					
月 日 ～ 月 日					
月 日 ～ 月 日					
就職年月日 ～ 月 日					
8. 上記の記載事実に誤りがないことを証明する。 令和 年 月 日 事業主 名称 (取扱者氏名又は印) 代表者氏名					
9. 職員の退職手当に関する条例施行規則第21条第1項の規定により、上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。 令和 年 月 日 (任命権者) 様 申請者氏名					
備考					

別記様式第13号の6（裏面）（第21条関係）
略

別記様式第14号（表面）（第21条関係）

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

(必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。)

① 申請者	氏名		住所	〒	(電話)	
-------	----	--	----	---	------	--

事業主

の証明

② 就職先の事業所	名称		事業所番号	
	所在地	(電話)		
	事業の種類			
③ 雇入年月日	令和 年 月 日	④ 採用内定年月日	令和 年 月 日	
⑤ 職 種		⑥ 一週間の所定労働時間	時間	分
⑦ 賃金月額	万 千円	⑧ 雇用期間	イ 定めなし → 令和 年 月 日まで ロ 定めあり (年 カ月) 契約更新条項 (イ 有 ロ 無) 1年を超えて雇用する見込み (イ 有 ロ 無)	
⑨ 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 令和 年 月 日 事業主 名称 (取扱者氏名又は印) 代表者氏名				

⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 ロ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。
--	--

職員の退職手当に関する条例施行規則第21条第1項の規定により上記のとおり常用就職支度手当に相当する退職手当の支給を申請します。
令和 年 月 日
(任命権者) 様 申請者氏名

備考	
----	--

※ 処 理 欄 支給金額 円 支給決定年月日 令和 年 月 日

(注) 記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

別記様式第14号（裏面）

略

別記様式第19号（表面）（第24条第1項関係）

略

別記様式第19号（裏面）

(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支払差止処分理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考1 ※には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を記載すること。
2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

別記様式第14号（表面）（第21条関係）

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

① 申請者	氏名		住所	〒	(電話)	
-------	----	--	----	---	------	--

事業主

の証明

② 就職先の事業所	名称		事業所番号	
	所在地	(電話)		
	事業の種類			
③ 雇入年月日	令和 年 月 日	④ 採用内定年月日	令和 年 月 日	
⑤ 職 種		⑥ 一週間の所定労働時間	時間	分
⑦ 賃金月額	万 千円	⑧ 雇用期間	イ 定めなし → 令和 年 月 日まで ロ 定めあり (年 カ月) 契約更新条項 (イ 有 ロ 無) 1年を超えて雇用する見込み (イ 有 ロ 無)	
⑨ 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 令和 年 月 日 事業主 名称 (取扱者氏名又は印) 代表者氏名				

⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 ロ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。
--	--

職員の退職手当に関する条例施行規則第21条第1項の規定により上記のとおり常用就職支度手当に相当する退職手当の支給を申請します。
令和 年 月 日
(任命権者) 様 申請者氏名

備考	
----	--

※ 処 理 欄 支給金額 円 支給決定年月日 令和 年 月 日

別記様式第14号（裏面）

略

別記様式第19号（表面）（第24条第1項関係）

略

別記様式第19号（裏面）

(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支払差止処分理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考1 ※には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を記載すること。
2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

別記様式第20号（表面）（第24条第2項関係） 略 別記様式第20号（裏面）	別記様式第20号（表面）（第24条第2項関係） 略 別記様式第20号（裏面）																
<table><tr><td colspan="2">(退職時の所属)</td></tr><tr><td>(退職時の職名)</td><td>(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)</td></tr><tr><td colspan="2">(支払差止処分の理由)</td></tr><tr><td colspan="2">(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合</td></tr></table> 備考1 ※には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を記載すること。 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。	(退職時の所属)		(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)	(支払差止処分の理由)		(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合		<table><tr><td colspan="2">(退職時の所属)</td></tr><tr><td>(退職時の職名)</td><td>(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)</td></tr><tr><td colspan="2">(支払差止処分の理由)</td></tr><tr><td colspan="2">(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合</td></tr></table> 備考1 ※には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を記載すること。 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。	(退職時の所属)		(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)	(支払差止処分の理由)		(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	
(退職時の所属)																	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)																
(支払差止処分の理由)																	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合																	
(退職時の所属)																	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)																
(支払差止処分の理由)																	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合																	
別記様式第21号（裏面）（第24条第3項関係） 略 別記様式第21号（裏面）	別記様式第21号（裏面）（第24条第3項関係） 略 別記様式第21号（裏面）																
<table><tr><td colspan="2">(退職時の所属)</td></tr><tr><td>(退職時の職名)</td><td>(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)</td></tr><tr><td colspan="2">(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)</td></tr><tr><td colspan="2">(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合</td></tr></table> 備考1 ※には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を記載すること。 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。	(退職時の所属)		(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)	(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)		(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合		<table><tr><td colspan="2">(退職時の所属)</td></tr><tr><td>(退職時の職名)</td><td>(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)</td></tr><tr><td colspan="2">(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)</td></tr><tr><td colspan="2">(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合</td></tr></table> 備考1 ※には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を記載すること。 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。	(退職時の所属)		(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)	(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)		(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	
(退職時の所属)																	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)																
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)																	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合																	
(退職時の所属)																	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)																
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)																	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合																	

附 則
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則第10条の2、第21条及び別記様式第13号の4の規定は令和7年4月1日から、職員の給料等の支給に関する

規則別記様式第3号及び職員の退職手当に関する条例施行規則別記様式第19条から別記様式第21号までの規定については、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前職員の給料等の支給に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第15号）及び改正前職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年長崎県人事委員会規則第3号）の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の職員の給料等の支給に関する規則及び職員の退職手当に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第9号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年長崎県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前								
別表第1（第2条関係） <table><tr><td>団体の名称</td></tr><tr><td>略</td></tr></table>	団体の名称	略	別表第1（第2条関係） <table><tr><td>団体の名称</td></tr><tr><td>略</td></tr><tr><td>地方公共団体金融機構</td></tr></table>	団体の名称	略	地方公共団体金融機構			
団体の名称									
略									
団体の名称									
略									
地方公共団体金融機構									
別表第2（第2条関係） <table><tr><td>団体の名称</td></tr><tr><td>略</td></tr><tr><td>一般社団法人佐賀・長崎鉄道管理センター</td></tr></table>	団体の名称	略	一般社団法人佐賀・長崎鉄道管理センター	別表第2（第2条関係） <table><tr><td>団体の名称</td></tr><tr><td>略</td></tr><tr><td><u>一般社団法人地方税電子化協議会</u></td></tr><tr><td>一般社団法人佐賀・長崎鉄道管理センター</td></tr><tr><td><u>一般社団法人地域創造</u></td></tr></table>	団体の名称	略	<u>一般社団法人地方税電子化協議会</u>	一般社団法人佐賀・長崎鉄道管理センター	<u>一般社団法人地域創造</u>
団体の名称									
略									
一般社団法人佐賀・長崎鉄道管理センター									
団体の名称									
略									
<u>一般社団法人地方税電子化協議会</u>									
一般社団法人佐賀・長崎鉄道管理センター									
<u>一般社団法人地域創造</u>									

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第10号

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和元年12月24日長崎県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第1（第5条関係）職種別基準表 ア 行政職給料表職種別基準表						別表第1（第5条関係）職種別基準表 ア 行政職給料表職種別基準表					
職種又は職名	学歴免許等	基礎号給		上限		職種又は職名	学歴免許等	基礎号給		上限	
		職務の級	号給	職務の級	号給			職務の級	号給	職務の級	号給

略						
母子自立支援員 （社会福祉主事任用資格なし）		略				
幼児教育アドバイザー	高校卒	1	1	1	61	
発達障害者地域支援マネジャー	高校卒	1	1	1	89	
略						
採用力向上支援員		略				
労働相談員	高校卒	1	1	1	61	
略						
イ 医療職給料表（一）職種別基準表						
職種又は職名	学歴免許等	基礎号給		上限		
		職務の級	号給	職務の級	号給	
医師	大学6卒	1	1	1	65	
ウ 医療職給料表（二）職種別基準表						
職種又は職名	学歴免許等	基礎号給		上限		
		職務の級	号給	職務の級	号給	
略						
エ 医療職給料表（三）職種別基準表						
職種又は職名	学歴免許等	基礎号給		上限		
		職務の級	号給	職務の級	号給	
略						

略						
母子自立支援員 （社会福祉主事任用資格なし）		略				
略						
採用力向上支援員		略				
略						
イ 医療職給料表（二）職種別基準表						
職種又は職名	学歴免許等	基礎号給		上限		
		職務の級	号給	職務の級	号給	
略						
ウ 医療職給料表（三）職種別基準表						
職種又は職名	学歴免許等	基礎号給		上限		
		職務の級	号給	職務の級	号給	
略						

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第11号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年長崎県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等） 第5条の7 略 2～7 略 8 時間外勤務制限開始日から起算して条例第7条の6第2項及び第3項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間について請求が	（育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等） 第5条の7 略 2～7 略 8 時間外勤務制限開始日から起算して条例第7条の6第2項及び第3項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間について請求が

あったものとみなす。 (1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合 (2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合 (病気休暇) 第10条 略 2 略 3 職員が、公傷休暇、<u>健康管理休暇</u>又は特別休暇（第13条第8号及び第15号の休暇を除く。）の期間中に負傷し、又は疾病にかかり、当該休暇期間満了後引き続き病気休暇を受けようとするときは、負傷又は疾病により勤務に服することができないと診断された日をもって、その病気休暇期間の起算日とする。 (健康管理休暇) 第12条 <u>健康管理休暇</u>の期間は、必要と認められる期間とする。 (休暇の算定) 第16条 休暇（介護休暇及び介護時間を除く。次項において同じ。）の単位は、第13条第8号の特別休暇については60分間（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、30分間）、年次休暇、病気休暇（<u>第10条第1項第8号に規定する疾患のために治療する場合、又は第10条第2項ただし書の適用を受けるものに限る。</u>）及び特別休暇（第13条第8号の休暇を除く。）については1日又は1時間、その他の休暇については1日とする。ただし、年次休暇、第13条第5号の2及び第9号から第12号までの休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。 2及び3 略 (休暇の請求手続) 第18条 略 2 略 3 <u>健康管理休暇</u>を請求しようとする女子職員は、その期間を記載した書面を、第13条第6号の特別休暇を請求しようとする女子職員は、その事由及び期間を記載した書面をあらかじめ所属長に提出しなければならない。 4～10 略	あったものとみなす。 (1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合 (2) 当該請求に係る子が、<u>条例第7条の6第2項の規定による請求にあっては3歳に、同条第3項の規定による請求にあっては小学校就学の始期に達した場合</u> (病気休暇) 第10条 略 2 略 3 職員が、公傷休暇、<u>生理休暇</u>又は特別休暇（第13条第8号及び第15号の休暇を除く。）の期間中に負傷し、又は疾病にかかり、当該休暇期間満了後引き続き病気休暇を受けようとするときは、負傷又は疾病により勤務に服することができないと診断された日をもって、その病気休暇期間の起算日とする。 (生理休暇) 第12条 <u>生理休暇</u>の期間は、必要と認められる期間とする。 (休暇の算定) 第16条 休暇（介護休暇及び介護時間を除く。次項において同じ。）の単位は、第13条第8号の特別休暇については60分間（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、30分間）、年次休暇、病気休暇（第10条第2項ただし書の適用を受けるものに限る。）及び特別休暇（第13条第8号の休暇を除く。）については1日又は1時間、その他の休暇については1日とする。ただし、年次休暇、第13条第5号の2及び第9号から第12号までの休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。 2及び3 略 (休暇の請求手続) 第18条 略 2 略 3 <u>生理休暇</u>を請求しようとする女子職員は、その期間を記載した書面を、第13条第6号の特別休暇を請求しようとする女子職員は、その事由及び期間を記載した書面をあらかじめ所属長に提出しなければならない。 4～10 略
--	--

附 則

この規則は令和7年4月1日から施行する。

会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第12号

会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年長崎県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(年次休暇以外の休暇)	(年次休暇以外の休暇)

第17条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第13号、第16号及び第17号に掲げる場合にあっては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である者に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

(1)～(8) 略

(9) 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 別表第6の1週間の勤務日の日数欄（週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあっては1年間の勤務日の日数欄）に掲げる勤務日の日数の区分に応じ、一の年度において、日数（有給）欄の日数の範囲内の期間

(10)～(17) 略

2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第2号及び第3号に掲げる休暇にあっては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である者に限る。）に対して、当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

(1)～(8) 略

(9) 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前二号に掲げる場合を除く。） 別表第6の1週間の勤務日の日数欄（週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあっては1年間の勤務日の日数欄）に掲げる勤務日の日数の区分に応じ、一の年度において日数（無給）欄の日数の範囲内の期間

(10)及び(11) 略

3 略

別表第6（第17条第1項第9号、第2項第9号関係）

1週間の勤務日の日数	5日	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで
日数（有給）	10日	7日	5日	3日	2日
日数（無給）	80日	83日	85日	87日	88日

第17条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第13号、第16号及び第17号に掲げる場合にあっては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である者であって、6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

(1)～(8) 略

(9) インフルエンザに罹患したため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 2日の範囲内の期間

(10)～(17) 略

2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第2号及び第3号に掲げる休暇にあっては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である者であって、6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。）に対して、当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

(1)～(8) 略

(9) 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前二号に掲げる場合を除く。） 一の年度において90日間

(10)及び(11) 略

3 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
二二一
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト